

五條市老人保健福祉計画
及び
第9期五條市介護保険事業計画

令和6年3月

五條市

はじめに

従前より、我が国の高齢化が急速に進行していることは指摘されていますが、今後は社会を支える現役世代の人口減少も急速に進んでいくことが予測されており、介護保険をはじめとした福祉分野では、限りある人材を有効に活用しつつ、「地域共生社会」の実現に向けて取り組みを進めているところです。

五條市における高齢化と少子化の傾向は、益々その度合いを強めています。令和5年時点で高齢化率がほぼ40%となっており、2人から3人に1人は高齢者という状況となっています。

奈良県内及び全国と比較しても高齢化が進行している本市において、高齢者人口自体も減少傾向にあるなかで、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、様々な分野と連携しながら施策を進めていく必要があります。

今回策定しました「五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画」では、「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」で掲げた五條市が目指す将来像を共有していくため、第8期計画に引き続き計画の全体目標を「～地域包括ケアシステムの構築を通して目指す姿～ 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」と決めました。

高齢者やその家族を取り巻く環境が変化する中であっても、五條市で暮らす全ての高齢者が、生きがいと役割を持ち、安心して最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、地域の特性や社会の変化に柔軟に対応しながら本計画を運用し、各取り組みを推進してまいります。

また、高齢者福祉の分野のみならず、地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた取り組みが必要となっており、地域共生社会の実現に向けて、引き続き五條市版地域包括ケアシステムの充実・深化を図ることとし、高齢者が地域で安心して暮らせる体制整備を進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様や地域ケア会議にご参加いただきました皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、並びに関係者の皆様に、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

五條市長 **平岡 清司**



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 介護保険制度改正のポイント	4
5. 計画の策定体制	6
6. 日常生活圏域の設定	7
第2章 五條市の高齢者を取り巻く状況	9
1. 五條市の人口構造	9
2. 介護保険事業の状況	13
3. 将来展望	24
4. 圏域別の将来人口	26
5. 第8期計画の評価検証	32
第3章 五條市が目指す将来像	40
1. 地域包括ケアの体制整備	40
2. 計画の全体目標	40
3. 構成要素	41
4. 施策体系	43
第4章 施策の展開	45
1. 安心・安全	45
2. つながり・支え合い	61
3. 生きがい・役割	71
4. 健康	75
第5章 介護保険事業基盤の整備	88
1. 介護保険事業の基本的な方向	88
2. 介護サービス等の見込量	89
3. 介護サービス給付費等の見込額	100
4. 介護保険料の設定	103
5. 介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保	109
第6章 計画の推進にあたって	112
1. 連携・協働の推進体制	112
2. 計画の進捗管理	113
資料編	114

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化が進む我が国においては、高齢者の増加と現役世代の人口の減少が同時に進行しています。高齢化の進行に伴う福祉への需要がますます高まる一方、需要に対応するための人手の不足といったミスマッチが顕在化し始めている中、福祉制度の持続可能性を確保し、超高齢社会に対応した社会のあり方が求められています。

介護保険制度は創設以来 20 年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきた一方、要支援・要介護認定者の増加や介護サービスの需要増は急速に進行しています。特に、高齢者人口がピークに達するとともに現役世代の人口が急減することが見込まれる令和 22 (2040) 年を見据え、制度の持続可能性を確保していくことがより重要となっています。

市町村の介護保険事業計画は、第 6 期（平成 27～29 年度）計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、地域包括ケアシステムの段階的な構築が目指されてきました。第 9 期となる今回は、令和 7 (2025) 年を境として、いわゆる「団塊の世代」の多くが 75 歳以上となる時期を迎えることとなり、これまで構築してきた地域包括ケアシステムについて一層の深化を図っていくことが重要となっています。

また、福祉分野全般においては、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。地域で暮らす方々の力も借りながら、分野横断的に対応できる包括的な支援体制の整備を進めていくことも重要です。

本市においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進しているところです。

このたび、「五條市老人保健福祉計画及び第 8 期五條市介護保険事業計画（以下、「第 8 期計画」という。）」が最終年度を迎えるにあたり、引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、継続して地域包括ケアシステムの構築を進めるため、加えて現役世代の人口が急減する令和 22 (2040) 年を念頭に置き、本市の高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指して、「五條市老人保健福祉計画及び第 9 期五條市介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、本市における高齢者への保健、福祉の基本的な考え方と方策を明らかにした老人福祉計画（老人福祉法により介護保険事業計画と一体的に作成することが義務づけられています。）と、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要支援・要介護認定者数の推計や各種サービスの利用意向等から算定された介護保険サービスの見込量、サービス提供体制の確保方策等、介護保険事業の円滑な実施に関する事項を定めた介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

■本計画の法令の根拠

老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の性格

「老人保健福祉計画」は、上記法令に基づく内容に加えて、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

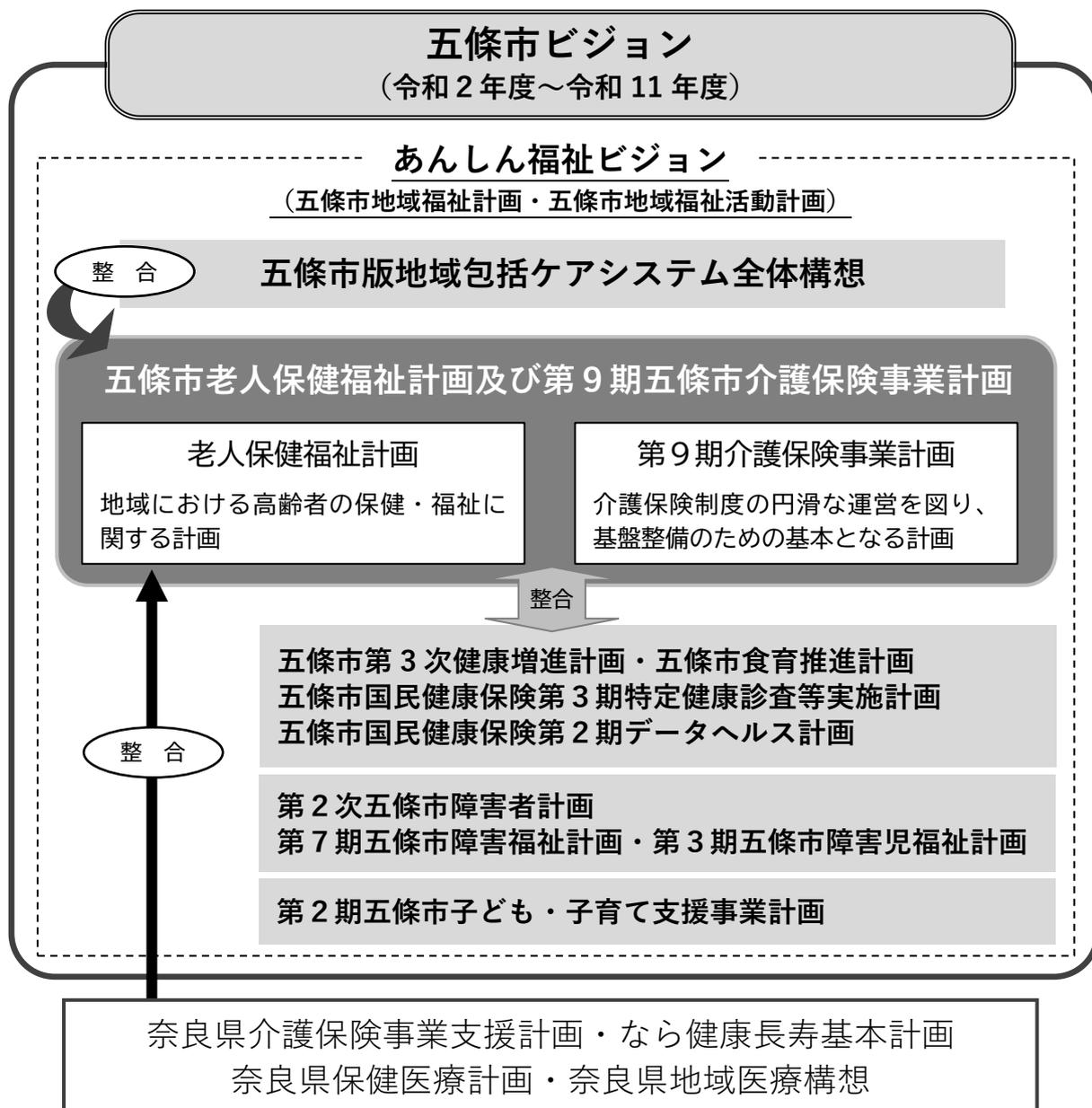
第 6 期計画以降の計画は、地域包括ケアシステムの構築のため、令和 7（2025）年までを見通した計画として策定されてきました。さらに、第 8 期計画から引き続き、現役世代が急減する令和 22（2040）年も念頭に置いた計画として、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら策定するものです。

(3) 上位計画・関連計画との整合性

本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した最上位計画である「五條市ビジョン（計画期間：令和2年度～令和11年度）」に基づきながら、福祉分野における上位計画である「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」及び本市における高齢者支援の基本的な方向性を示した、「五條市版地域包括ケアシステム全体構想（平成27年度策定）」において示された理念と方向性を共有しつつ、高齢者福祉・介護の分野における基本的な考え方と施策の方向性を示すものとなっています。したがって本計画は、これらの計画・構想と相互に整合・調和が保たれたものとなっており、障害福祉、子育て支援、健康、医療等の本市の関連計画との整合・調和を保ち策定するものです。

また、本計画は、介護保険法に基づき国が定めた基本指針の内容を踏まえるとともに、奈良県介護保険事業支援計画、奈良県保健医療計画等の県の関連計画を踏まえて策定しています。

■関連計画との関係図



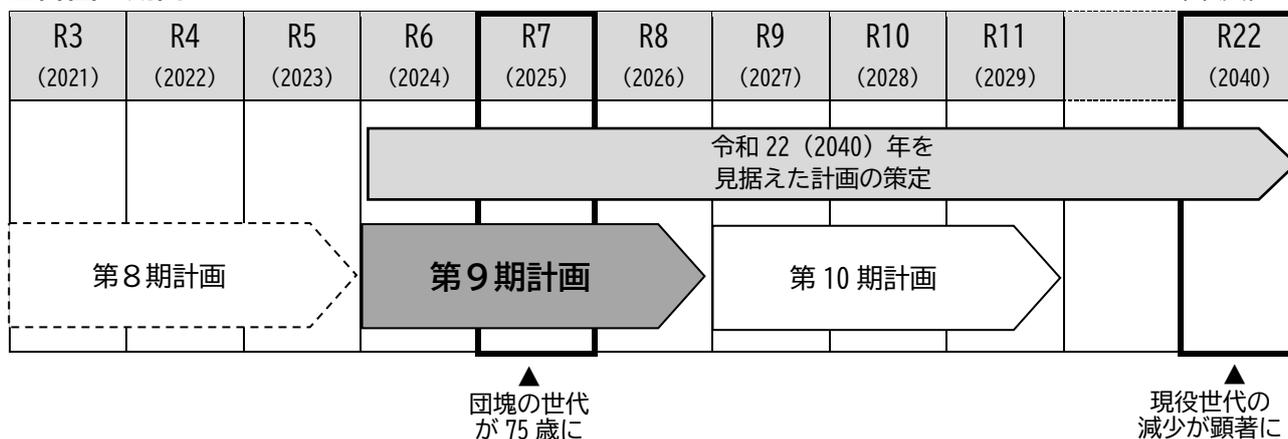
3. 計画の期間

介護保険事業計画は、3年を1期として策定するものであることから、本計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

また、中長期的な視点として、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

■計画の期間

(年度)



4. 介護保険制度改正のポイント

●基本的な考え方

①団塊の世代の後期高齢者への移行

- ・次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎える

②85歳以上人口の急増と現役世代の現象

- ・高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている

③地域の実情や将来予測に基づいた計画策定

- ・都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる

●介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスのさらなる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

●地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

5. 計画の策定体制

(1) 五條市介護保険事業計画策定委員会での審議

本計画は、広く関係者の意見をうかがうとともに、市民の意見を十分に反映するという観点から、学識経験者、保健、医療または福祉の各分野における代表、介護保険の被保険者代表、市民関係団体、市行政機関及び市議会の代表等から構成される「五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会」において議論・検討を進めました。

(2) 各種実態調査の実施

①高齢者アンケート調査

本計画の策定に先立ち、今後の高齢者支援施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、高齢者の日常生活や介護予防と要介護リスクに関する状況等を明らかにする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で生活する要支援・要介護認定者と介護・介助する家族の実態等について明らかにする「在宅介護実態調査」を実施しました。

②介護サービス事業所アンケート調査

高齢者アンケート調査だけでは十分に把握できない、介護保険サービス提供側の状況や、高齢者支援に係る課題を把握するため、介護サービス事業所を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) 圏域別地域ケア会議での意見交換

6つの日常生活圏域ごとに開催した圏域別地域ケア会議の場において、各圏域の現状と課題、本計画の概要等について説明を行うとともに、本計画についての意見交換を行いました。

(4) パブリック・コメントの実施

広く住民等から意見を聴取し、本計画等に反映させるために、パブリック・コメントを実施しました（実施期間：令和6年1月29日～2月22日）。

6. 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、並びに地域における継続的な支援体制の整備を図るために設定しています。

本市では、人口、面積や地域の特性、交通事情等を総合的に勘案し、第7期計画に引き続き、下図の6地域（旧中学校校区）を日常生活圏域として設定します。



旧中学校区を基本としています。本計画の日常生活圏域については町丁字単位で設定しています（通学路等を考慮した学校区とは一部区域界が異なります）。

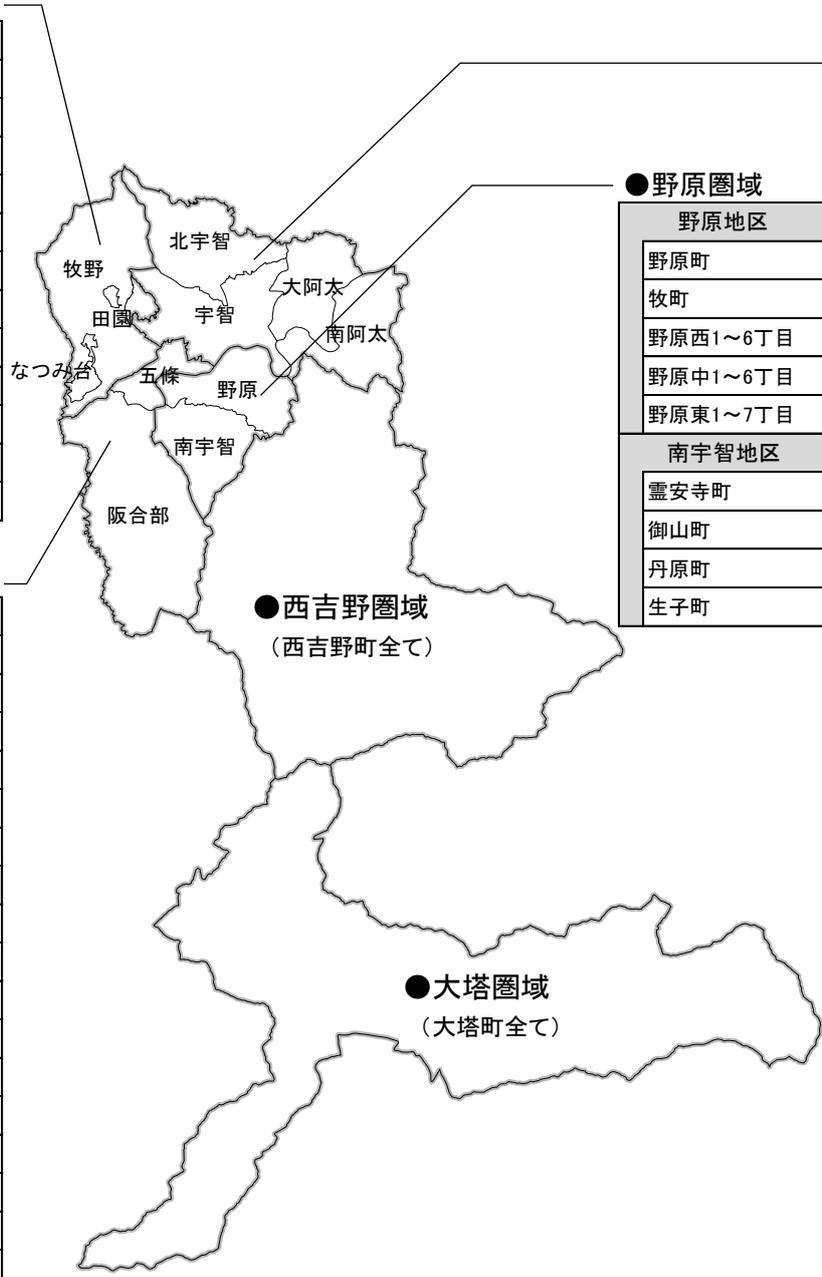
■各日常生活圏域の町丁字名一覧

●五條西圏域

牧野地区
中之町
上之町
北山町
大澤町
木ノ原町
畑田町
下之町
釜窪町
田園地区
田園1～5丁目
なつみ台地区
なつみ台1～4丁目

●五條圏域

五條地区
本町1～3丁目
五條1～4丁目
須恵1～3丁目
岡口1～2丁目
新町1～3丁目
二見1～7丁目
阪合部地区
中町
黒駒町
大野町
檜辻町
山陰町
表野町
大津町
火打町
田殿町
大深町
相谷町
上野町
犬飼町
阪合部新田町



●五條東圏域

宇智地区
今井1～5丁目
今井町
岡町
宇野町
三在町
小島町
六倉町
北宇智地区
近内町
住川町
小山町
出屋敷町
居傳町
小和町
久留野町
西久留野町
西河内町
南阿太地区
島野町
湯谷市塚町
滝町
車谷町
南阿田町
八田町
大阿太地区
東阿田町
西阿田町
山田町
原町
大野新田町

●野原圏域

野原地区
野原町
牧町
野原西1～6丁目
野原中1～6丁目
野原東1～7丁目
南宇智地区
霊安寺町
御山町
丹原町
生子町

●西吉野圏域
(西吉野町全て)

●大塔圏域
(大塔町全て)

第 2 章 五條市の高齢者を取り巻く状況

1. 五條市の人口構造

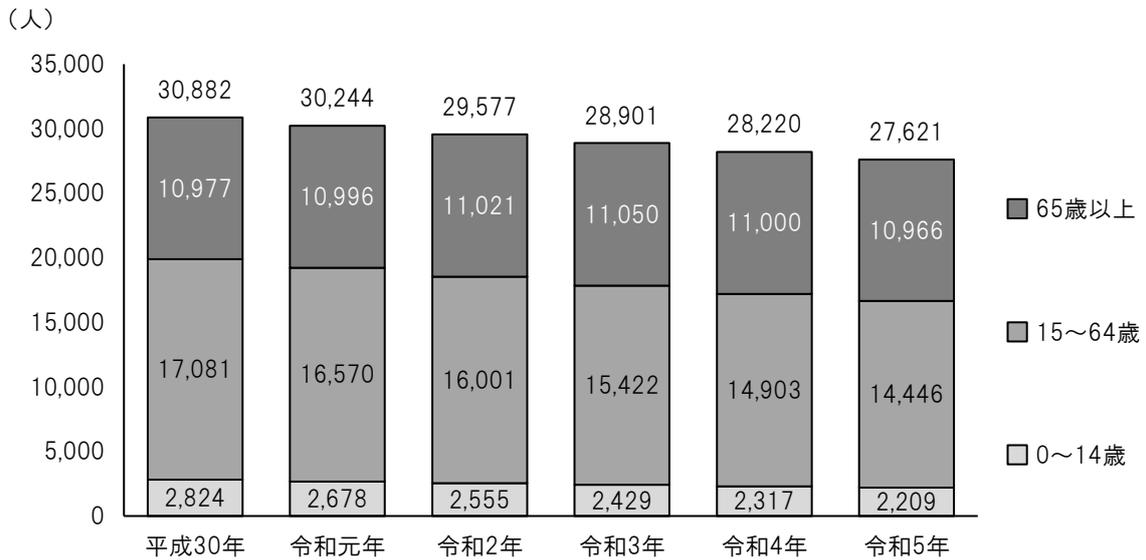
(1) 年齢別人口の推移

本市の総人口は減少が続いており、令和5年10月1日時点では27,621人となっています。

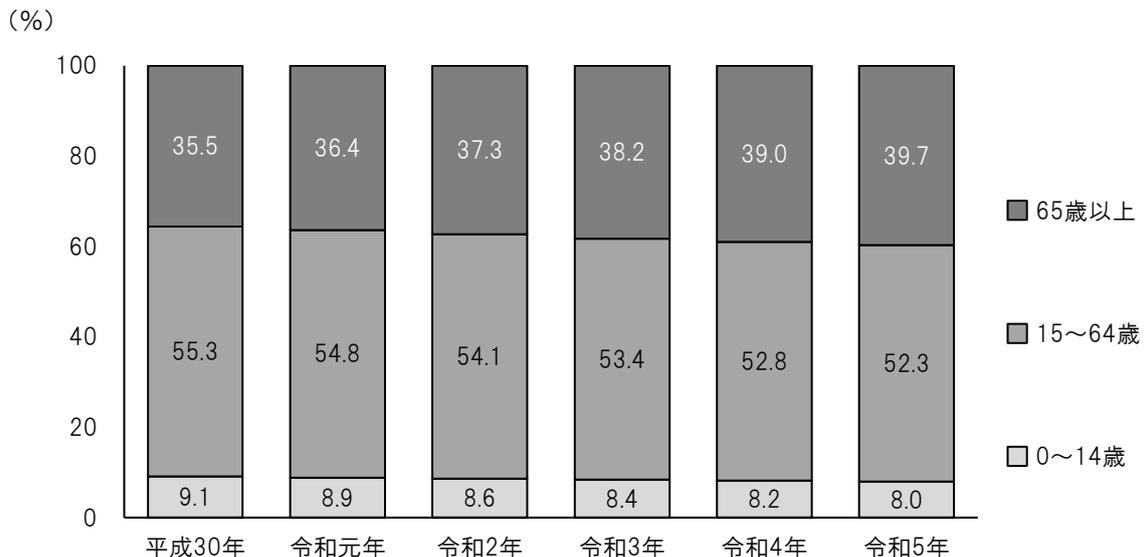
年齢3区分別で見ると、65歳以上の高齢者人口は令和3年を境として減少傾向で推移しているほか、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は継続して減少傾向で推移しています。

65歳以上人口の比率は上昇が続いており、令和5年時点では39.7%となっています。

■年齢3区分別人口



■年齢3区分別人口比率



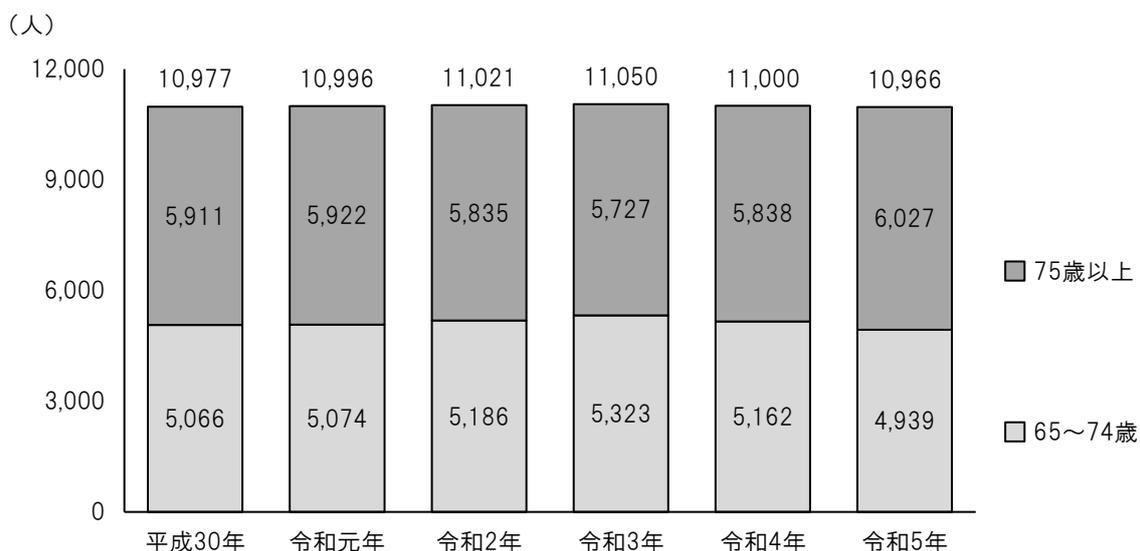
資料：五條市住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 前期・後期高齢者人口の推移

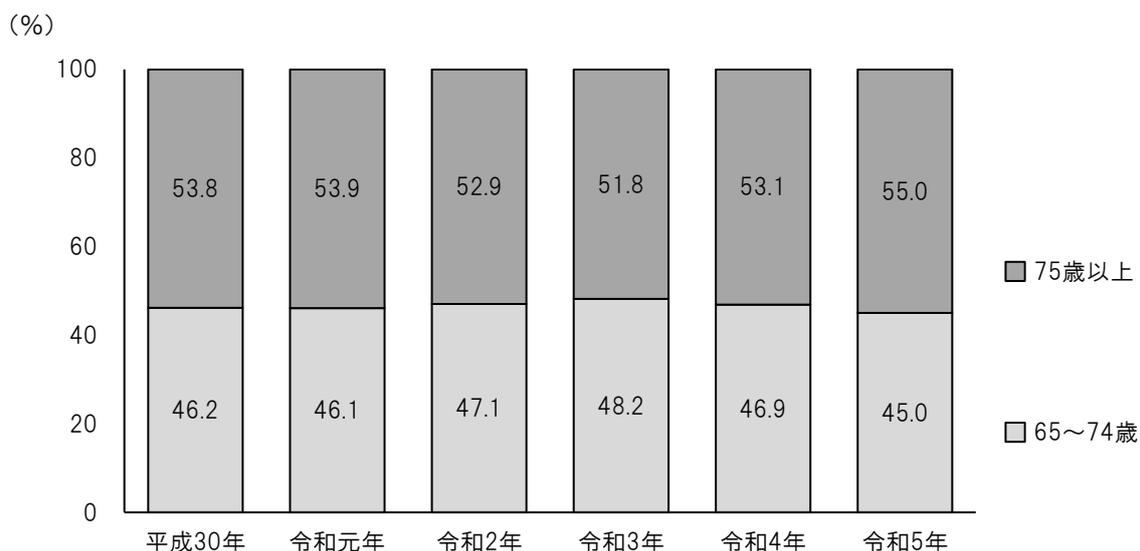
本市の高齢者人口は、前期高齢者（65～74歳）は令和3年まで増加傾向、後期高齢者人口（75歳以上）は減少傾向で推移していましたが、令和4年にはそれぞれ傾向が逆転しています。

高齢者人口に対する前期・後期高齢者人口の比率については、令和3年を境として前期高齢者は低下傾向、後期高齢者は上昇傾向となっています。

■前期・後期高齢者人口の推移



■高齢者人口に対する前期・後期高齢者人口比の推移



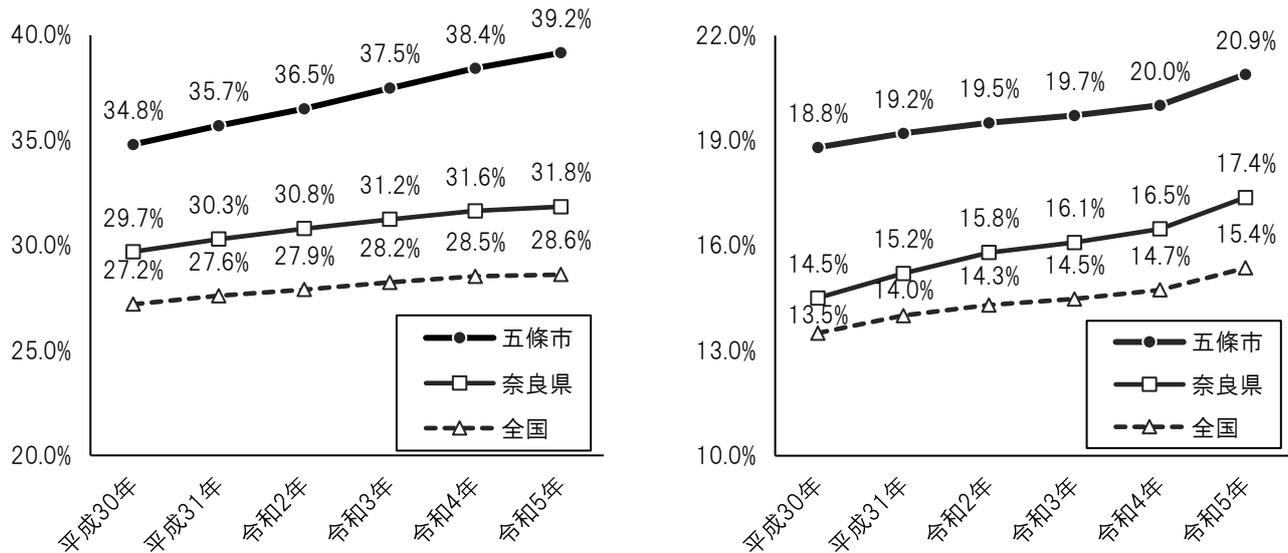
資料：五條市住民基本台帳（各年10月1日時点）

(3) 高齢化率の推移

本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は国・県を上回って推移しています。また、介護・支援のニーズが高くなる後期高齢者（75歳以上）の割合についても、国・県を上回って推移していますが、近年は県との差が縮まっています。

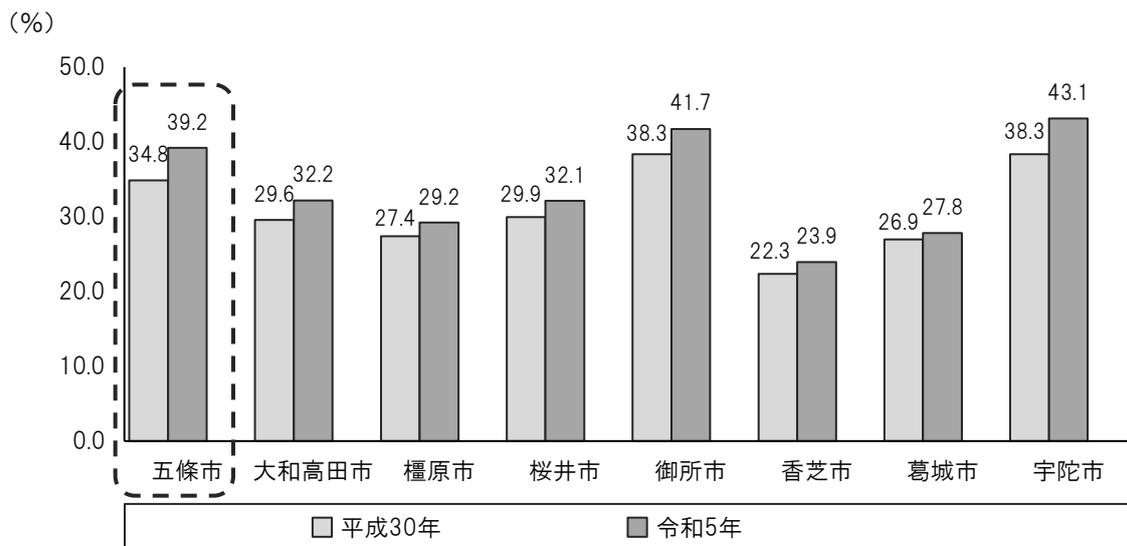
高齢化率について周辺自治体（郡部を除く）と比較して見ると、県中南部では宇陀市、御所市に次いで本市の高齢化率が高くなっています。

■高齢化率、後期高齢者の割合の推移（国・県との比較）



資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年1月1日時点）

■周辺自治体（郡部を除く）の高齢化率の推移

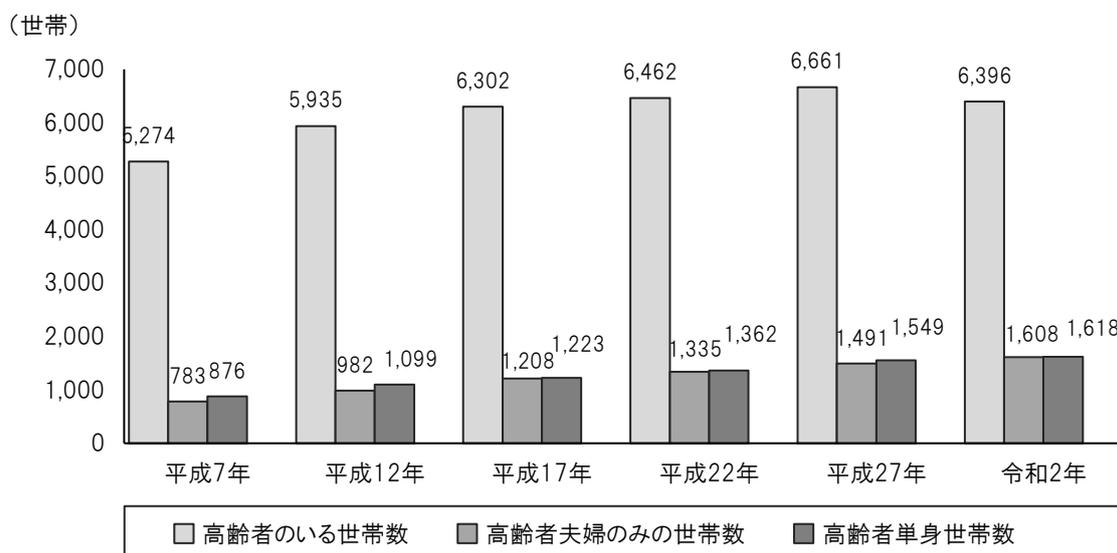


資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（各年1月1日時点）

(4) 高齢者世帯の現状

高齢者の増加に伴い、65 歳以上の高齢者のいる世帯数が増加しています。また、高齢者夫婦のみの世帯数、高齢者単身世帯数といった、高齢者のみで構成されている世帯も増加が続いており、特に近年では高齢者単身世帯数の増加幅が大きくなっています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

令和2年1月と令和5年1月に実施した「五條市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果を比較すると、「1人暮らし」「夫婦2人暮らし」の回答比率は上昇しており、65歳以上人口の増加に伴い、令和2年以降も高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯のいずれも増加していることがうかがえます。

■五條市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 家族構成に関する回答結果 (抜粋)

調査実施年月	調査対象者数※	有効回収数	1人暮らし	夫婦2人暮らし
令和2年1月	9,276人	7,042人	1,109人 (15.7%)	2,963人 (42.1%)
令和5年1月	2,000人	1,488人	253人 (17.0%)	665人 (44.7%)

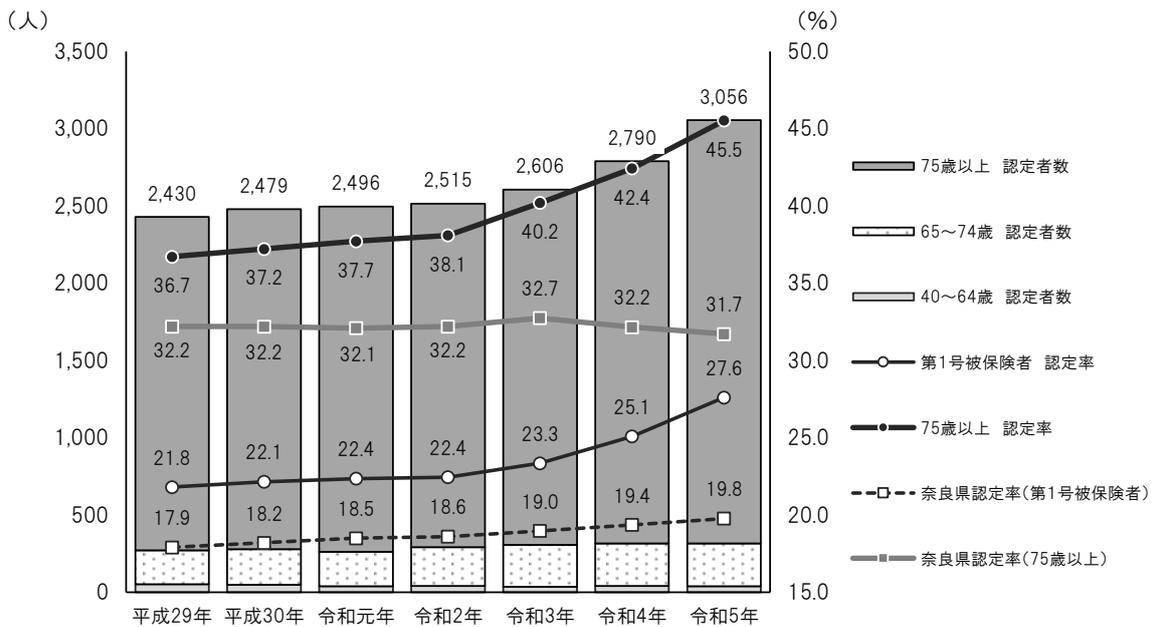
※市内在住の65歳以上の高齢者で、要支援1・2認定を受けた方、または要介護認定を受けていない方

2. 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者数・認定率の推移

本市における介護保険の第1号被保険者（65歳以上人口）の要支援・要介護認定者数は、第7期より継続して増加しています。認定率については第8期より上昇が進んでおり、第1号被保険者、75歳以上人口ともに県全体の認定率を上回っており、75歳以上人口の認定率の差が近年は広がりがつあります。

■年齢別認定者数・認定率の推移（県との比較）



単位：人、％は認定率（各年齢層の人口に対する比率）

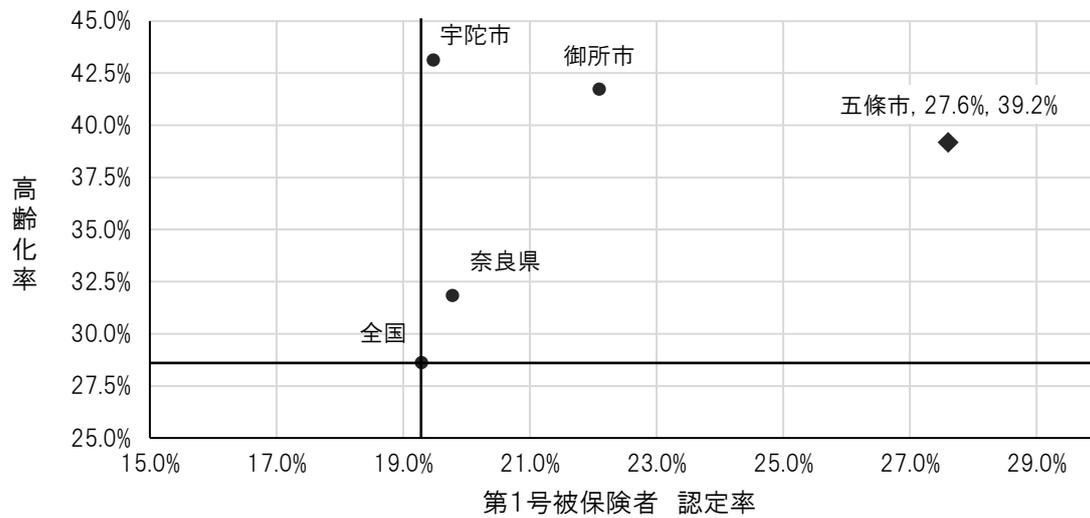
区分	期・年次	第7期			第8期		
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
五條市	合計※	2,479	2,496	2,515	2,606	2,790	3,056
		22.1%	22.4%	22.4%	23.3%	25.1%	27.6%
	75歳以上	2,200	2,234	2,223	2,299	2,474	2,741
		37.2%	37.7%	38.1%	40.2%	42.4%	45.5%
奈良県	65～74歳	231	224	251	272	275	276
		4.6%	4.4%	4.8%	5.1%	5.4%	5.6%
	40～64歳	48	38	41	35	41	39
奈良県	合計	75,728	77,652	79,224	81,302	82,965	84,784
		18.2%	18.5%	18.6%	19.0%	19.4%	19.8%
	75歳以上	65,977	68,176	69,653	71,296	73,288	75,486
		32.2%	32.1%	32.2%	32.7%	32.2%	31.7%
奈良県	65～74歳	8,340	8,084	8,195	8,672	8,327	7,929
		4.1%	4.0%	4.0%	4.3%	4.3%	4.3%
奈良県	40～64歳	1,411	1,392	1,376	1,334	1,350	1,369

※認定率については40～64歳（第2号被保険者）分を除く

資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年9月末時点）

県内の市部において、高齢化率が本市を上回る御所市、宇陀市と比較すると、本市は3市の中で最も高齢化率が低い（39.2%）一方で、認定率が最も高く（27.6%）なっています。

■高齢化率・認定率の相関図（御所市、宇陀市、国・県との比較）



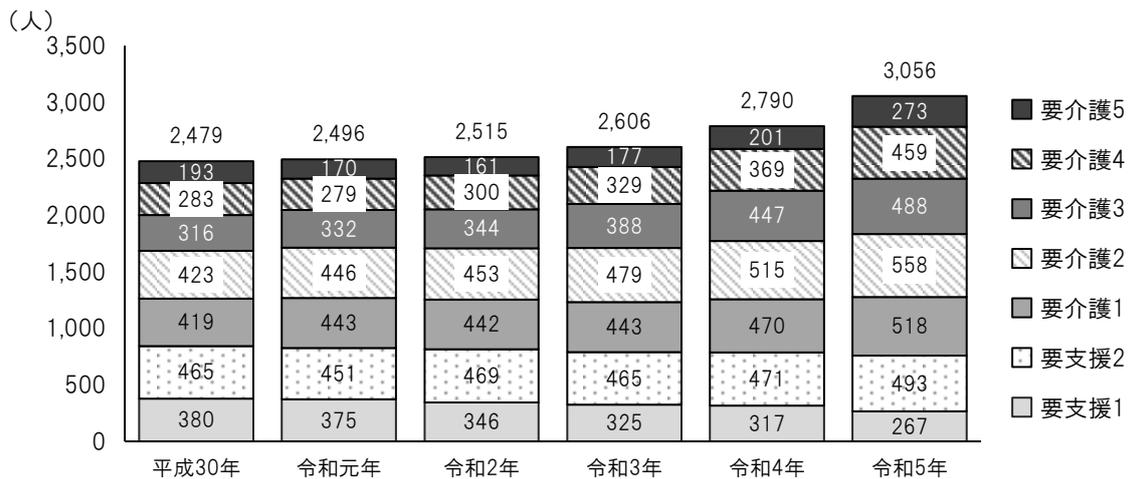
資料：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日時点）
介護保険事業状況報告（月報）（9月末時点）

(2) 介護度別認定者数の推移

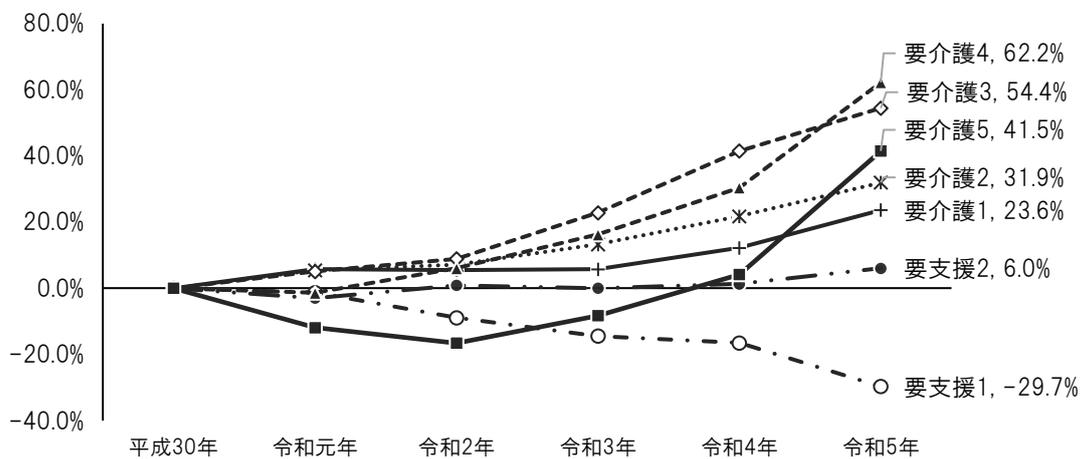
介護度別の認定者数については、要介護4が平成30年に比べて特に増加しており、次いで要介護3の増加率が高くなっています。要介護5については全体に占める割合が少ないものの、令和2年より増加に転じています。

要支援1は減少傾向、要支援2は横ばいとなっており、全体として認定者の重度化が進行していることがうかがえます。

■介護度別の認定者数の推移



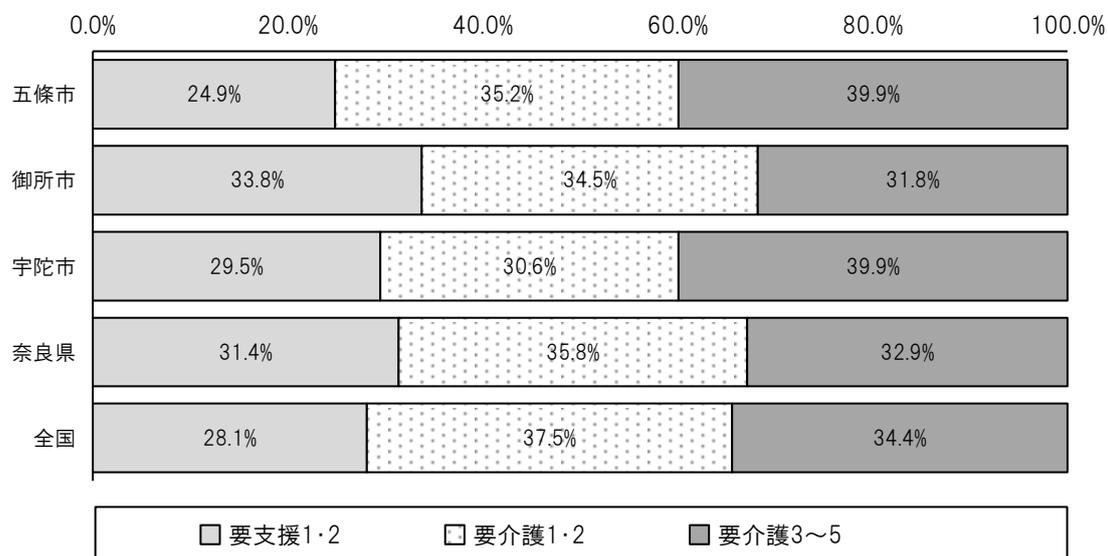
■介護度別の認定者数の増加率（平成30年を基準）



資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年9月末時点）

介護度別の認定者数の構成比について御所市、宇陀市と比較すると、本市では要介護1・2が3市の中では高くなっています。要介護3～5については宇陀市と同程度で、国、県の比率よりも高くなっています。

■介護度別の認定者数の構成比の比較（令和5年、御所市、宇陀市、県・全国との比較）



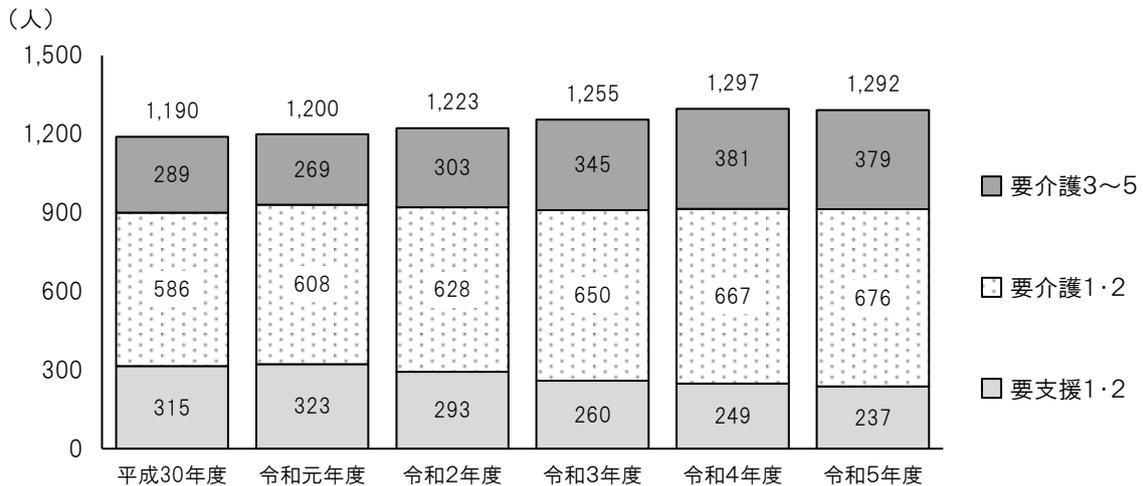
資料：介護保険事業状況報告（月報）（9月末時点）

(3) 介護保険サービスの受給者数の推移

① 居宅サービス（介護予防サービス）

居宅サービスの受給者数は増加傾向で推移しており、要支援1・2の受給者数が減少している一方で、要介護1・2、要介護3～5以上の受給者数は増加が続いています。

■ 介護度別の居宅サービス（介護予防サービス）の受給者数（月平均）の推移



注) 受給者数（月平均）は小数点以下を四捨五入したものであり、各介護度別の受給者数とその合計が一致しない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（年報）（令和5年度は当年度の半期分の月報に基づき推計）

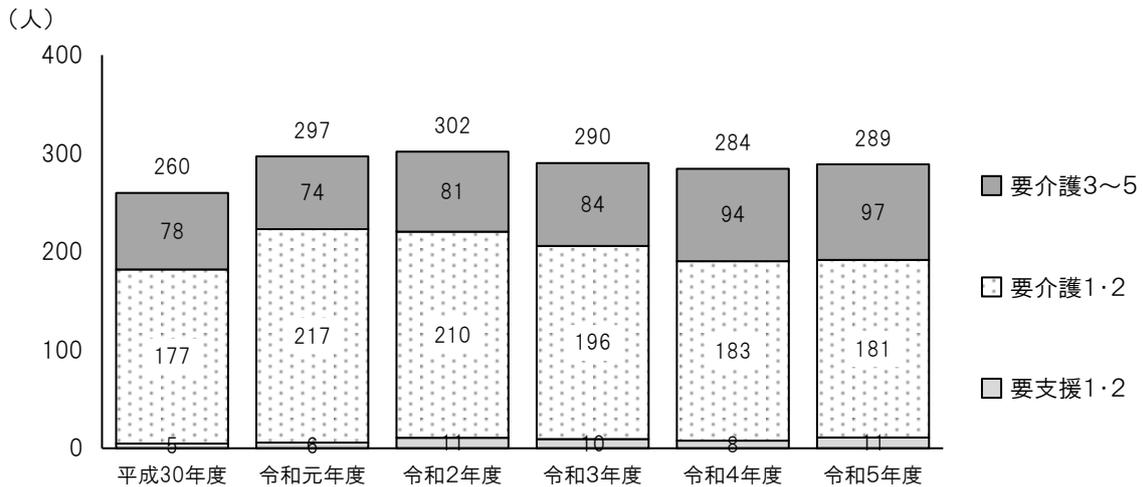
■ 第8期において本市が実施している居宅サービス（介護予防サービス）一覧

在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション 短期入所生活介護、短期入所療養介護 福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修 居宅療養管理指導、居宅介護支援（介護予防支援）
居住系サービス	特定施設入居者生活介護

②地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）

地域密着型サービスの受給者数は、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。要介護1・2は令和元年度をピークとして受給者数の減少が続いている一方、要介護3～5は令和元年度より継続して受給者数が増加しています。

■介護度別の地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の受給者数（月平均）の推移



注) 受給者数（月平均）は小数点以下を四捨五入したものであり、各介護度別の受給者数とその合計が一致しない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（年報）（令和5年度は当年度の半期分の月報に基づき推計）

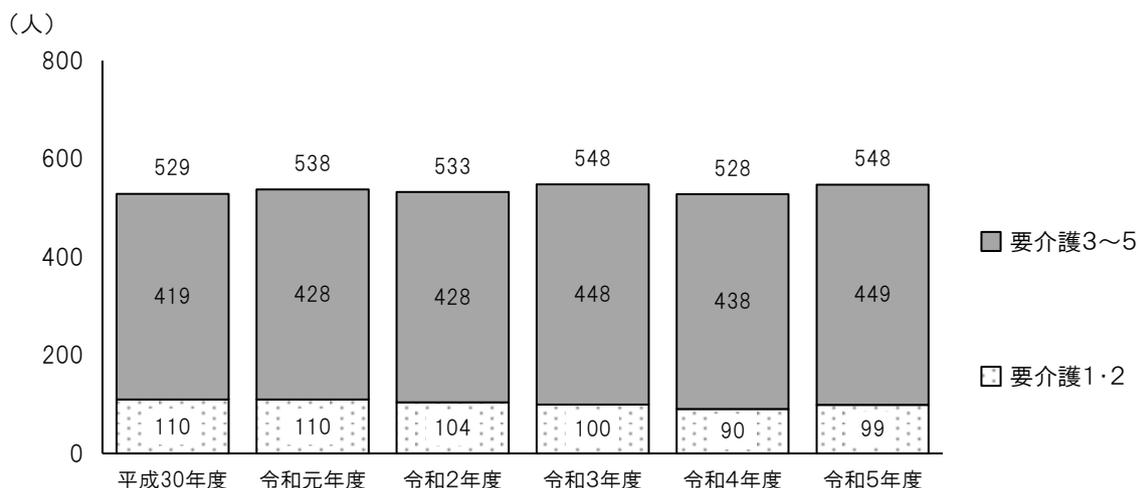
■第8期において本市が実施している地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）一覧

在宅サービス	認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

③施設サービス

施設サービスの受給者数は、増減を繰り返しながら横ばいで推移しています。要介護1・2は令和元年度をピークとして受給者数の減少が続いていましたが、令和5年度には再度増加しています。一方、要介護3～5は令和3年度から令和4年度にかけて減少しましたが、令和5年度には再度増加しています。

■介護度別の施設サービスの受給者数（月平均）の推移



注) 受給者数（月平均）は小数点以下を四捨五入したものであり、各介護度別の受給者数とその合計が一致しない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（年報）（令和5年度は当年度の半期分の月報に基づき推計）

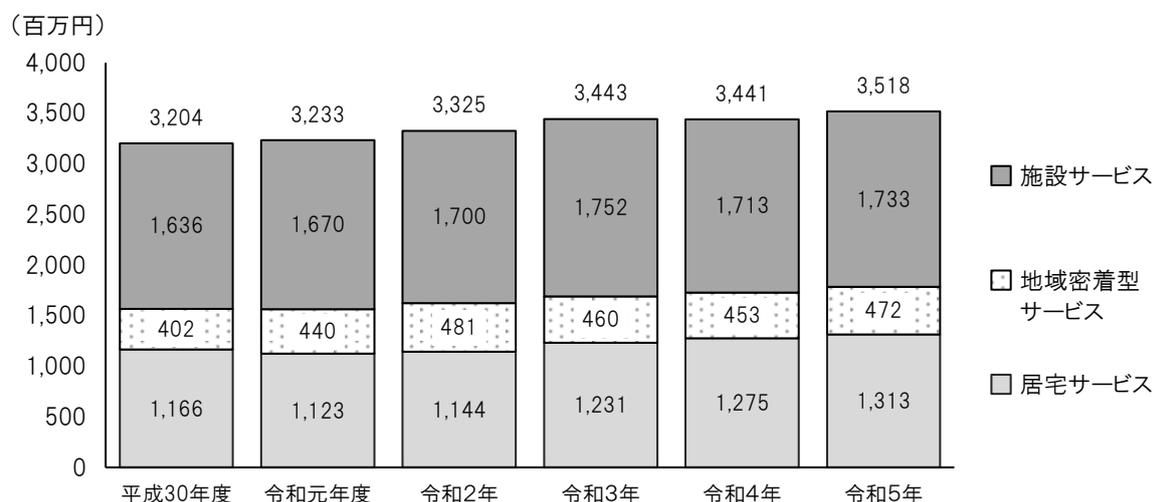
■第8期において本市が実施している地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）一覧

施設系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院
---------	---------------------------------------

(4) 介護給付費の推移

各サービスの受給者数が増加傾向にあることから、給付費についても増加傾向にあります。第8期計画における計画値と実績値の比較としては、居宅サービス及び施設サービスはほぼ計画値通りとなっていますが、地域密着型サービスについては実績値が計画値を下回っています。

■サービス別の給付費の推移



注) 給付費は百万円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

■第8期における給付費の実績値と計画値の比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績/計画	実績/計画	実績/計画
居宅サービス	1,231/1,242=99.1%	1,275/1,283=99.4%	1,313/1,300=101.0%
地域密着型サービス	460/583 =78.9%	453/622 =72.9%	472/624 =75.7%
施設サービス	1,752/1,786=98.1%	1,713/1,787=95.8%	1,733/1,787=97.0%
合計	3,443/3,611=95.4%	3,441/3,692=93.2%	3,518/3,711=94.8%

資料：介護保険事業状況報告（年報）、介護保険事業状況報告（月報）

注) 令和5年度実績は地域包括ケア「見える化」システムより算出された結果を掲載しています。

(5) 第8期計画における各サービスの利用状況

①介護予防サービス

概ねほとんどのサービスにおいて実績値が見込量を下回っていますが、介護予防特定施設入居者生活介護については実績値が見込量を上回っています。

■介護予防サービス 第8期計画における見込量と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率
介護予防訪問看護	回数(回/月)	67	166	40.6%	85	171	50.0%	97	166	58.6%
	人数(人/月)	13	23	58.0%	17	24	69.1%	17	23	73.9%
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回/月)	0	4	0.0%	7	4	179.2%	0	4	0.0%
	人数(人/月)	0	2	0.0%	1	2	41.7%	0	2	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	人数(人/月)	4	6	66.7%	4	6	66.7%	6	6	100.0%
介護予防通所リハビリテーション	人数(人/月)	40	60	66.8%	31	61	50.0%	36	61	59.0%
介護予防短期入所生活介護	日数(日/月)	28	96	29.6%	26	102	25.8%	57	96	59.7%
	人数(人/月)	7	13	50.0%	7	14	47.6%	10	13	76.9%
介護予防短期入所療養介護	日数(日/月)	3	1	258.3%	1	1	75.0%	0	1	0.0%
	人数(人/月)	0	1	41.7%	0	1	8.3%	0	1	0.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	3	2	129.2%	3	2	166.7%	3	2	150.0%
介護予防福祉用具貸与	人数(人/月)	204	252	81.0%	198	252	78.7%	188	251	74.9%
介護予防福祉用具購入	人数(人/月)	3	6	54.2%	4	6	62.5%	3	6	50.0%
介護予防住宅改修	人数(人/月)	6	10	56.7%	8	10	77.5%	9	10	90.0%
介護予防支援	人数(人/月)	247	299	82.6%	234	303	77.3%	226	301	75.1%

資料：介護保険事業状況報告（年報）、介護保険事業状況報告（月報）

注）令和5年度実績は地域包括ケア「見える化」システムより算出された結果を掲載しています。

②居宅サービス

訪問看護や通所介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、住宅改修、居宅介護支援については、実績値が見込量を上回っていますが、それ以外では実績値が見込量と同程度、あるいは見込量を下回るサービスが多くなっています。

■居宅サービス 第8期計画における見込量と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率
訪問介護	回数(回/月)	4,894	5,455	89.7%	5,185	5,704	90.9%	5,248	5,866	89.5%
	人数(人/月)	305	304	100.3%	317	317	100.0%	319	324	98.5%
訪問入浴介護	回数(回/月)	114	109	104.6%	90	109	82.6%	81	109	73.9%
	人数(人/月)	25	21	119.0%	20	21	96.8%	18	21	85.7%
訪問看護	回数(回/月)	1,635	1,421	115.1%	1,875	1,466	127.9%	2,084	1,486	140.2%
	人数(人/月)	179	145	123.7%	201	149	134.6%	209	151	138.4%
訪問リハビリテーション	回数(回/月)	163	284	57.4%	191	284	67.2%	196	284	69.0%
	人数(人/月)	17	18	96.3%	20	18	110.2%	21	18	116.7%
居宅療養管理指導	人数(人/月)	110	109	101.0%	115	109	105.9%	121	110	110.0%
通所介護	回数(回/月)	2,852	2,441	116.8%	2,979	2,546	117.0%	3,044	2,582	117.9%
	人数(人/月)	345	278	124.1%	363	290	125.0%	373	294	126.9%
通所リハビリテーション	回数(回/月)	1,367	1,504	90.9%	1,266	1,563	81.0%	1,219	1,579	77.2%
	人数(人/月)	168	175	96.0%	160	182	88.1%	155	184	84.2%
短期入所生活介護	日数(日/月)	1,525	1,752	87.1%	1,431	1,834	78.0%	1,171	1,791	65.4%
	人数(人/月)	113	118	95.4%	107	123	86.6%	95	125	76.0%
短期入所療養介護	日数(日/月)	113	134	84.2%	180	134	134.3%	265	134	197.6%
	人数(人/月)	17	19	89.5%	21	19	109.2%	27	19	142.1%
特定施設入居者生活介護	人数(人/月)	25	27	93.2%	27	26	103.8%	31	26	119.2%
福祉用具貸与	人数(人/月)	605	512	118.2%	648	535	121.2%	662	535	123.7%
特定福祉用具購入	人数(人/月)	13	12	107.6%	12	12	97.2%	16	12	133.3%
住宅改修	人数(人/月)	10	8	128.1%	11	8	136.5%	11	8	137.5%
居宅介護支援	人数(人/月)	908	858	105.8%	956	865	110.6%	963	871	110.6%

資料：介護保険事業状況報告（年報）、介護保険事業状況報告（月報）

※令和5年度実績は地域包括ケア「見える化」システムより算出された結果を掲載

③地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護については実績値と見込量が同程度となっておりますが、それ以外のサービスについては実績値が見込量を下回っています。

■地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス 第8期計画における見込量と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回/月)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数(人/月)	0	0	-	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所介護	回数(回/月)	99	467	21.2%	86	467	18.4%	75	478	15.6%
	人数(人/月)	8	41	20.5%	8	41	19.9%	6	42	14.3%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	9	18	51.9%	8	23	33.3%	9	23	39.1%
小規模多機能型居宅介護	人数(人/月)	29	36	80.6%	34	50	67.3%	34	50	68.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	0	1	16.7%	0	1	25.0%	0	1	0.0%
認知症対応型共同生活介護	人数(人/月)	86	95	90.1%	85	95	89.1%	88	95	92.6%
地域密着型通所介護	回数(回/月)	1,197	1,389	86.2%	1,087	1,412	77.0%	1,078	1,389	77.6%
	人数(人/月)	159	172	92.3%	152	175	87.0%	156	176	88.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人/月)	0	1	25.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

資料：介護保険事業状況報告（年報）、介護保険事業状況報告（月報）

※令和5年度実績は地域包括ケア「見える化」システムより算出された結果を掲載

④施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、いずれも実績値は見込量と同程度となっております。介護療養型医療施設については、介護医療院への転換が進んでおり、令和5年度の人数は0人/月に減少しています。

■施設サービス 第8期計画における見込量と実績値

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率	実績値	見込量	進捗率
介護老人福祉施設	人数(人/月)	359	364	98.6%	357	364	98.1%	366	364	100.5%
介護老人保健施設	人数(人/月)	175	174	100.8%	163	174	93.6%	164	174	94.3%
介護療養型医療施設	人数(人/月)	2	2	100.0%	0	2	8.3%	0	2	0.0%
介護医療院	人数(人/月)	13	14	95.2%	18	14	129.8%	18	14	128.6%
小計	人数(人/月)	15	16	95.8%	18	16	114.6%	18	16	112.5%

資料：介護保険事業状況報告（年報）、介護保険事業状況報告（月報）

※令和5年度実績は地域包括ケア「見える化」システムより算出された結果を掲載

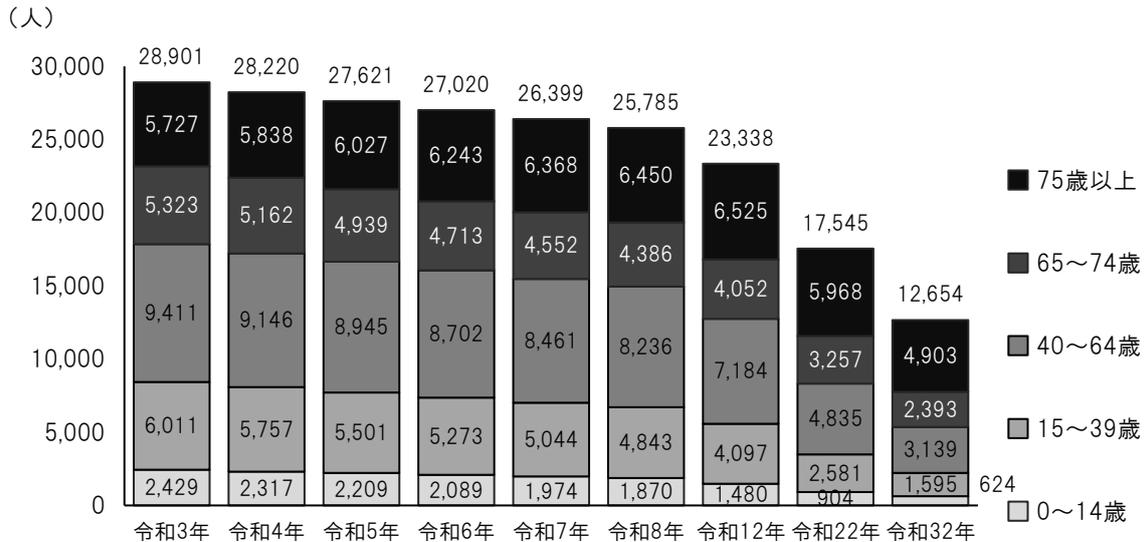
3. 将来展望

(1) 高齢者人口の推計

令和元年から令和5年の各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口に基づき、令和8年までの人口及び令和12（2030）年、令和22（2040）年、令和32（2050）年の人口を推計しました。

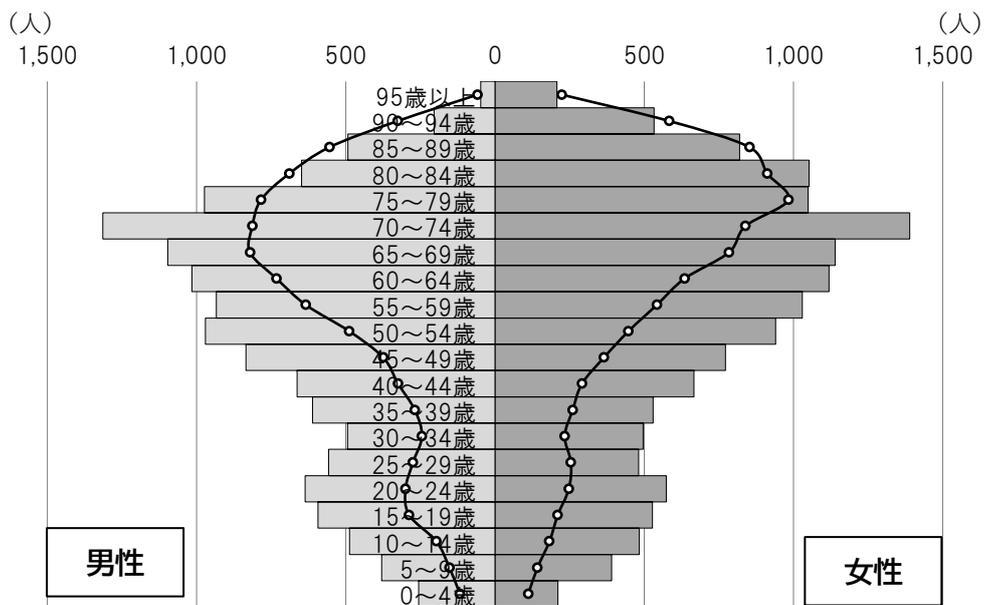
75歳以上人口は令和12年ごろまで増加傾向が続く一方、それ以降は減少に転じる見込みです。65～74歳人口は継続して減少していく予測で、65歳以上人口全体は減少が続く見込みです。

■年齢別人口の推計



※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）



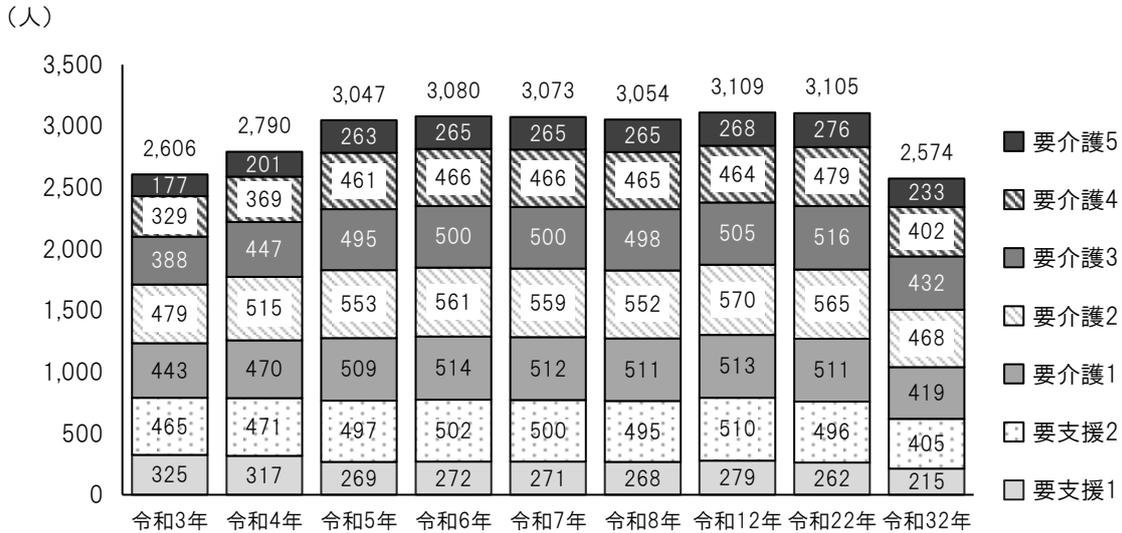
※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

75歳以上人口の増加は令和12年頃まで続きますが、認定者数は令和12年頃まではほぼ横ばいで推移していくことが見込まれています。

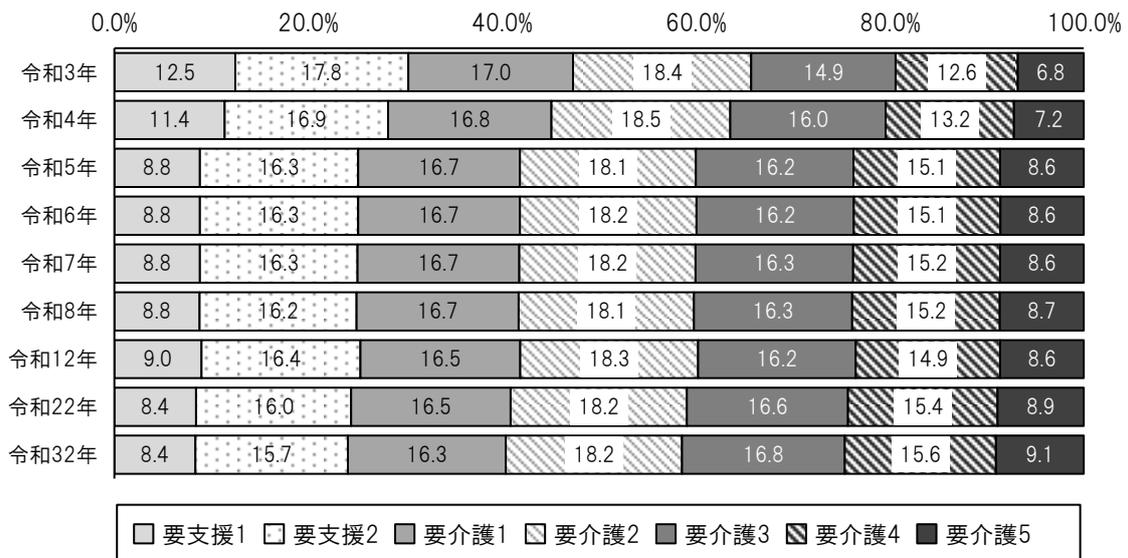
介護度別の認定者数比率については、要支援1～2、要介護1は低下が見込まれ、要介護2は横ばい、要介護3～5は上昇が見込まれています。

■介護度別認定者数の推計



※令和3年～令和5年は「介護保険事業状況報告（月報）」による実績値（各年9月末時点、令和5年のみ8月末時点）
 ※令和6年以降は将来推計人口及び令和3年～令和5年の認定状況（男女別・5歳階級年齢別）に基づき算出した推計値

■介護度別認定者数比率の推計



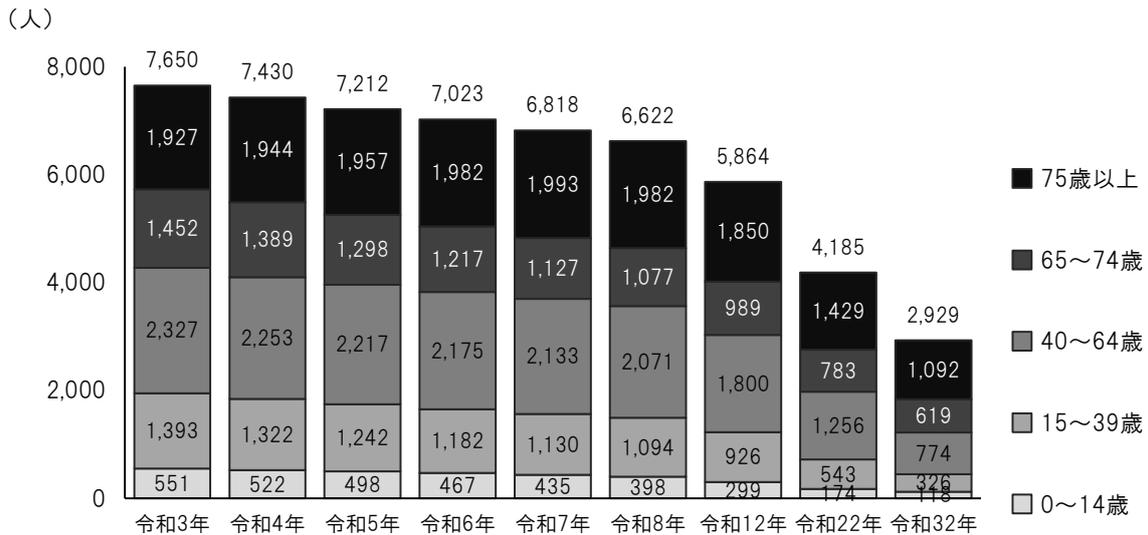
注) 構成比は小数点以下第2位で四捨五入したものであり、合計値が100.0%にならない場合があります。

4. 圏域別の将来人口

(1) 五條圏域の将来人口

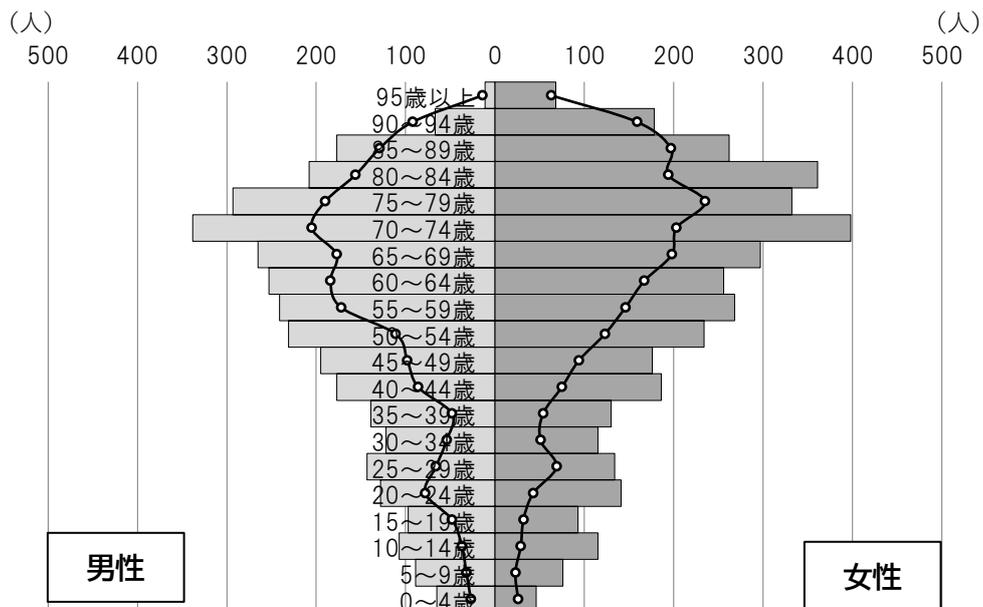
総人口は減少が継続する見込みで、高齢者人口も同様に減少傾向が続く予測です。市全体では令和12年ごろに75歳以上人口が最大となる一方、五條圏域はそれよりも早い令和7年頃にピークを迎え、それ以降は減少していく見込みです。

■五條圏域の年齢別人口の推計



※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■五條圏域の人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）

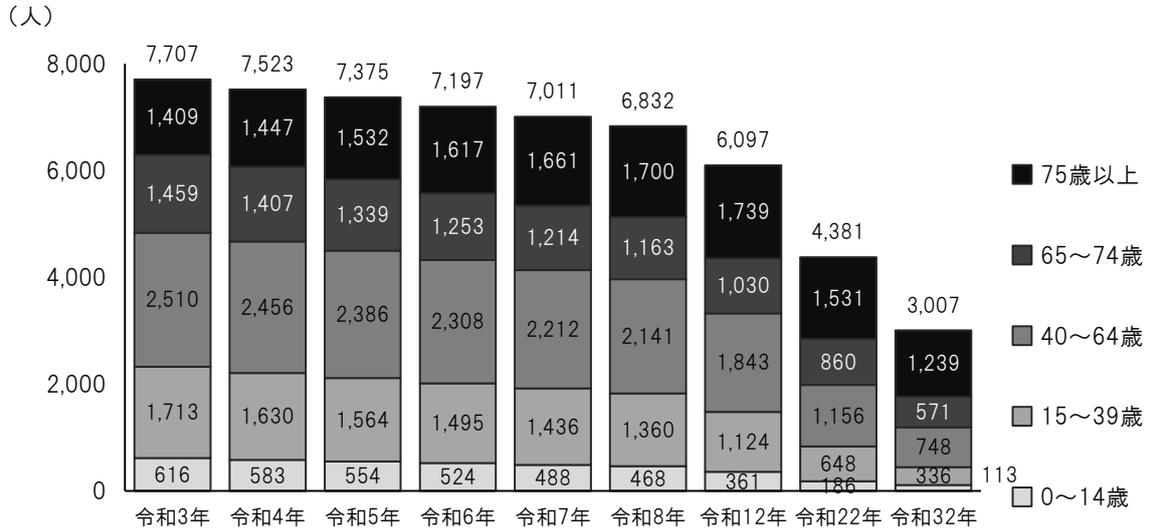


※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

(2) 五條東圏域の将来人口

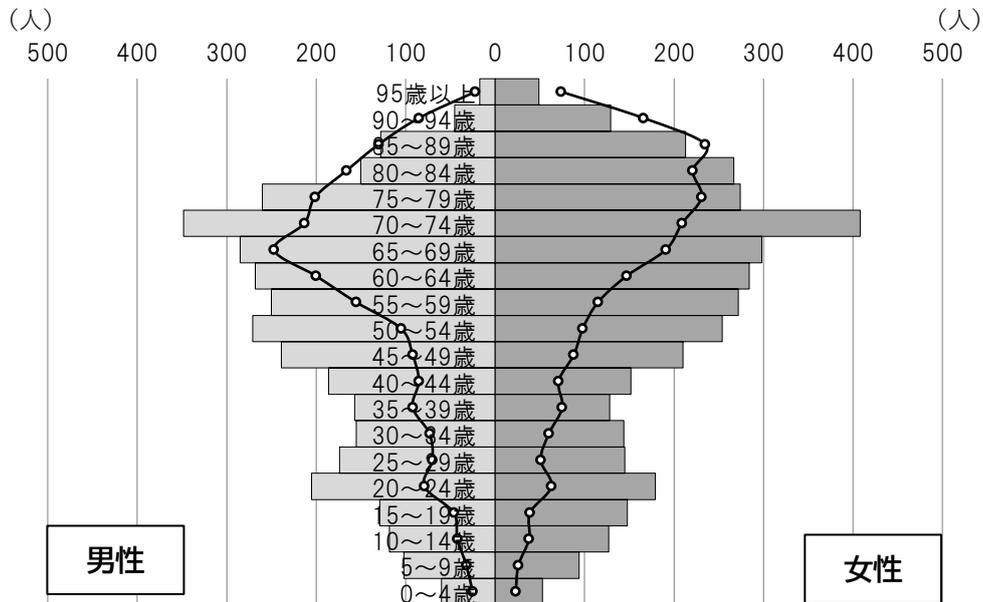
総人口は減少が継続する見込みで、高齢者人口も同様に減少傾向が続く予測です。市全体では令和12年ごろに75歳以上人口が最大となる一方、五條東圏域も同様に令和12年頃にピークを迎え、それ以降は減少していく見込みです。

■五條東圏域の年齢別人口の推計



※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■五條東圏域の人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）

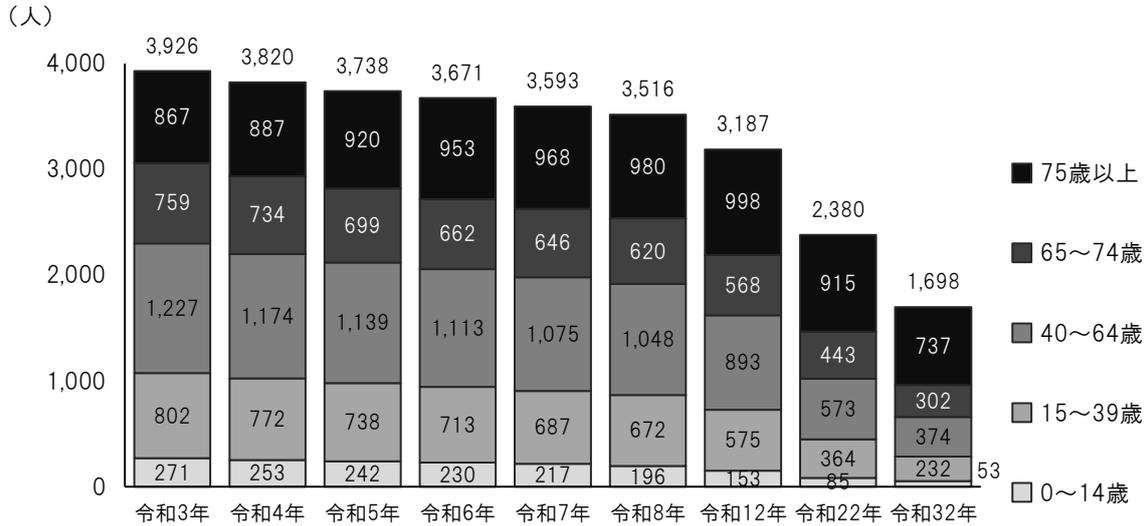


※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

(3) 野原圏域の将来人口

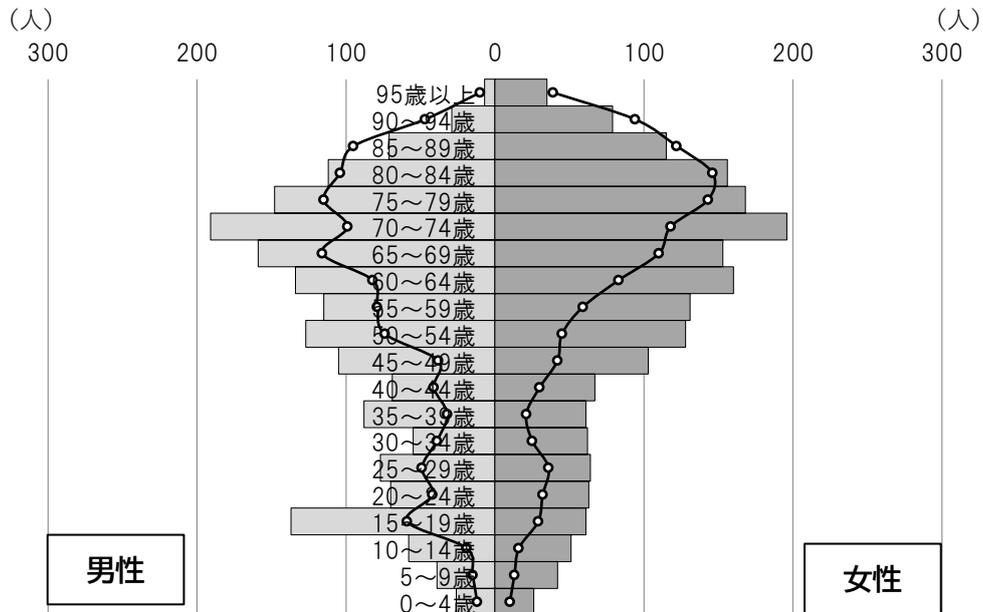
総人口は減少が継続する見込みで、高齢者人口も同様に減少傾向が続く予測です。市全体では令和12年ごろに75歳以上人口が最大となる一方、野原圏域も同様に令和12年頃にピークを迎え、それ以降は減少していく見込みです。

■野原圏域の年齢別人口の推計



※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■野原圏域の人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）

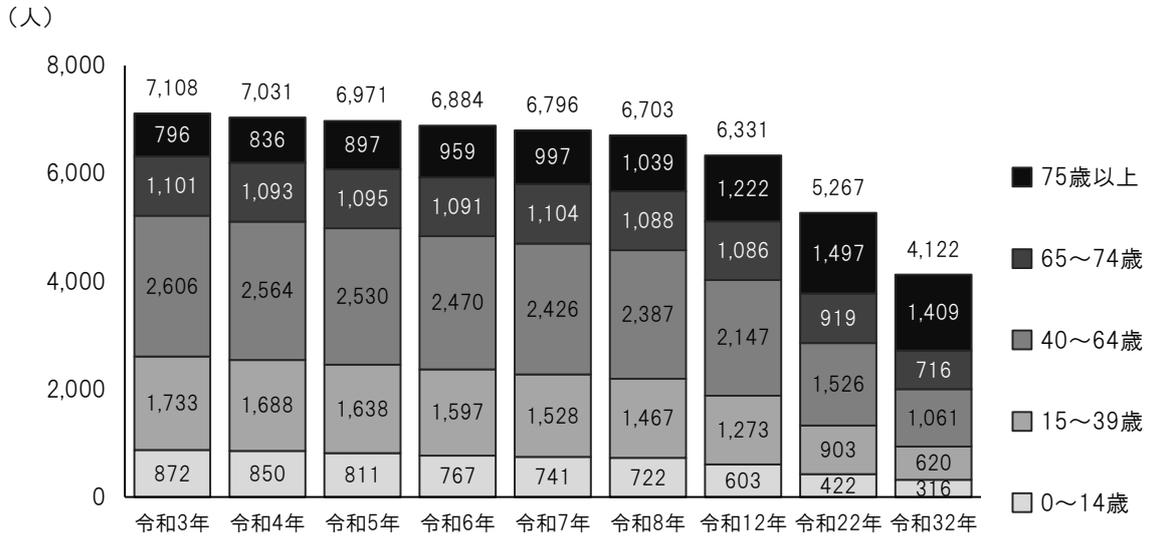


※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

(4) 五條西圏域の将来人口

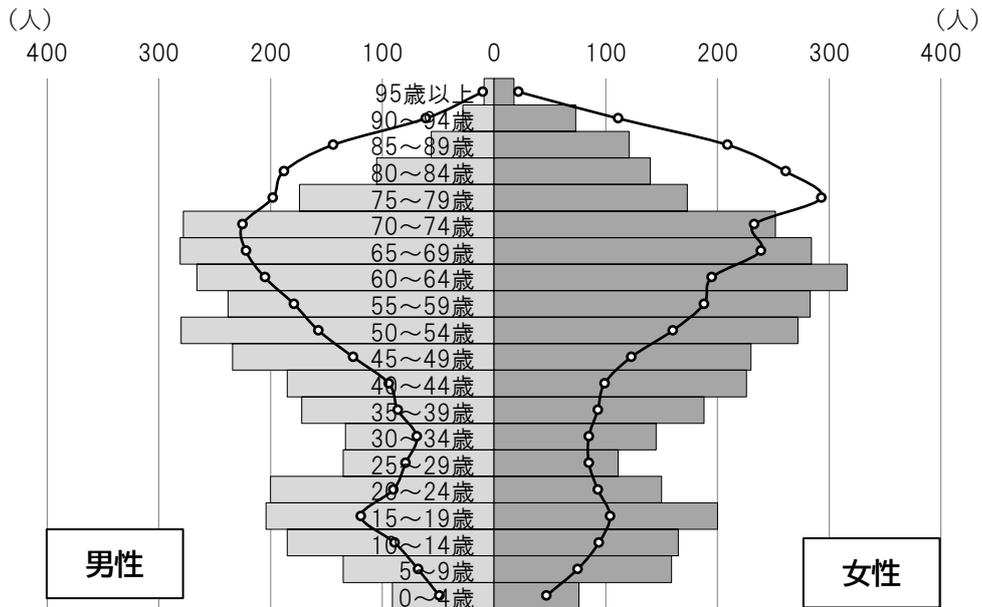
総人口は減少が継続する見込みで、高齢者人口は令和 22 年ごろまで増加が続く予測です。市全体では令和 12 年ごろに 75 歳以上人口が最大となる一方、五條西圏域は令和 22 年頃にピークを迎え、それ以降は減少していく見込みです。

■五條西圏域の年齢別人口の推計



※令和 3 年～令和 5 年は住民基本台帳人口による実績値（各年 10 月 1 日時点）
 ※令和 6 年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■五條西圏域の人口ピラミッド（令和 5 年実績、令和 22（2040）年推計の比較）

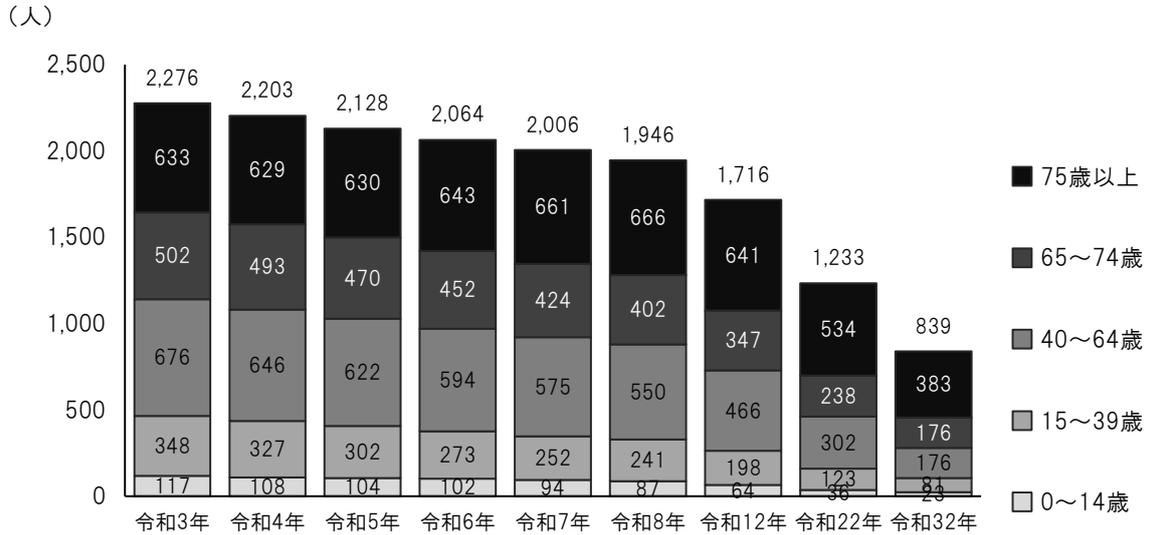


※棒グラフは令和 5 年実績、折れ線グラフは令和 22（2040）年推計

(5) 西吉野圏域の将来人口

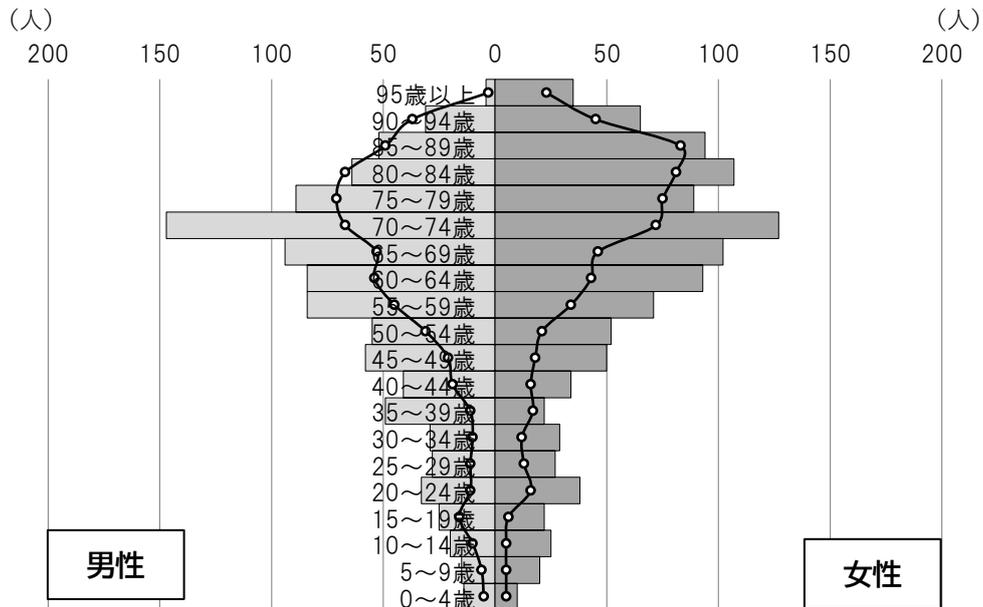
総人口は減少が継続する見込みで、令和8年以降は高齢者人口も減少に転じることが予測されています。市全体では令和12年ごろに75歳以上人口が最大となる一方、西吉野圏域はそれよりも早い令和8年頃にピークを迎え、それ以降は減少していく見込みです。

■西吉野圏域の年齢別人口の推計



※令和3年~令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■西吉野圏域の人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）

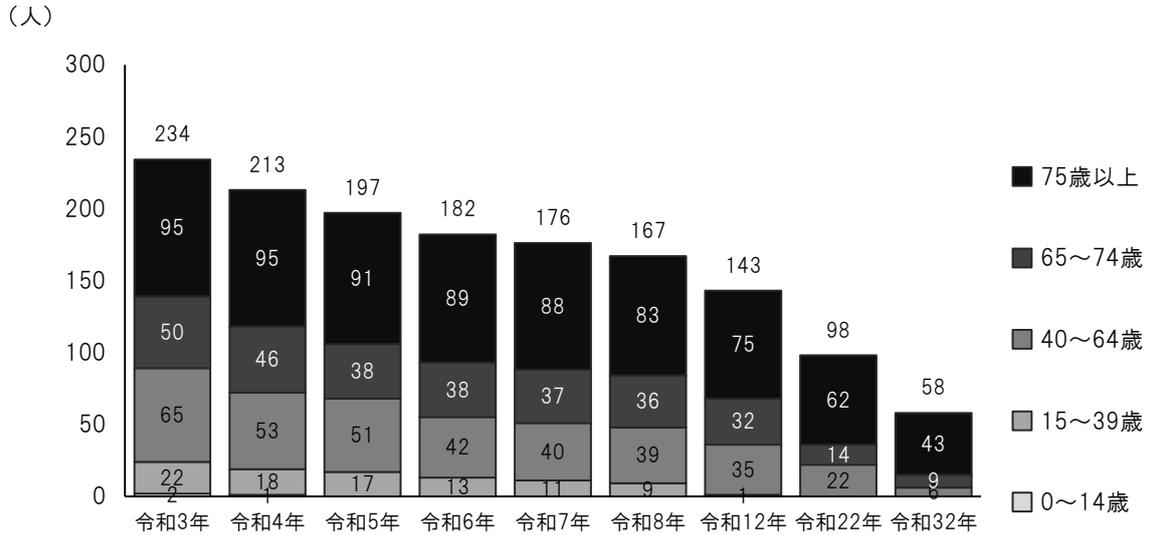


※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

(6) 大塔圏域の将来人口

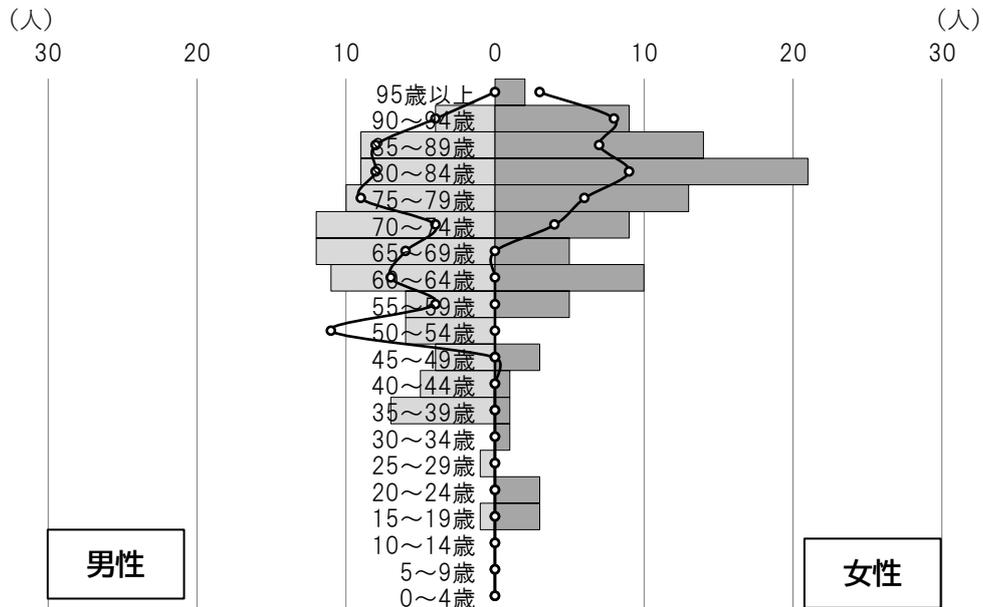
総人口は減少が継続する見込みで、高齢者人口も同様に減少傾向が続く予測です。市全体では令和12年ごろに75歳以上人口が最大となる一方、大塔圏域はすでに75歳以上人口も減少が始まっており、今後も継続する見込みです。

■大塔圏域の年齢別人口の推計



※令和3年～令和5年は住民基本台帳人口による実績値（各年10月1日時点）
 ※令和6年以降は住民基本台帳人口の実績に基づきコーホート変化率法を用いて算出した推計値

■大塔圏域の人口ピラミッド（令和5年実績、令和22（2040）年推計の比較）



※棒グラフは令和5年実績、折れ線グラフは令和22（2040）年推計

5. 第8期計画の評価検証

(1) 安心・安全

①第8期計画期間中の取り組み・課題

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●6つの日常生活圏域全てにおいて“圏域別地域ケア会議”を開催し、高齢者を取り巻く地域課題の解決に向けた関係者間のネットワークの構築と具体的な解決に向けた地域づくり・資源開発に向けた検討として、令和3年度は「五條市老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」、令和4年度は「地域の現状と課題、具体的な解決に向けての取り組みについて～目指す将来の姿～」についてグループワークを通じて意見交換を行いました。 ●総合相談の取り組みとして、第2土曜日に休日相談日をもうけるなど、専門職がチームとなって対応を行いました。 ●関係機関や協力団体、そして地域住民の人による一連の見守り体制「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の構築に取り組んでいます。構築に向けては、ホームページや広報・イベント等で協力団体を募集し、令和5年3月現在で20事業所が協力団体として登録しています。
<p>主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ケア会議については、市民にとってイメージしやすい地域の検討課題や、その課題の解決に向けて必要となる行動を具体化していくなど、地域での支え合いに対する意識向上につながるよう、テーマの選択、会議の取り組み方について工夫を図っていく必要があります。 ●見守り体制をより強固なものにし、認知症の人だけでなく高齢者の普段からの地域での一連の見守り体制につなげられるよう、ネットワークの継続的な情報提供や関連事業等への協力の呼びかけを事業の拡充を図ります。 ●「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の充実に向け、協力団体として、市内の企業や団体の募集を継続するとともに、「見守りあんしんシール」の事前登録を推進するとともに、在宅で生活されている認知症の人やその家族が安心して地域で生活できる地域づくりに取り組みます。

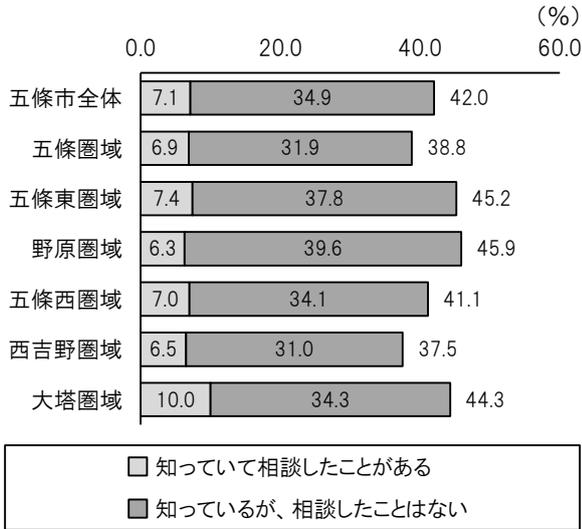


▲圏域別地域ケア会議

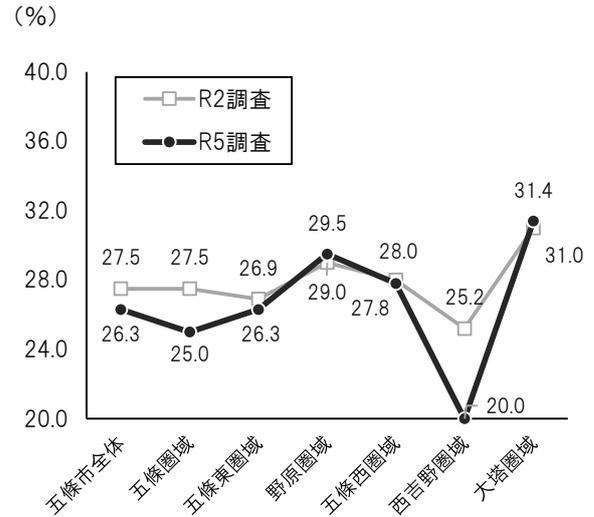


▲認知症サポーター養成講座

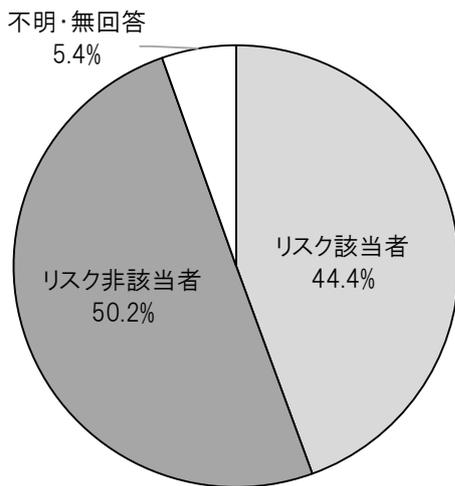
■地域包括支援センターの認知度



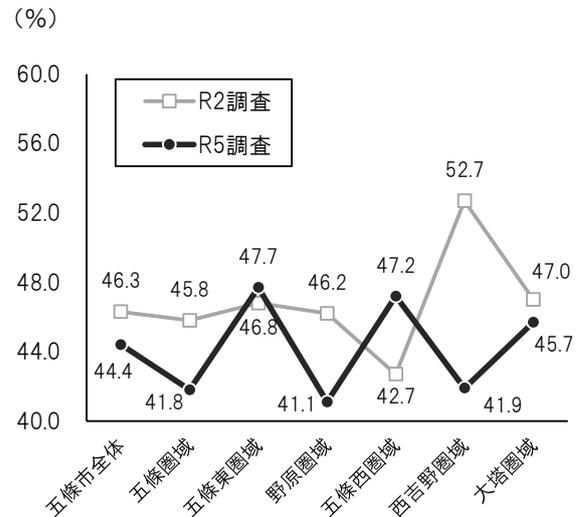
■認知症窓口の認知度



■認知機能リスク判定結果（五條市全体のみ）



■認知機能リスク判定結果



②総括

第8期計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響下ではありましたが、感染症対策に配慮しながら地域ケア会議を開催し、圏域の現状把握や市の取り組みの紹介、課題解決に向けた方策の検討など、各圏域での地域包括ケアシステムの深化を進めてきました。

また、全国よりも早く高齢化が進行する本市においては認知症対策も重要となっておりますが、関係機関や協力団体、地域住民との連携による見守り体制の強化を進め、市全体で認知症の人を見守る体制づくりも進めてきたところです。

一方で、アンケート結果を見ると、地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの認知度は4割程度にとどまっているほか、認知症に関する窓口の認知度も3割程度となっており、引き続き相談先の周知啓発が必要となっております。

また、アンケート結果では、認知機能リスクは令和2年調査時点と同程度で、高齢者の増加を踏まえると実際には認知症高齢者は増加していることが予想されます。認知症の方がいる世帯が増加していく中で、見守り体制の維持は今後の課題であるといえます。

(2) つながり・支え合い

①第8期計画期間中の取り組み・課題

主な成果	<ul style="list-style-type: none">●生活支援体制整備として、大塔圏域において、令和4年度に第2層協議体を設けることができました。●緊急通報装置について、令和4年度より携帯電話等に対応した装置の貸与ができるようになり、設置数も増えています。急病等の緊急通報や健康相談をボタン一つで行うことができる装置は、操作もしやすく、高齢者等の不安を軽減し、安心と見守りにつながっています。●自ら日常のごみを集積所まで排出することが困難で、他の者の協力を得ることができない市民に対し、家庭ごみの戸別収集を実施するとともに、一人暮らしの高齢者などの安否確認等を行うことを目的とした「ふれあい収集事業」を実施しています。●「食」の自立支援事業（配食サービス）について、令和4年度から市内の社会福祉法人2か所及び事業所1か所の合計3か所に委託して、旧五條市内（五條、五條東、野原、五條西の4圏域）及び西吉野地区の一部にて実施しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●大塔地区以外の圏域での第2層（日常生活圏域）への協議体の設置や、既存の第2層・第3層協議体のフォロー体制の構築、生活支援コーディネーターの育成が必要です。●新型コロナウイルス感染症拡大のため中止をしていた介護教室の再開や、シルバー人材センターへ委託をしている軽度生活援助事業の見直しが必要となっています。●「食」の自立支援事業（配食サービス）については、栄養バランスのとれた食事を提供しつつ安否確認を行っています。西吉野圏域では一部の地域のみでの提供にとどまっています。大塔地区では、現在、対応できる事業所がなくなり、全域において、提供できない状態となっています。

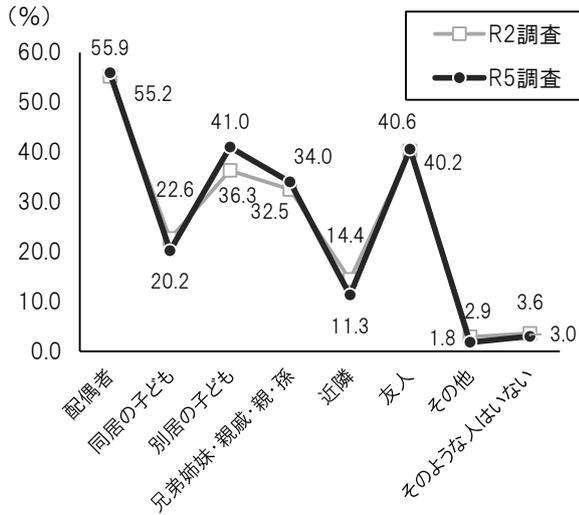
★第2層協議体について

五條市では、地域全体で高齢者の暮らしを支える体制づくりとして、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体（地域の皆さんで自分たちの地域の将来やできることを話し合う場）」を配置する『第2層協議体』の設置を日常生活圏域（おおよそ中学校区）ごとに進めています。

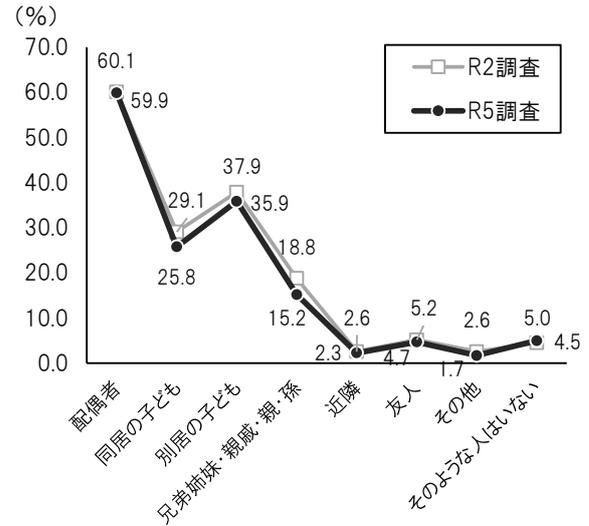


令和5年には大塔圏域に第2層協議体が発足し、地域の方々の困りごとや地域資源の把握や発掘を進めているところです。今後はほかの圏域での設置を目指し、取り組みを進めていきます。

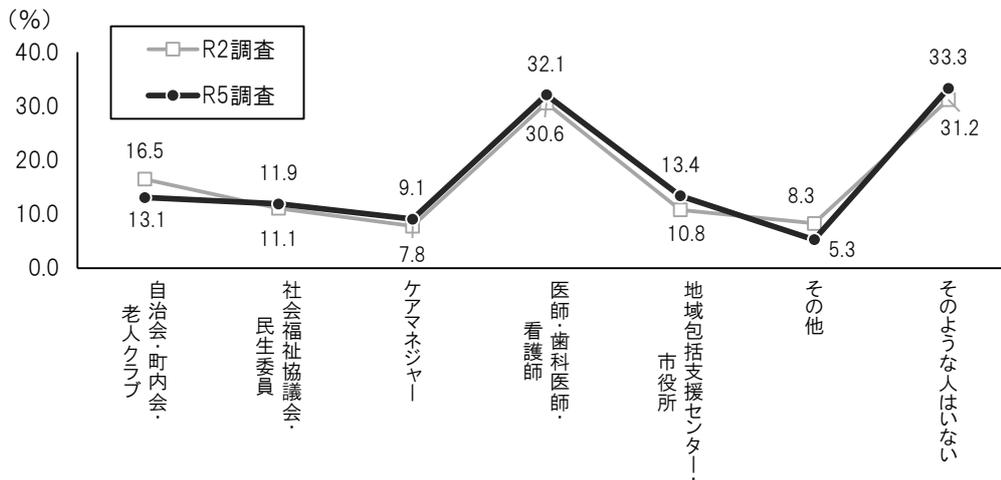
■心配事や愚痴を聞いてくれる人



■看病や世話をしてくれる人



■家族や友人・知人以外で相談する相手



②総括

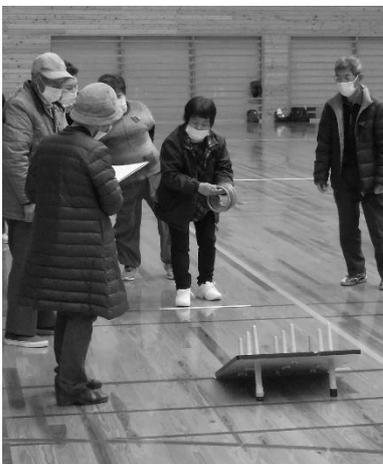
第8期計画期間は、大塔圏域に第2層協議体を設置したほか、緊急通報装置の設置促進やごみ収集・配食サービスの実施など、地域に寄り添いながら普段の暮らしを支える支援を実施してきました。特に、南北に面積の広い本市においては、地域特性も大きく異なる圏域を複数有していることより、地域の実情に応じたサポートを提供できる体制の維持は今後も必要な取り組みとなります。

アンケート結果では、心配事や愚痴を聞いてくれる人、看病や世話をしてくれる人がいないと回答した割合は令和2年調査とほぼ同程度ですが、頼れる人がおらずに地域で孤立している可能性のある方が依然としていることより、地域ケア会議等での現状把握や情報共有、地域住民の協力の下でのアプローチなど、誰一人取り残さない支援体制の強化が重要となっています。

(3) 生きがい・役割

①第8期計画期間中の取り組み・課題

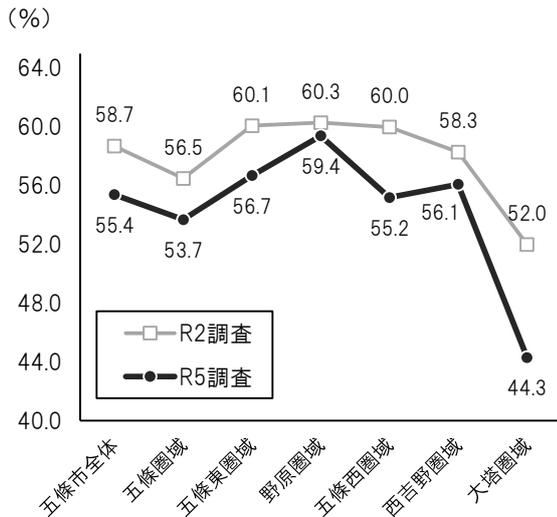
<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターの普及啓発活動(新規入会者募包含む)として、「のぼり旗」を掲げる、看板を立てる、チラシの配布、五條市暮らしの便利帳及び市役所新庁舎の玄関ガイド案内板に掲載を行うなど年間を通じて活動を行いました。安全面に関しても、安全適正就業対策委員会を中心に、安全パトロールを強化し安全就業に努めました。 ●高齢者スポーツ大会については、令和3年度は感染予防対策を行った上で2種目のみ開催、令和4年度から4種目開催となりました。令和4年度は新たなニュースポーツ種目として公式ワナゲ大会を開催するなど、スポーツを通じた健康づくり・生きがいづくりの場を設けることができました。 ●老人クラブについては、健康づくり介護予防事業、地域支え合い事業、市町村老連活動支援体制強化事業等、クラブの目的に沿った補助事業を展開しているほか、ふれあい活動推進事業、高齢者の生きがいと健康づくり事業、高齢者生きがい支援事業を委託し、高齢者の地域交流を推進しています。
<p>主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターは、会員数、受託契約件数ともに減少傾向にあります。会員増加に向けて老人クラブ会合時などの機会をとらえてリーフレット配付等行っているが会員増加は困難であり、今後は高齢者の経験を活かしやすい受託事業の増加を図るなどの工夫が必要です。 ●高齢者スポーツ大会については、新たなニュースポーツを取り入れるなど、参加促進を図るための工夫が必要です。 ●老人クラブについては、市内の高齢者数は横ばいであるが、加入者は減少傾向にあり、加入率、クラブ数ともに減少している状況です。



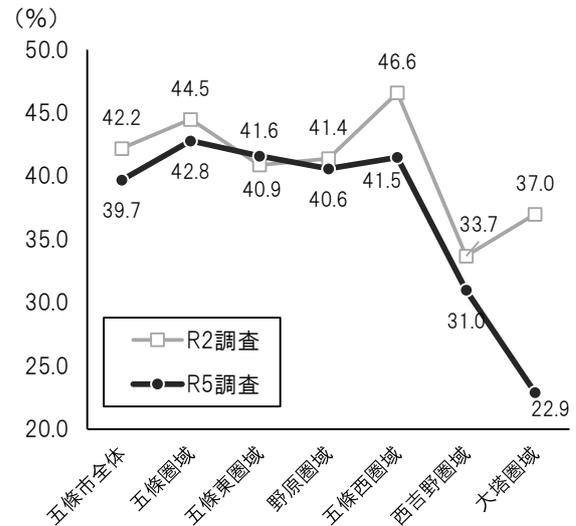
▲五條市公式ワナゲ大会



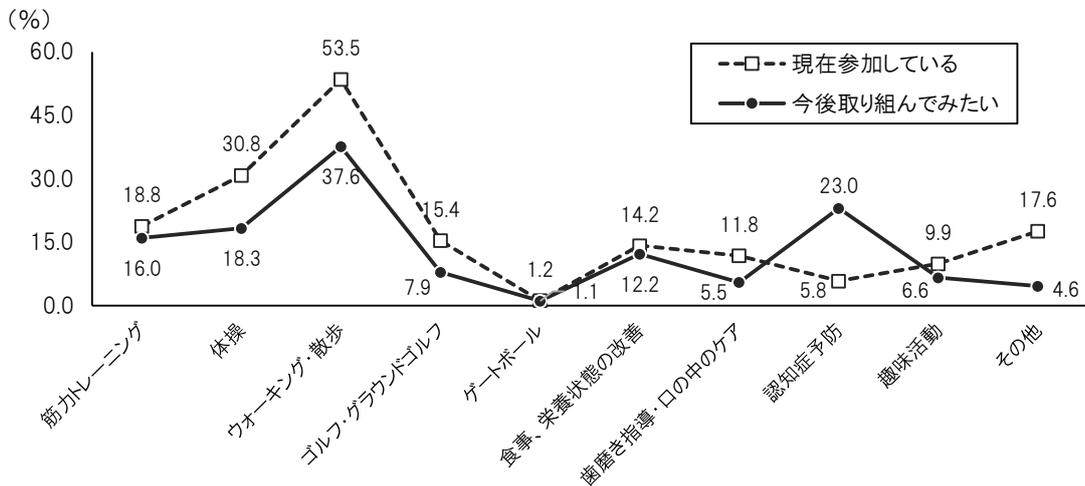
■生きがいの有無



■生きがい活動の参加状況



■生きがい活動の参加に関する現状と希望



②総括

第8期計画期間は、シルバー人材センターの活動普及に取り組んだほか、感染症対策を行った上での高齢者スポーツ大会の開催、老人クラブの活動支援など、高齢者の生きがいづくりの機会提供を進めてきました。新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が大きく制限されましたが、令和3年度以降は、十分な感染症対策の下で様々な機会提供を進めてきたところです。

本市は現在高齢者人口も減少が進んでおり、シルバー人材センターや老人クラブなど、高齢者の生きがいづくりの場であり、地域での支え合いの一端を担う組織の参加者数の減少が見られます。生きがいづくりを通じた介護予防だけでなく、地域活動の活力維持という視点からも、各種団体の維持や自主活動に向けた支援は継続して行っていく必要があります。

また、アンケート結果では、生きがいがあると回答した割合は令和2年調査と比べて若干低下しています。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、地域活動も復調していくことが見込まれますが、高齢者の自分らしい暮らしを支える地域活動の機会の創出も継続して行っていく必要があります。

(4) 健康

①第8期計画期間中の取り組み・課題

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい活動推進チーム事業として、一人暮らしの高齢者宅を訪問しています。精神的孤独感の解消と高齢者相互の友愛を深め地域奉仕活動の効用を図ることができました。 ●各種健（検）診を併せての実施や休日に受診できるようにするなど、健（検）診の実施方法を工夫し、受診者の利便性を考慮した健（検）診を実施してきました。また、個別通知等、周知方法を工夫するとともに、がん検診、特定健診についてはインターネットを通じて24時間対応で受診予約が可能となりました。 ●集団健康教育としては、「市民公開講座」や南和広域医療企業団との協働による「げんき塾五條」を実施し、広く市民の健康づくりを推進してきました。また、食生活改善推進員協議会、運動普及推進員協議会、健康づくり推進員との協働による「元氣いきいきクッキング教室」「からだすっきり道場」等を実施し、地域ぐるみの健康づくりを支援しています。
<p>主な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい活動推進チーム事業については、活動しているチームが一つとなり、チーム人員も減り、また、見守りを行う側の高齢化も進んでいるため、事業を継続していくための方針や体制構築について検討が必要です。 ●運動教室については、会場への距離や移動手段の問題により、地域によっては参加しにくい状況となっています。参加を促すために、会場及び送迎方法の検討や実施の様子をホームページや広報で周知するなど、参加しやすい教室に向け、検討していく必要があります。

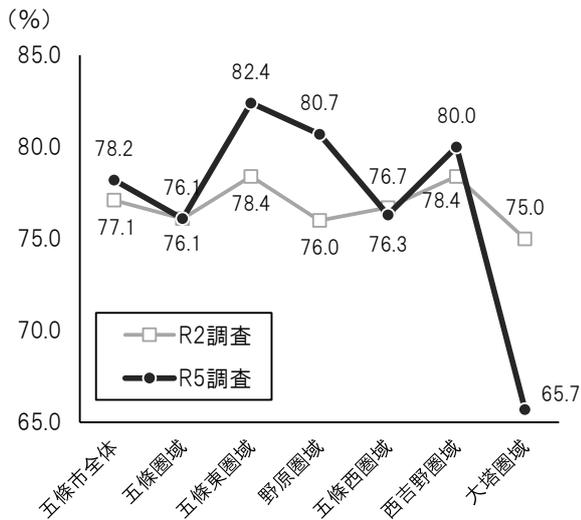


▲いきいき百歳体操

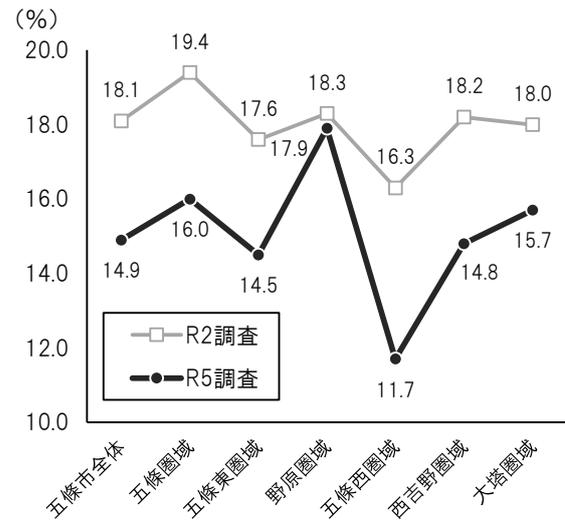


▲Gojo 元氣サポーター交流会

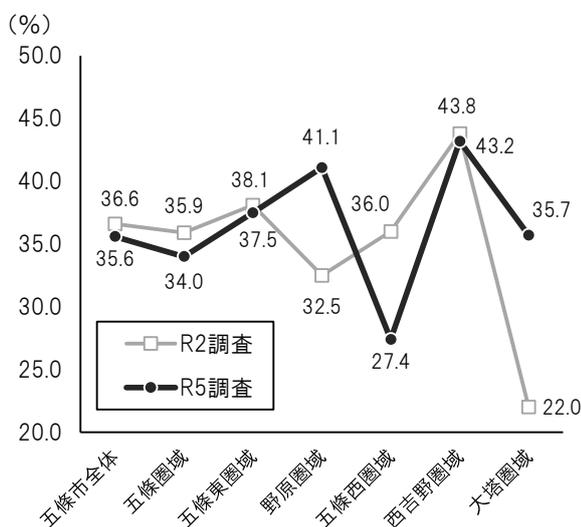
■主観的健康観



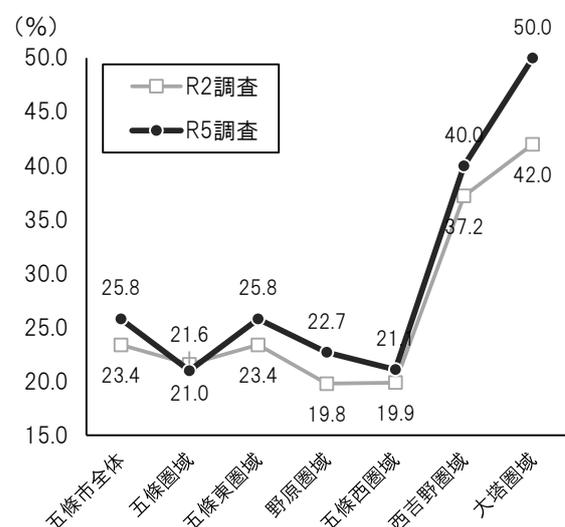
■運動器機能リスク判定結果



■転倒リスク判定結果



■閉じこもりリスク判定結果



②総括

第8期計画期間は、一人暮らし高齢者宅への訪問による孤立・孤独対策の実施のほか、各種検診の継続実施、地域と連携した健康づくりなど、高齢者の心身の健康増進に関する取り組みを進めてきました。

アンケート結果では、一部の圏域で主観的健康観に大きな変化が生じています。運動器機能については令和2年調査と比べてリスクが改善された圏域が多い一方、転倒リスクや閉じこもりリスクについては大塔圏域のリスクが令和2年調査から上昇しており、それらの結果が主観的健康観としても反映されていると考えられます。身体機能の維持を目的とした介護予防は一定の成果を挙げていると考えられますが、引き続き、誰にとっても参加しやすい健康づくりの機会を提供していき、介護予防・重度化防止の取り組みを進めていくことが求められます。

第 3 章 五條市が目指す将来像

1. 地域包括ケアの体制整備

国においては、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7（2025）年を目途として、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また認知症高齢者の地域での生活を支えられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。地域包括ケアシステムの推進にあたっては、高齢化の進展状況に大きな地域差が生じているため、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められています。

本市においても、今後さらに少子高齢化が進む一方で、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。地域のつながりの希薄化や支える側の人手が不足する中、各サービス・支援等の一体的な提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進し、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた取り組みを進めることが求められています。こうした認識の下、平成 27 年 3 月に「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」を策定し、本市の目指す地域包括ケアシステム構築の方向性を示しました。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、その対象を高齢者福祉、介護のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子ども等へも広げ、誰もが地域において自立した生活を送ることができるような地域づくりが求められます。そのためには、地域住民同士のつながり、助け合いが持つ力（地域の福祉力）が重要となり、地域包括ケアシステムの概念を深化させ、様々な住民が世代や背景を超えてつながり、支え合うような、全ての人を対象とした総合支援体制の構築を目指します。

2. 計画の全体目標

本計画では、「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」で掲げた本市が目指す姿を共有し、地域包括ケアシステムの構築を通して「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を実現することを目標とします。

全体目標

～地域包括ケアシステムの構築を通して目指す姿～

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち

3. 構成要素

「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」に基づき、全体目標の構成要素として、「安心・安全」、「つながり・支え合い」、「生きがい・役割」、「健康」の4つを設定します。それぞれ以下のような「目指す姿」と「短・中期的な目標」を掲げています。

(1) 安心・安全

① 目指す姿

安心・安全な暮らしを続けられるよう、本人や家族の希望に応じて医療・介護が適切に提供され、生活基盤である交通ネットワーク・住まいが充実している。

② 短・中期的な目標

- 在宅医療の充実
- 認知症施策の充実
- 自立支援に向けた介護サービスの提供
- 介護サービスの充実
- 交通弱者への対応
- 自分らしい住まい方の選択

(2) つながり・支え合い

① 目指す姿

人と人とのつながりや地縁団体等との協働、地域資源の活用によって、互いに支え合うことのできる地域になっている。

② 短・中期的な目標

- 介護予防や生活支援等に資するつながり・支え合い
- 担い手の養成
- 高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯、日中独居世帯の孤立防止、緊急時対応
- 介護をしている家族のつながりづくりへの支援の充実

(3) 生きがい・役割

① 目指す姿

仕事や趣味、地域活動、ボランティア活動等を通して生きがいや役割を持ち、地域や社会と関わりを持っている。

② 短・中期的な目標

- 生きがい・役割を持つきっかけづくり
- 多世代交流の充実
- 生きがいや役割を持っている
- 高齢者の就労の充実

(4) 健康

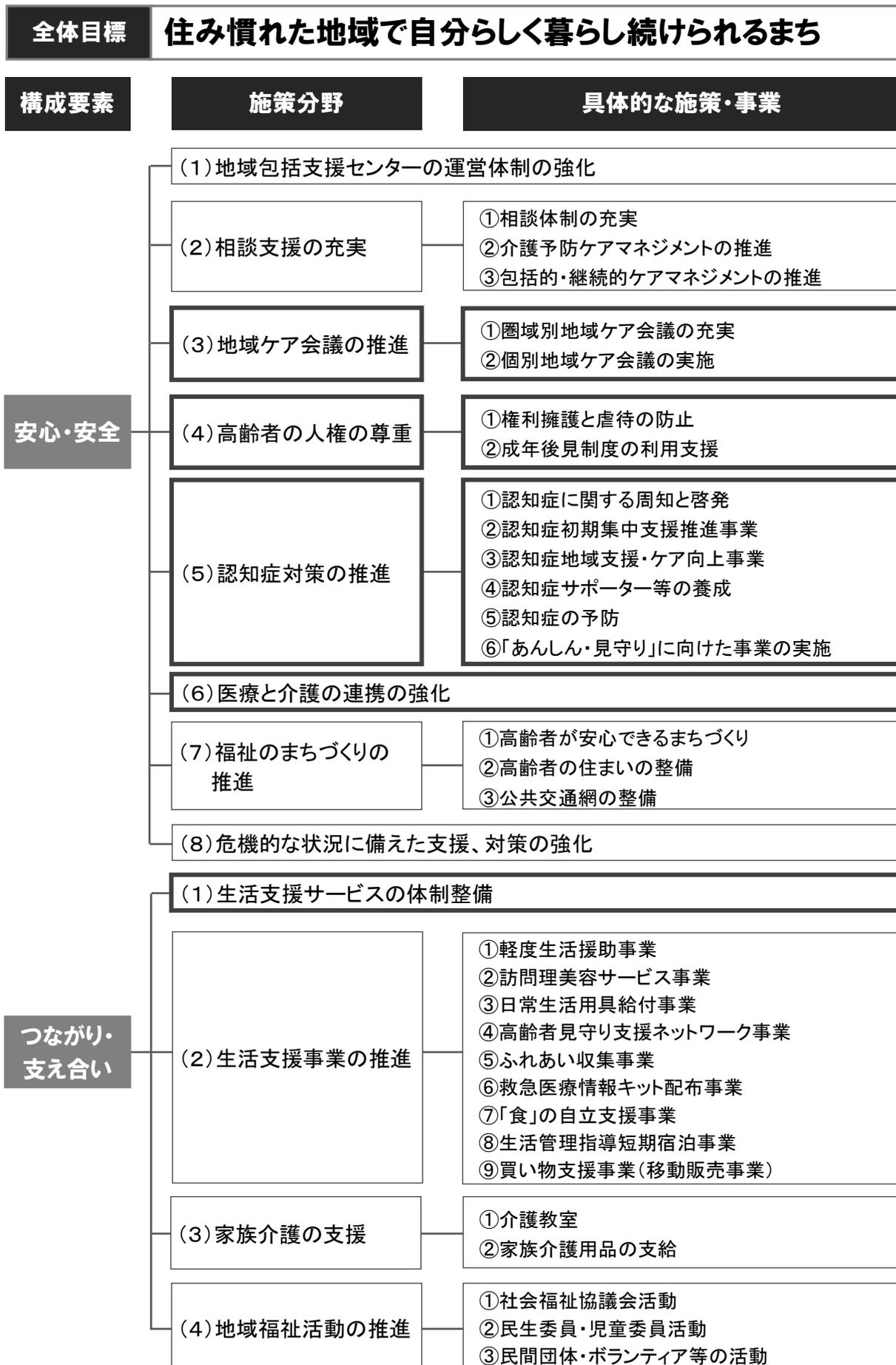
① 目指す姿

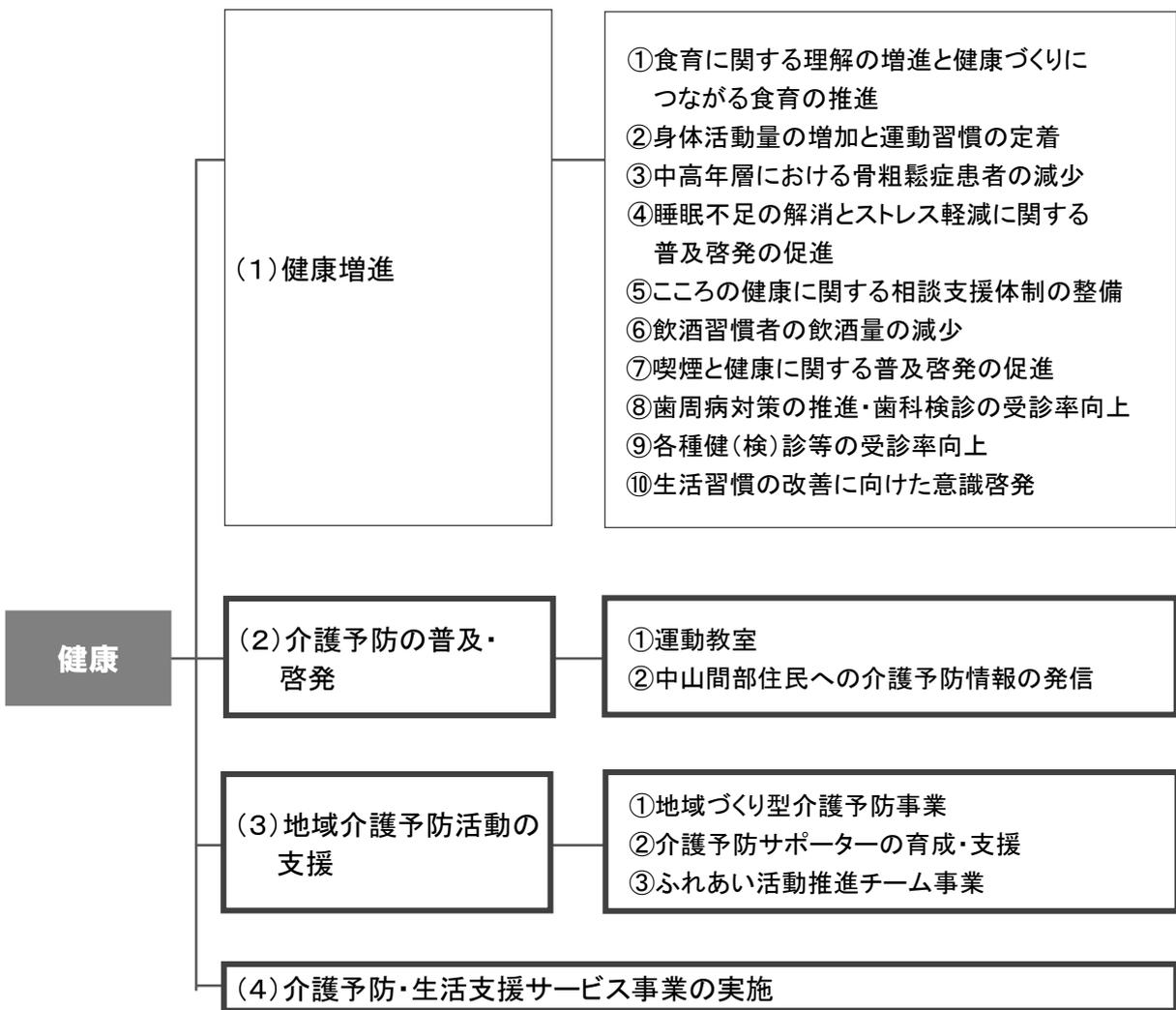
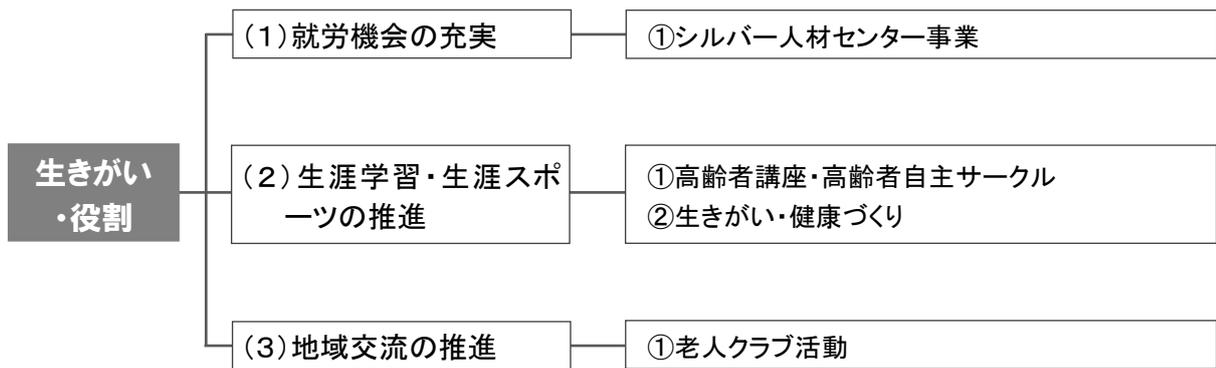
自らの健康に関心を持ち、健康状態・生活機能を維持・改善できるよう積極的に健康づくり・介護予防に取り組むとともに、地域の中に健康づくり・介護予防に資する仕組みができていく。

② 短・中期的な目標

- 健康に対する住民意識の向上
- 健康づくり・介護予防に資する住民主体の活動
- 新しい総合事業への移行

4. 施策体系





※太枠は本計画の重点取り組み項目

第4章 施策の展開

1. 安心・安全

本市では、6つの旧中学校区をそれぞれ高齢者が生活する身近な地域である日常生活圏域として位置づけており、それぞれの圏域で地域包括ケアの形成を目指しています。地域包括ケアとは、高齢者の生活を地域で支えるために、高齢者のニーズに応じ、①住まい、②生活支援（介護保険外サービス）、③介護保険サービス、④介護予防サービス、⑤在宅生活の質を確保するために不可欠なサービスを総合的に提供する地域づくりのことであり、これらのサービス提供を一体的に切れ目なく実施していく体制をつくるというものです。

本市においては、第5期介護保険事業計画の計画開始期間である平成24年度から、地域包括ケア体制の構築に積極的に取り組み、第6期～第7期にかけては、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年に向けて、さらに地域包括ケアを推進してきました。

第9期計画においては、令和22（2040）年を見据えた、中長期的なサービス基盤・人的基盤の整備をはじめ、複数分野が横断的に対応しつつ、総合的な相談対応から社会参加まで伴走的に支援できる、地域共生の理念に立った支援体制の整備等を進めていくことが求められています。高齢化福祉の分野のみならず、地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた取り組みが必要となります。

「市町村における包括的な支援体制の整備の在り方」事業の枠組み 3つの支援を一体的に行う新たな事業の創設

①断らない相談支援

介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援（社会のつながりと参加の支援）

「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

地域において多様なつながりが育つことを支援するために、

- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
- ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

出典：地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ（令和2年12月）

本市においても、これまでの取り組みを継承しつつ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、セルフマネジメントの定着促進を図りつつ、「地域共生社会の実現」に向けて、五條市版地域包括ケアシステムの充実・深化を図ることとし、高齢者が地域で安心して暮らせる体制整備を進めます。

(1) 地域包括支援センターの運営体制の強化

▼事業の目的と内容

地域包括支援センターは、地域での総合的な高齢者支援や地域包括ケアの推進を行う上で中心的な役割を果たす施設であり、「地域住民の心身の健康保持及び生活の安定に必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する」という基本方針を掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。現在本市には、直営の地域包括支援センターが1か所あります。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの運営体制の充実・強化を図ります。

▼現状と課題

地域包括支援センターの充実・機能強化のため、引き続き専門職種の増員、確保に努める必要があります。

▼今後の取り組みの方向

第8期に引き続き、評価指標、評価基準の明確化を行い、PDCAサイクルの確立による運営状況の評価・改善を推進します。また、高齢者福祉のみならず地域の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、他分野との連携を見据えた支援体制の構築に取り組めます。

(2) 相談支援の充実

①相談体制の充実

▼事業の目的と内容

地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスを継続的に実施しています。身近な地域の高齢者の相談窓口として多様な相談を受けるとともに、市内だけでなく、県内及び県外の関係機関とも連携し、高齢者の支援を行っています。

市民への周知に向けて広報に相談窓口を掲載し、土日・祝日及び平日の時間外における当直の窓口を整備するとともに、電話回線の増設対応や携帯電話（業務用）を活用することで、随時対応可能としています。

また、高齢者またはその家族を対象にした専門看護師による相談対応、認知症の早期発見に向けた専門機関への紹介等、認知症の人への対応策等についての相談を行う「もの忘れ相談」も実施しています。

▼現状と課題

地域包括支援センターへの相談内容は、高齢者の問題（認知症、経済的困窮、虐待等）が多様化してきているだけでなく、障害者や子ども等に関わるものや、他分野との連携がなければ解決が困難なケース等、複合的な課題を抱える相談が増加しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること		件	540	481	549
高齢者虐待（成年後見制度等）に関すること		件	221	143	157
その他		件	226	235	233
「もの忘れ相談」の実施状況	開催回数※	回	11	4	7
	参加延べ人数	人	25	7	29

※月1回（原則第1水曜日の午後）予約制で実施、1回最大4名

▼今後の取り組みの方向

今後も、専門スタッフに加えて人員の充実を図るとともに、各関係機関において取り組んでいる相談業務と連携しつつ、生活圈域別の相談体制の整備を図ることにより、増加が見込まれる相談業務に対応していきます。

包括的な支援体制の構築の推進に向けて、福祉、介護に限らず様々な課題を抱える地域住民の総合相談窓口として、相談体制の充実を図ります。

②介護予防ケアマネジメントの推進

▼事業の目的と内容

高齢者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な取り組みが包括的・効果的に実施されるよう、必要な援助を行っています。

▼現状と課題

平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護予防給付だけではなく介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成についても地域包括支援センターの業務となっています。

要支援認定者及び総合事業対象者のケアプラン作成は、自立支援の観点から作成する必要があるため、給付サービスだけではなく地域の社会資源開発等、委託事業者も含め負担が大きい状況にあります。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
地域包括支援センターが作成した件数		件	2,378	1,953	1,840
事業所への委託件数		件	4,070	4,122	4,099
合 計		件	6,448	6,075	5,939

▼今後の取り組みの方向

総合事業対象者及び要支援認定者の増加に対応できるよう、専門スタッフを充実させ、今後も生活機能を向上させるために、明確な目標設定を持った介護予防ケアプランづくりを行っていきます。

また、個別ケア会議等において、要支援認定者及び総合事業対象者に対する自立支援に向けた支援方法の検討を進めます。

③包括的・継続的ケアマネジメントの推進

▼事業の目的と内容

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、介護支援専門員、地域の関係機関等と連携し、高齢者や家族の抱える課題に応じた社会資源を適切に活用できるように、包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と介護支援専門員へのサポートを行います。

▼現状と課題

介護支援専門員の個別相談は増加傾向にあり、支援内容が多様化しています。市内の主任介護支援専門員が円滑に業務を行っていただけるよう、資質向上のための研修会等を実施しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護支援専門員個別対応件数		件	374	226	326
介護支援専門員研修会開催状況	開催回数	回	0	1	1
	参加者数	人	0	12	21

▼今後の取り組みの方向

主任介護支援専門員連絡会を定期的開催し、市内の介護支援専門員の資質向上等の課題検討を行います。検討された内容により、介護支援専門員の資質向上研修会を計画的に開催し、介護支援専門員の資質向上を図ります。また、介護支援専門員への個別相談や対応困難なケースへの相談に対し、助言・指導を行うことにより、地域の高齢者の支援を行っていきます。

高齢者や家族の抱える課題に応じて、介護支援専門員、地域の関係機関等と連携し、様々な社会資源が適切に活用できるよう、地域における連携・協働の体制づくりを進めていきます。

(3) 地域ケア会議の推進

①圏域別地域ケア会議の充実

▼事業の目的と内容

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、①地域、②生活支援・介護予防、③介護、④医療が連携していく体制整備を行うため、市内6つの日常生活圏域（旧中学校区）で地域ケア会議として実施し、市民の代表の人、事業所等の関係団体の人に参加していただき、地域課題の検討と情報共有を進めています。

▼現状と課題

6つの日常生活圏域全てにおいて“圏域別地域ケア会議”を開催し、高齢者を取り巻く地域課題の解決に向けた関係者間のネットワークの構築と具体的な解決に向けた地域づくり・資源開発に向けた検討として、令和2年度は「成年後見制度の理解について」をテーマに「地域包括ケアシステム」について、令和3年度は「五條市老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」等、令和4年度は「地域の現状と課題、具体的な解決に向けての取り組みについて～目指す将来の姿～」についてグループワークにより、意見交換を行いました。

また、各団体の代表者が集まる“全体版地域ケア会議”を開催し、圏域別地域ケア会議で出された地域課題の共有や地域だけでは解決の難しい課題を検討し、政策形成につなげるための場を設けて取り組みを行いました。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
圏域別地域ケア会議実施回数	回	6	12	6
全体版地域ケア会議実施回数	回	1	2	1

▼今後の取り組みの方向

地域の現状と課題をさらに明確化するため、また、地域での支え合いに対する意識向上のためにも、圏域別地域ケア会議、全体版地域ケア会議を継続して開催していきます。

市民にとってイメージしやすい地域の検討課題やその課題の解決に向けて必要となる行動を具体化していくなど、地域での支え合いに対する意識向上につながるよう、テーマの選択、会議の取り組み方について工夫を図っていきます。

②個別地域ケア会議の実施

▼事業の目的と内容

個別地域ケア会議では、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を、介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門知識を有する者、その他の関係者等により行うものです。

▼現状と課題

個別地域ケア会議については、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や地域課題の把握を目的として開催しました。参加者の個別課題解決能力の向上や多職種の参加により、ネットワークづくりが進みつつあります。

▼今後の取り組みの方向

他の職種にも呼びかけることでさらなるネットワークの充実を図るとともに、高齢者が地域で自立した日常生活を促進できるよう、多職種で検討する自立支援型個別地域ケア会議の開催について検討を進めます。個別ケースの自立した生活に向けた効果的なケアプランの作成、多職種のネットワーク構築、地域課題発見機能を備えた個別地域ケア会議の開催を目指します。

(4) 高齢者の人権の尊重

介護や支援が必要となっても、高齢者の人権が尊重され、自分らしく暮らし続けられるよう、関係機関との連携による権利擁護と虐待の防止に取り組むとともに、成年後見制度の利用支援を行います。

①権利擁護と虐待の防止

▼事業の目的と内容

権利侵害行為の対象となっている高齢者や対象となりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行っていきます。

▼現状と課題

本市では、高齢者への虐待防止に向けて、多職種連携による「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を設置し、虐待防止、関係機関との連携強化、早期発見や未然防止対策等に取り組んでいます。高齢者の増加に伴い、権利侵害の通報件数も増えることが見込まれます。高齢者の人権が尊重されるよう、一人ひとりに寄り添い、現状把握に努め、関係機関と十分に連携し、権利擁護と虐待防止に向けた取り組みが必要となっています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養介護施設従事者等による 虐待についての相談・通報件数	虐待認定件数	件	0	0	0
	非該当件数	件	1	1	0
	合計	件	1	1	0
養護者による虐待についての 相談・通報件数	虐待認定件数	件	8	4	4
	非該当件数	件	5	7	5
	合計	件	13	11	9
権利擁護・高齢者虐待に関する 対応延べ件数	高齢者虐待	件	108	88	58
	成年後見制度	件	113	55	99
	合計	件	221	143	157

▼今後の取り組みの方向

高齢者の権利擁護が着実に行われるよう、高齢者虐待防止ネットワーク委員会の活性化を図ります。未然防止や早期発見に向けて、関係機関、地域住民への周知・啓発の強化を図り、「顔の見える横のつながり」を持つ連携体制の構築に引き続き取り組めます。

②成年後見制度の利用支援

▼事業の目的と内容

認知症等により、判断能力が十分ではない高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の普及・啓発に努めています。成年後見制度の利用が必要な高齢者に対しては、市長申立や利用支援事業の活用を勧めています。

▼現状と課題

成年後見制度市長申立事業では、やむを得ない事情により、高齢者本人もしくはその親族が申立を行うことができない場合、市長が代わって申立を行っていきます。

また、経済的な理由により申立ができない高齢者に対して、申立費用や成年後見人等の報酬を負担する制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努める」とされており、令和2年3月に、「五條市成年後見制度利用促進基本計画」を「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」と一体的に策定しました。

令和4年度には、市民対象に権利擁護フォーラムを開催しました。成年後見制度利用の仕組みや相続、遺言等理解を深める機会となりました。

今後、成年後見制度を利用する必要のある高齢者の増加が見込まれており、市の基本計画に基づく制度の利用促進に向けた検討や支援制度の周知が必要となっています。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用支援事業実施件数	件	2	3	3
成年後見制度市長申立事業件数	件	4	3	1

▼今後の取り組みの方向

国の基本計画及び「あんしん福祉ビジョン（五條市地域福祉計画・五條市地域福祉活動計画）」に基づき、成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援のネットワークづくり及び中核機関の設置等の体制整備を行っていきます。担当部署、関係機関による勉強会を定期的で開催し、市民、地域の関係機関、専門職団体等と連携を図りながら、段階的・計画的に進めていきます。

（5）認知症対策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることを目的とした、認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援・ケア向上事業）に平成29年度より取り組んでいます。引き続き、認知症の人やその家族への総合的な支援を実施し、地域における医療、介護及び地域支援の連携体制の強化を図っていきます。

①認知症に関する周知と啓発

▼事業の目的と内容

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、基本理念の一つにおいて「国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること」とうたわれています。

上記の基本理念も踏まえつつ、誰もが認知症になりうることや、早期発見・早期診断が重要であることなどを知っていただくために、様々な機会や情報媒体を活用して、認知症に関する情報発信を行います。

▼現状と課題

今後さらに進行する高齢化に伴い、認知症を抱える高齢者も増加することを踏まえ、認知症について理解を深めるための情報をホームページ等で公表しているほか、毎年9月の認知症月間では、各関係機関・市役所で認知症に関する情報コーナーの設置やパネル展示、該当啓発などを行っています。また、令和5年度には、当事者の写真展を市役所において開催しました。また、若年性認知症についての理解促進を図るために、当事者による懇談会も開催しました。令和5年度に開催した圏域別の地域ケア会議では、認知症について地域での理解を進めていく必要があることが意見として挙げられていました。

▼今後の取り組みの方向

引き続き、広報五條や市ホームページ等を通じた情報発信を進めていきます。また、認知症に関する相談窓口の認知度が低いことを受け、相談先の周知の強化に努めます。

②認知症初期集中支援推進事業

▼事業の目的と内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「五條市認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

▼現状と課題

「五條市認知症初期集中支援チーム」を平成 29 年 10 月 1 日付けで地域包括支援センターに設置しました。専門医 1 名と地域包括支援センターにチーム員（兼務）を配置し、活動を開始しています。チーム内に認知症サポート医を配置し、的確なアドバイスや相談により支援計画と連携しつつ、事業を推進しています。

▼事業の実施状況

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症初期集中支援チーム支援件数	件	4	2	1

▼今後の取り組みの方向

周知・啓発の推進（ホームページ、広報掲載、市のイベント、教室等でチラシの配布等）により、支援チームの活動の推進に努めます。

症状の進行、悪化等が見られるなどの複合課題のある支援対象者には、医療関係者・介護サービス事業所・地域の関係者等との関係機関の協力・連携強化により、適切な対応を行っていきます。

③認知症地域支援・ケア向上事業

▼事業の目的と内容

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図ります。

▼現状と課題

平成 29 年度に「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置しました。

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護機関等の関係機関との連携を図り、地域における認知症の人等を支援する相談支援及び支援体制の構築に向けた取

り組みを実施しています。

認知症の人とその家族の介護負担の軽減等を図るため、平成30年3月に作成した「認知症ケアパス」の全戸配布、平成30年7月より認知症カフェ「おれんじロバさんの部屋」の開催等、認知症の人が地域での生活を継続できるよう、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成しています。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症カフェ「おれんじロバさんの部屋」参加者数	人	78	60	91

▼今後の取り組みの方向

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を目指し、認知症の人やその家族への支援が効果的に行われる支援体制の構築に取り組みます。

認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とし、認知症の人が地域での生活を継続できるよう、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成していくよう取り組みます。

④認知症サポーター等の養成

▼事業の目的と内容

認知症高齢者を抱える家族が一人で悩まないよう、問題の早期発見と認知症に対する正しい理解と知識の普及のため、認知症サポーターの養成講座を市民や職域団体等を対象に実施しています。

▼現状と課題

認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成する講座を関係機関・団体、自治連合会の協力により計画的に開催をしています。また、サポーター養成の担い手となるキャラバン・メイト同士が情報交換を行う場を設けるなど、活動のための支援を行うとともに、地域でのイベントと連携した普及・啓発にも取り組んでいます。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター養成講座開催数	回	4	2	10
認知症サポーター養成講座受講者数	人	179	113	225
認知症サポーター延べ人数	人	3,545	3,658	3,883
キャラバン・メイト数	人	75	77	76

▼今後の取り組みの方向

認知症サポーター養成講座を引き続き行います。特に職域団体、学校を対象とした認知症サポーター養成講座を拡大し、認知症への理解者を地域で増やしていく取り組みを進めます。

認知症サポーター養成講座修了者に対してステップアップ研修を開催するなど、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ等）を整備していきます。

⑤認知症の予防

▼事業の目的と内容

加齢に伴う脳の働きの衰えによる認知症を予防することを目的に「頭の体操教室」を実施しています。頭の体操教室は「くもん脳の健康教室」を活用した認知症予防教室であり、学習テキストだけでなく、身体を動かすこと、楽しい時間をつくることにより認知症を予防し、認知症になっても進行を緩やかにすることを目的に実施している教室です。

市が養成した市民ボランティアグループ「五條脳トレ会」に教室の企画運営を委託するなど、事業運営のためのサポーターを継続的に養成しています。

▼現状と課題

週1回、6か月間実施する教室については、参加者の意欲が大きいものの、参加者が減少傾向にあります。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
頭の体操教室	開催回数	回	中止	13	27
	参加者数	人	中止	118	283

▼今後の取り組みの方向

参加者は減少傾向にありますが、参加者の認知症予防に資する可能性がある取り組みのため今後も継続して開催していきます。また、市民ボランティアが認知症への理解を深めるとともに、認知症の早期発見・早期対応を可能とする連携強化等、共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

⑥「あんしん・見守り」に向けた事業の実施

▼事業の目的と内容

地域に暮らす高齢者や認知症の人を普段から見守り、行方不明等の異変が見られた際には適切な支援を行うため、地域の支援を得ることで行方不明者の早期発見を可能とする協力体制を構築するとともに、本人やその家族等が安心して外出を続けられるよう、行方不明の再発防止のためのアフターサポート体制を構築します。

▼現状と課題

認知症などにより行方不明になるリスクのある高齢者の安全を確保しご家族や介護する方の負担軽減をすることを目的に、関係機関や協力団体、そして地域住民の人による一連の見守り体制「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の構築に取り組んでいます。構築に向けては、ホームページや広報・イベント等で協力団体を募集し、令和5年3月31日現在、20事業所が協力団体として登録しています。

「見守りあんしんシール」の交付についても平成30年7月より実施し、地域ケア会議やイベント時等に周知・啓発しています。地域の人と連携して日頃から見守り、行方不明の未然防止につながるとして、見守りあんしんシールの利用者数は増加傾向にあります。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
見守りあんしんシール登録者数	人	21	24	32

▼今後の取り組みの方向

見守り体制をより充実させ、認知症の人だけでなく高齢者の普段のからの地域での一連の見守り体制につなげられるようネットワークの継続的な情報提供や関連事業等への協力の呼びかけを事業の拡充を図ります。

「五條市あんしん見守り・SOSネットワーク」の充実に向け、協力団体^{※1}として、市内の企業や団体の募集を継続するとともに、「見守りあんしんシール」の事前登録^{※2}を推進するとともに、在宅で生活されている認知症の人やその家族が安心して地域で生活できる地域づくりに取り組めます。

※1 協力団体とは、行方不明になった場合、発見（探索）など活動を強制するものではなく、地域での日常的な見守り（生活を通じた目配り）や日頃の生活の中で認知症の人を見かけた際に、ちょっとした声掛けや関係機関等に連絡するなど、認知症の人が行方不明になった際に可能な範囲で早期発見に協力いただく団体

※2 認知症により行方不明になる恐れのある人が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておくこと。

(6) 医療と介護の連携の強化

年齢を重ねるごとに、介護のニーズと医療のニーズは高くなる傾向がありますが、この2つのニーズへの対応が一体的に継続して提供されることが、疾病を抱えても自宅等の住み慣れた場所で、自分らしい生活を続けるために非常に重要になってきます。

本市では、南奈良総合医療センターや五條病院等、地域の医療機関と連携し、介護に携わる職種を加えた多職種による包括的ケアの体制整備を推進し、高齢者の生活を支える仕組みづくりに向けて取り組みを進めるとともに、保健所が調整役となり、医療と介護の退院調整ルールづくりを行うなど、課題の抽出に向けて、情報共有会議を実施してきました。今後も、顔の見える情報共有会議を継続し、課題の解決に向けて連携強化を図ります。

地域包括ケアシステムでは医療と介護は不可欠な要素であり、それぞれが独立してサービスを提供するのではなく、その人の身体の状態によって、必要な医療と介護が包括的に提供されることで、個々の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築につながります。

実現に向けては、かかりつけ医をはじめ、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種等、多くの職種によって担われている地域の在宅医療が、介護と緊密に連携してサービスを提供していくことが必要となります。

また、「もしものとき」に備え、自分の意思、判断を尊重し、実行してもらうため、医療・介護の現場と令和4年4月に作成した五條市版エンディングノート「マイ・ノート」を活用し、連携を深めていきます。

(7) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に暮らせるよう、公共施設等のバリアフリー化や、通院や買い物等の移動手段である公共交通網の整備を促進し、福祉のまちづくりに積極的に取り組む必要があります。

① 高齢者が安心できるまちづくり

▼事業の目的と内容

台風や地震等、自然災害に対する備えや、高齢者及び身体障害者の利用に配慮したバリアフリー化の整備は、安心して暮らせるまちづくりに非常に重要なものです。市内の公共・公益施設については、各種事業の推進・活用により、施設の多くが改修整備され、バリアフリー化が進んでいます。

高齢者人口の増加等に対応した人にやさしい都市空間づくりを目指し、市役所等の公共施設、医療・福祉施設や主要道路等において、ユニバーサルデザインの導入を引き続き推進します。

▼事業の実施状況

JR五条駅周辺地区を先行地区として、道路、公園、交通安全施設等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを基本方針とする「五条駅周辺地区バリアフリー基本構想」を令和2年3月に策定しました。

令和3年11月に移転した新庁舎は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」を踏まえたユニバーサルデザインを取り入れた施設として整備しました。

▼今後の取り組みの方向

「五条駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づき、各施設管理者と協議を進め、特定事業計画の策定及び整備を推進します。

② 高齢者の住まいの整備

▼事業の目的と内容

地域包括ケアの実現に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる住まいの確保に努めます。

▼現状と課題

本市には、生活支援施設として、養護老人ホーム（五條市立養護老人ホーム花咲寮）が1か所、軽費老人ホームA型が1か所、ケアハウスが1か所、サービス付き高齢者向け住宅が1か所あります。

養護老人ホームは、「経済的な理由」及び「環境上の理由」により、在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設で、入所されている人が「自立して生活できる」「社会復帰できる」ことを目指して支援し、措置を行っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、持ち家率は90.0%と高い一方で、自然災害への不安や通院・買い物の不便さ、管理の大変さ、段差・階段があること等の問題への回答が多くなっています。介護保険制度の改正により介護老人福祉施設への入所要件が基本的に要介護3以

上となっていることから、施設入所するほど介護度は高くなくとも、自宅で暮らし続けるには厳しい高齢者の住まいの検討が必要となります。

▼今後の取り組みの方向

生活支援施設は高齢者の住まいとして一定の役割を果たす重要な施設であることから、施設の活用や充実等を図るために、五條市立養護老人ホーム花咲寮の建替整備等を進め、令和2年5月に竣工しました。この市直営の養護老人ホームと連携を図りながら、生活困窮等に迅速に対応し施設入所への体制づくりを進めているところです。

また、県が策定している「奈良県高齢者居住安定確保計画」との整合性をとりながら、一人暮らしの高齢者が共同で住むための取り組みや、高齢者の経済的な負担に配慮したサービス付き高齢者向け住宅等の整備について検討します。

公営住宅においては、「五條市市営住宅等長寿命化計画」に基づき、福祉対応型住宅の整備に向けて、関係部局と連携しながら、高齢者が安心して暮らし続けられる住まいの確保に努めます。

③公共交通網の整備

▼事業の目的と内容

高齢者等が安心して暮らせる社会を実現し、高齢者の社会参加の促進と健康増進につながるよう、誰もが利用しやすい地域公共交通網の構築等に取り組んでいます。

▼現状と課題

高齢者を含めた市民の買い物・通院等の生活を支える移動手段として、奈良交通路線バスに加え、コミュニティバスや予約制型乗合タクシー等が運行中であり、一定の利用があります。しかし、高齢化が進行している状況において、地域によっては公共交通の運行本数が限られていたり、移動が困難になりバス停まで行けないことなどにより、外出機会が制限されている実情も見受けられます。

また、全国的に高齢運転者による交通事故が増加しており、本市においても全国平均を上回る高齢化が進む中、高齢者による交通事故の増加が危惧されます。

さらには、近年交通事業者の運転士不足が深刻化しており、地域公共交通の事業の継続性の確保が大きな課題となっています

こうした状況を踏まえ、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる社会の実現に向け、より利便性と効率性の高い地域公共交通網の確保と、高齢者が運転免許証を返納しやすい環境づくりが必要です。

▼事業の実施状況

令和3年11月の市庁舎移転に合わせ、これまでの利用実績や市民等のニーズを踏まえ、市内地域公共交通ネットワークの再編を実施しました。再編にあたっては、市民の移動利便性と事業継続性の確保を図るため、路線バス・コミュニティバスと予約制乗合タクシーを適切に組み合わせ、「適材適所」の地域公共交通ネットワークとしています。

令和3年度に策定した「五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）」に基づき、運行状況や市民のニーズ等を踏まえ継続的に地域公共交通ネットワークの見直し・改善を図ることとしています。

▼今後の取り組みの方向

「五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）」及び令和4年度に策定した「五條市地域公共交通利便増進実施計画」に基づき、過疎化・高齢化が深刻化する地域の実情を踏まえ、高齢者をはじめとする市民の移動手段を確保し、安心して暮らすことができる社会の確立に向け、継続的に地域公共交通ネットワークの維持と改善に取り組みます。

改善にあたっては、市民や利用者へのアンケート調査やワークショップ等により地域ごとのニーズ・課題を把握の上、公共交通事業者等の地域公共交通の関係機関だけでなく、高齢福祉や健康増進等にもつなげるため、市福祉部局との連携を強化の上取り組んでいきます。

また、地域の高齢化・過疎化の深刻化を踏まえ、地域公共交通の事業継続性の確保も重要であることから、公共交通事業者の担い手確保の支援や、MaaS※等のデジタル技術を活用した新たな交通のあり方等についても調査・研究を進めます。

※MaaS（マース）

「Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略であり、バスや電車、タクシー等、あらゆる公共交通機関を、ITを用いてシームレスに結びつけ、人々が効率よく、かつ便利に使えるようにするシステム

（8）危機的な状況に備えた支援、対策の強化

気候変動の影響等によって、近年台風等の自然災害が頻発化・激甚化しており、防災・災害時の対策の必要性が高まっています。また、令和2年1月末より発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、感染によって高齢者が重症化しやすいことや、介護老人福祉施設等においてクラスターが発生したこと等を背景に、全国的に介護・福祉事業のあり方に変化をもたらしました。

このような状況を踏まえ、高齢者やその家族、サービス提供事業者等が安全で安心できる環境をつくるとともに、未曾有の災害や感染症の流行等に備えた支援、対策の強化が求められます。

災害対策としては、災害発生時に自力で避難が困難な人に対する取り組みとして、避難行動要支援者名簿を作成して、避難支援等関係者と情報を共有するとともに個別避難計画の作成を推進し、災害時の避難支援に向けた体制づくりを進めています。また、高齢者福祉施設や障害者支援施設等と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、一般の避難所とは別の「福祉避難所」として災害時における要配慮者の円滑な受け入れ等を図る取り組みを進めています。

感染症対策としては、国の「介護サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等」の周知や、関係各課と連携を図りながら感染拡大防止や新しい生活様式についての啓発を行います。

2. つながり・支え合い

(1) 生活支援サービスの体制整備

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者自身が支え手にまわる活動を含む、住民主体の生活支援体制の整備や地域のつながりづくりに取り組みます。

▼事業の目的と内容

生活支援サービスの体制整備のため、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等、多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の体制づくりを推進します。

▼現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域づくりという視点で、高齢者の社会関係を重視し、高齢者が役割・生きがいを持って暮らしていけるよう、市全体を第1層として生活支援サービスの多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するため、協議体を設置しています。

令和5年1月、大塔圏域において第2層協議体が発足、生活支援コーディネーターを配置して、①地域ニーズ・資源の把握、②ネットワークの構築、③サービス・資源開発、④担い手の養成の検討を行っています。年に一度広報紙を発行し、生活支援コーディネーターの活動について周知を行いましたが、存在と取り組みについての認知度は十分ではないため、引き続き周知が必要です。

▼事業の実施状況

平成29年度からは、要支援認定者を対象とした訪問介護や通所介護を総合事業に移行し、元気な高齢者が支え手側にまわるなど、多様な主体によるサービスの提供体制を構築してきました。

平成30年度には、第1層への協議体の設置及び生活支援コーディネーターを配置し、利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、既存資源を把握し、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成等の資源開発や関係者間の情報共有・サービス提供主体間の連携体制づくり等のネットワークの構築を進めてきました。

生活支援体制整備事業により、地域での助け合いの基盤となる住民同士のつながりづくりや、その人に合った社会参加をコーディネートするため、生活支援コーディネーターを活用して、“地域づくり”を進めており、第2層協議体づくりや、生活支援体制整備事業情報誌の全戸配布による周知を行い、地域支援に取り組みました。

▼今後の取り組みの方向

大塔地区以外の圏域での第2層（日常生活圏域）への協議体の設置に向けた取り組みを進めていきます。第2層協議体づくりのさらなる進展を目指し、継続して勉強会等の開催を支援していきます。既存の第2層、3層協議体のフォロー体制を構築します。

また、生活支援コーディネーターを活用し、地域での助け合い、住民同士のつながりづくりに向けた取り組みの拡充を図ります。生活支援サポーターの育成を続け、養成講座修了者に向けた、フォローアップ研修の開催を検討します。

(2) 生活支援事業の推進

高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、介護保険サービスのみならず、高齢者の在宅生活を支える生活支援・家族介護支援のサービスについて取り組みを充実させ、高齢者と介護者の負担軽減に努めていきます。

①軽度生活援助事業

▼事業の目的と内容

概ね65歳以上の一人暮らしの人や高齢者のみの世帯の人、要介護認定が非該当の人で日常生活に援助が必要な人を対象に、軽易な日常生活上の援助（買い物・掃除等）を行うことで、自立した生活の継続を可能にするとともに、要支援・要介護状態への進行を予防する事業です。

▼現状と課題

利用人数はほぼ横ばいです。当事業は高齢者の生きがいと社会参加のため、シルバー人材センターに委託して実施していますが、地域によっては登録会員の不足や高齢化により、人材不足が深刻になっています。利用を希望していても、利用できない状況もあります。令和5年度に開催した圏域別の地域ケア会議では、地域における一人暮らしの高齢者の増加や、閉じこもりなど社会的な関係性が希薄化している可能性が高いことが意見として挙げられていました。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
軽度生活援助事業	延べ利用者数	人	36	36	36
	延べ利用時間	時間	229	242	245

▼今後の取り組みの方向

総合事業の訪問型サービスへの移行も視野に入れた上で、今後事業継続の必要性について検討していきます。

担い手の確保への支援、安心して暮らせる社会の実現に向け、地域の実情に合わせた取り組みを行っていきます。

②訪問理美容サービス事業

▼事業の目的と内容

概ね 65 歳以上の要介護4または5の認定を受けている人で、理美容院に出向くことが困難な人に対して、理美容師が利用者宅を訪問するのに掛かる経費を市が負担することによって、訪問による理美容サービスを受けることができる事業です。

▼現状と課題

概ね 65 歳以上で、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により理美容院に出向くことが困難である要介護4または5の高齢者に対するサービスですが、登録者は1名のみでした。

今後高齢化が進み、介護者も高齢化していく中で必要な事業であり、一人でも多くの方に髪を清潔に保つことによって快適な生活を実現するために、積極的な啓発を行い、周知していく必要があります。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問理美容サービス事業	登録者数	人	1	1	1
	延べ利用者数	人	0	0	0

▼今後の取り組みの方向

事業を広く周知することで需要を喚起し、サービスを必要としている人のために今後も事業を継続していきます。なお、今後の利用状況に応じて、事業継続の必要性について改めて検討していきます。

③日常生活用具給付事業

▼事業の目的と内容

概ね 65 歳以上で寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者等に対して、介護保険の福祉用具貸与・購入の対象とならない電磁調理器等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活を安全に暮らせるよう便宜を図る事業です。

▼現状と課題

利用者が少ない状況が続いており、積極的な啓発を行い、周知していく必要があります。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日常生活用具給付事業	給付・貸与件数	件	0	0	0

▼今後の取り組みの方向

現状では需要の低い事業となっていますが、給付内容や利用対象者の見直しを進め、事業を広く周知することで需要を喚起し、今後も事業を継続していきます。

④高齢者見守り支援ネットワーク事業（緊急通報体制整備事業）

▼事業の目的と内容

急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置します。緊急時には電話回線を通じて24時間365日対応の受信センターへ通報し、消防署への救急要請をはじめ、近隣の協力員や民生委員・児童委員等の関係機関と緊急体制の連携を図ります。

▼現状と課題

装置は固定電話につなぐ本体（電話回線に接続）とペンダント1個（自宅内で携帯して利用）であり、第8期計画時点において、固定電話がない人への貸与は行っていませんでした。令和4年度より携帯電話等に対応した装置の貸与ができるようになり、設置数も増えています。

対象者は、一人暮らしの高齢者で、身体に不安がある等、常時注意を要する人であり、健康相談に24時間365日の体制で、看護師を含む専門のスタッフが対応します。また、急病等の緊急通報や健康相談をボタン一つで行うことができる装置は、操作もしやすく、高齢者等の不安を軽減し、安心と見守りにつながっています。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
緊急通報体制整備事業	年度末保有台数	台	371	353	316
	新規設置台数	台	14	25	22
	利用廃止台数	台	41	44	24
	受信（緊急・相談）件数	件	163	186	311
	救急搬送件数	件	18	12	20
	協力員出動件数	件	13	17	3

▼今後の取り組みの方向

固定電話がない人への装置の貸与を行うことができるようになり、今後も利用者の需要が見込まれます。引き続き、高齢者の不安を軽減し、安心と見守りのため事業を継続し、関係機関や事業所と連携した上で、広報誌やホームページなどを活用し、広報・啓発活動に努めます。

⑤ふれあい収集事業

▼事業の目的と内容

要介護1以上の認定を受けており、自ら日常のごみを集積所まで排出することが困難で、他の者の協力を得ることができない市民に対し、家庭ごみの戸別収集を実施するとともに、一人暮らしの高齢者などの安否確認等を行うことを目的としています。広報やホームページ掲載により周知活動を行っています。

▼現状と課題

ごみの排出が困難な一人暮らしの高齢者にとって、必要不可欠な事業であり、安否確認も行えることから、重要な事業となっています。一人暮らし高齢者の増加に伴い、今後も利用ニーズの増加が見込まれます。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあい収集事業	利用者数	人	14	14	18

▼今後の取り組みの方向

利用者は若干増加しており、日常のごみの排出が困難な高齢者世帯の増加による需要が見込まれます。今後も周知及び啓発に努めます。

⑥救急医療情報キット配布事業

▼事業の目的と内容

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人等に対して、急病等の緊急時に適切な対応ができるよう、かかりつけ医療機関や持病、その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布し、市民の安心と安全の確保を図っています。

▼現状と課題

緊急時に救急隊が駆け付けたとき、迅速で適切な対応ができるよう一人暮らしの高齢者等の世帯に「救急医療情報キット（緊急連絡先・かかりつけ医・服薬の内容等を記載した情報シートが入っている。）」を配布し、キットは冷蔵庫の中などに保管するものであるが、救急医療情報キット配布数累計は増加しており、認知度も上がっていることから、今後の需要が見込まれます。民生児童委員との連携を図り、周知に努めています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
救急医療情報キット 配布事業	配布累計数	人	3,653	3,701	3,720
	年間配布数	人	57	48	19

▼今後の取り組みの方向

新規の利用者は年々増加傾向にありますが、介護者の高齢化が進む現状にとって必要な支援です。

より多くの人の安心と安全の確保に向けて、民生委員・児童委員とも連携を図り、本事業の周知を進めていきます。また、緊急連絡先・かかりつけ医・服薬の内容等を記載した情報シートが現状に合った内容となるよう定期的な見直し体制の構築が必要です。

⑦「食」の自立支援事業（配食サービス）

▼事業の目的と内容

一人暮らしまたは高齢者のみの世帯を対象に、本人の状態や生活状況の調査を行った上で、よりよい食事環境を整えるために週6回まで夕食の配食を実施するとともに、配達時に利用者の安否確認を行います。

▼現状と課題

令和4年度から市内の社会福祉法人2か所及び事業所1か所の合計3か所に委託して、旧五條市内（五條、五條東、野原、五條西の4圏域）及び西吉野地区の一部において1日130食を限度に実施しています。

市内の高齢者に栄養バランスのとれた食事を自宅に訪問して提供し安否確認を行っているが、西吉野圏域では一部の地域のみでの提供にとどまっています。一方で、大塔地区では、現在、対応できる事業所がなくなり、全域において、提供できない状態となっています。

配食数は、増加傾向にあり、今後も増加が見込まれています。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
「食」の自立支援事業年間配食数	食	24,285	25,779	26,242

▼今後の取り組みの方向

配食数は増加傾向にあり、年間26,000食を超える高い需要となっているため、継続して実施します。

大塔町全域及び西吉野町のほとんどが委託業者の配達対応外エリアとなっており、申請者の住所地によっては対応できない場合があります。また、糖尿病等に対応した療養食は提供できていないため、ニーズを勘案しながら今後の方向性を検討していきます。

⑧生活管理指導短期宿泊事業

▼事業の目的と内容

65歳以上の高齢者で基本的な日常生活を独力で維持することが困難な人に対し、短期間の宿泊の中で基本的な日常生活の維持ができるよう、指導及び支援を行い、要介護状態への進行を予防する事業です。

▼現状と課題

五條市立養護老人ホーム花咲寮において実施しています。利用者数は減少傾向にありますが、緊急時の対応として必要な事業となっています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活管理指導短期宿泊事業	利用者数	人	3	3	3
	実施延べ回数	回	3	4	13

▼今後の取り組みの方向

緊急対応時のみならず、様々なケースに対応できるよう、花咲寮だけでなく、他市町村の施設とも委託契約を結び、体制強化を図ります。

⑨買い物支援事業（移動販売事業）

▼事業の目的と内容

日常の買い物が困難となっている人や地域に対し、移動販売車を使用し、指定するルートを運行日及び時刻通りに巡回をして買い物の機会を提供し、購買行動を支援するとともに、地域コミュニティの交流拠点を形成し、地域の活性化と地域福祉の向上を推進する事業です。

▼現状と課題

令和4年11月より、大塔町及び西吉野町内において、実証販売を経たのち事業を実施しています。関係する課と協働で事業を実施しており、情報提供や講座の開催など買い物以外の目的の事業も併せて実施しています。

一部停留所では利用者が0人の場合もあり、適宜利用場所や利用時間の調整を行う必要があるほか、買い物以外の事業の同時実施については、スケジュール調整が難しいこともあり、想定通りの実施ができていません。また、事業についての周知は行っていますが、住民の生活状況の変化等により、買い物客の伸び悩みが見られます。令和5年度開催の圏域別地域ケア会議でも、特に移動困難地域において日常での外出困難による買い物の不便さが指摘されています。

▼今後の取り組みの方向

令和6年1月時点では、大塔町内全域及び西吉野町内の宗桧地区の一部のみで実施しています。今後は、地域の利用状況も踏まえながら、関係組織と検討しながら停留所の増減やエリア変更について柔軟に対応していきます。

(3) 家族介護の支援

①介護教室

▼事業の目的と内容

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法・介護予防・介護者の健康づくり等の知識・技術を習得してもらうための教室を開催する事業です。

▼現状と課題

市内において、各事業者が実施しており、平成28年度からは事業ごとに日常生活圏域6か所において実施しています。しかしながら、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催できていません。

▼今後の取り組みの方向

介護者の高齢化が進む現状にとって必要な支援であるため、ニーズに応じた教室内容の見直しを進め、取り組みの充実を図ります。

②家族介護用品の支給

▼事業の目的と内容

在宅において、要介護3～5の高齢者を介護している世帯で、家族全員が住民税非課税の世帯に対し、家族介護用品（紙おむつ等）を支給しています。

▼現状と課題

高齢者を介護している家族等の負担軽減を図るとともに、要介護高齢者の居宅介護生活の継続、向上を図るために介護用品（紙おむつ等）を給付しており、利用者は増加傾向となっています。今後も継続して実施していけるよう検討します。

※65歳以上の要介護3、4又は5と判定された方（要介護3の方は、直近の認定調査において「排泄」又は「排便」の項目で、「介助」又は「見守り等」に該当している方に限り）で、本人及び主たる介護者の世帯全員が住民税非課税である高齢者を介護している家族等の負担軽減を図るとともに、要介護高齢者の居宅介護生活の継続、向上を図るために介護用品（紙おむつ等）を給付する。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家族介護用品の支給	延べ受給者数	人	770	672	780
	支給枚数	枚	68,820	69,430	79,320

▼今後の取り組みの方向

在宅介護をする場合の紙おむつ代は日々の積み重ねで家計を圧迫していることも含め、紙おむつの支給は介護者への負担軽減となり、需要が高まっています。

高齢者の身体の保清に努めることによる健康増進につながります。介護者の高齢化が進む現状において、利用者と家族の実情に合った柔軟なサービス提供のためにも必要な支援であるため引き続き継続して取り組んでいきます。

(4) 地域福祉活動の推進

社会福祉協議会は、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする公共性・公益性の高い民間の非営利団体であり、住民主体の地域福祉活動を推進する上で大きな役割を果たす組織です。

日常生活圏域での住民の自主的な地域福祉活動のあり方について、社会福祉協議会と行政が協力しながら引き続き検討していく必要があります。また、民生委員・児童委員の活動を引き続き支援し、地域で経済的な問題・日常生活の課題を抱えている人々や、児童、障害者、高齢者等への相談・援助活動、情報提供等を行います。さらに、民間団体・ボランティアの活動の活性化を図り、地域福祉の推進を図っていきます。

①社会福祉協議会活動

▼事業の目的と内容

地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関と協働・連携の下に福祉のまちづくりを目指す組織です。

活動内容として、住民の福祉活動への参画や場づくり等の援助や、社会福祉に関わる関係者・団体・行政との連携の推進、地域に必要な福祉サービスの企画や実施を行います。

▼現状と課題

五條市社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進するため地区社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、高齢者、障害者、児童等を対象とした支援活動を継続して実施することができました。

「小地域ネットワーク活動」では、支援が必要な人を早期に発見し地域のみんなで「見守り・声かけ・励まし」を実施して支えています。「ふれあい・いきいきサロン」では、歩いて行ける地域で気軽に集える仲間づくりの場を提供しています。

判断能力が十分でない方の金銭管理等を行うことにより地域で安心して生活できるよう支援する「日常生活自立支援事業」の実施、また総合相談所「ふれあい相談」の設置により身近な相談窓口としての機能を果たしています。

▼事業の実施状況

令和元年度末から令和2年度にかけては、コロナ禍において、様々な活動が制限される中、地区社会福祉協議会、自治連合会、民生委員・児童委員と連携方法を工夫し推進してきました。

また、平成29年度から介護福祉課より委託を受けて進めている「生活支援体制整備事業」では、市内3地区で、協議体の設立に向けた取り組みが進められています。

▼今後の取り組みの方向

きめ細かな地域福祉活動を推進していくため、住民参加が不可欠であることから、住民参加による「福祉のまちづくり」に引き続き努めます。

相談内容が多様化、複雑化してきていることから、「あんしん福祉ビジョン」に基づき、住民ニーズに対応した地域福祉活動の推進がより必要となっています。

②民生委員・児童委員活動

▼事業の目的と内容

民生委員・児童委員は地域で経済的な問題・日常生活の課題を抱えている人や、児童、障害者、高齢者等への相談・援助活動、情報提供等を行います。

▼現状と課題

本市では、令和4年度現在 123 名の民生委員・児童委員が活動しています。コロナ禍により研修・受講が困難となる状況下ではありましたが、各委員が様々な研修に参加し、民生委員・児童委員としてのスキルアップに努めたことで、より地域で身近な活動を進めることができました。

▼事業の実施状況

各委員が様々な研修に積極的に参加することで民生委員・児童委員としてのスキルアップに努め、より地域で身近な活動が進められています。令和4年12月1日には、一斉改選により46名の新任民生委員・児童委員が誕生し、コロナ禍により研修・受講が困難となる状況下においてもスキルアップに努めています。

▼今後の取り組みの方向

民生委員・児童委員は、問題の予防や早期発見のため、関係機関及び団体と協力・連携し、地域に根ざした活動が必要であるため、引き続き関係機関等との連携を強化し、各委員のスキルアップが必要です。

③民間団体・ボランティア等の活動

▼事業の目的と内容

ボランティア活動の活性化を図るため、民生委員・児童委員や自治連合会とも連携して、様々なまちづくりの分野におけるボランティアの確保、組織化のための取り組みを進めます。

▼現状と課題

令和元年度末より発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、活動や研修が困難な状況でした。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、今後は活動や研修を復調させていく必要があります。

▼今後の取り組みの方向

地域において高齢者の支援体制を構築していけるよう、より一層、福祉教育の充実、人材の確保、ボランティアコーディネーター機能の強化に努め、ボランティア活動の活性化を図ります。

近年多発する自然災害に対しても、民生児童委員連合会や自治連合会など各種団体と連携を図りながら、本市内で可能なボランティア活動のあり方について引き続き検討していきます。

3. 生きがい・役割

(1) 就労機会の充実

高齢者が自分らしく仕事をし、社会の中で自身の存在価値を味わえるような機会が提供されることは、生きがいづくりに大きくつながります。高齢者に就労の機会を提供しているシルバー人材センターは、その人のライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的、軽易な就労を提供するとともに、ボランティア活動等の社会参加を通じて健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しており、高齢者の就労機会の充実のため、一層推進していく必要があります。

①シルバー人材センター事業

▼事業の目的と内容

高齢者の就労の機会を確保し、生きがいの充実や福祉の増進を図り、活力あるまちづくりを目指す事業です。主な就労事業として、庭木の剪定・調理、掃除などの生活支援サービスや福祉サービスを行っています。

▼現状と課題

高齢者が持つ豊かな経験や知識を活かした就業を行う場を提供する五條市シルバー人材センターは、高齢者の支援に重要な役割を果たしています。しかし、会員数は減少傾向にあり、今後、加入促進を図るとともに、高齢者の経験が活かしやすい受託事業を増やしていくことが必要となっています。

普及啓発活動(新規入会者募集含む)として、「のぼり旗」を掲げる、看板を立てる、チラシの配布、五條市暮らしの便利帳及び市役所新庁舎の玄関ガイド案内板に掲載を行うなど年間を通じて活動を行いました。安全面に関しても、安全適正就業対策委員会を中心に、安全パトロールを強化し安全就業に努めました。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
五條市シルバー人材センター事業登録会員数	人	236	212	206
受託契約件数	件	1,661	1,559	1,505

▼今後の取り組みの方向

平成29年4月から実施している総合事業の訪問型サービスAを受託していますが、会員数、受託契約件数ともに減少傾向にあります。会員増加に向けて老人クラブ会合時などの機会をとらえてリーフレット配付などを行い、会員数の増加を図ります。また、会員が高齢化していることを踏まえ、高齢者の経験が活かしやすい受託事業の増加を図ることが必要になります。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

学ぶことは、学生や就業者に限らず、高齢者にとっても生きがいにつながる大切な機会です。地域で様々な活躍している例もあり、高齢者の有する知識や経験を社会に還元しつつ、よりよい社会をつくる主役として、選択的に自身の生きがいを選び取れる社会であることが求められています。

本市では、関係団体、関係部局との連携を図りながら生涯学習・生涯スポーツの実態や今後のニーズを把握し、高齢者の学習意欲に応えられるような講座を開催するとともに、健康増進につながるスポーツイベント等を実施し、生きがいにつながるよう取り組みの充実を図ります。

① 高齢者講座・高齢者自主サークル

▼事業の目的と内容

高齢者の学習意欲に応え、生きがいにつながるよう、公民館や通所事業所において、高齢者にとって関心の深い福祉問題や健康問題をはじめ、人権問題、国際問題、環境問題等、幅広い講座を開催するとともに、高齢者の自主的なサークル活動を支援します。

▼現状と課題

老人クラブ活動の中で、学習の場の提供を行うとともに、生涯学習の場を活用して高齢者の生きがいにつなげています。学習を通じて得た知識や人間関係を、地域における自主的な活動や助け合い・支え合いの人間関係づくりにつなげていくことが求められます。

▼事業の実施状況

中央公民館等において市民教養セミナー、英語・中国語等講座、アート講座、ヘルス講座等を実施しました。

▼今後の取り組みの方向

これまでの取り組みを基本としつつ、新規事業等の検討も行い、取り組みの充実を図ります。高齢者の生きがいにつながるような活動とするために、令和2年3月に策定された「第2期五條市生涯学習推進計画」との連携を図りながら、高齢者の活動を支援します。老人クラブ活動での学習の場を提供するとともに、多様な学習ニーズに応える学習機会を充実させていきます。また、サークル活動の拠点となる公民館等については、施設管理にあたり計画的な修繕等を進めます。

② 生きがい・健康づくり

▼事業の目的と内容

高齢者に適したスポーツを通じて社会参加を推進することにより、生きがいと健康づくりの確保を図っています。

▼現状と課題

令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から各種スポーツ大会を中止、令和3年度は感染予防対策を行った上で2種目のみ開催、令和4年度から4種目開催となりました。

令和4年度は新たなニュースポーツ種目として公式ワナゲ大会を開催するなど、スポーツを通じた健康づくり・生きがいつくりの場を設けることができました。

▼事業の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
グラウンドゴルフ大会 参加者数	人	－	－	119
ゲートボール大会 参加者数	人	－	24	29
スカイクロス大会 参加者数	人	－	38	28
ペタンク大会 参加者数	人	－	－	－
公式ワナゲ 参加者数	人	－	－	70

▼今後の取り組みの方向

より参加したくなる場となるよう、充実したふれあいの場の創設を検討します。新たなニュースポーツを取り入れ、参加者の増加を促していきます。

(3) 地域交流の推進

高齢者の生きがいつくりを促進するため、老人クラブ活動の活性化やふれあいいきいきサロンの活動（社会福祉協議会活動）の充実に取り組みます。老人クラブは高齢者同士の自主的な交流を通じて、孤立せずいきいきと豊かな日常生活を築くために大切な活動を行っています。また、ふれあいいきいきサロンの活動地域の拡大を推進し、高齢者の閉じこもりをなくし、地域での支え合いの活動として充実を図っていく必要があります。

①老人クラブ活動

▼事業の目的と内容

概ね60歳以上の会員が自らの手でその生活を健全で豊かなものにするため、同一の地域に住む高齢者が自主的に集まり、自らの教養の向上、健康の増進、社会活動等による地域社会との交流等を総合的に行う組織です。

▼現状と課題

本市の老人クラブは、健康づくり介護予防事業、地域支え合い事業、市町村老連活動支援体制強化事業等、クラブの目的に沿った補助事業を展開しているほか、ふれあい活動推進事業、高齢者の生きがいと健康づくり事業、高齢者生きがい支援事業を委託し、高齢者の地域交流を推進しています。市内の高齢者数は横ばいですが、加入者は減少傾向にあり、加入率、クラブ数ともに減少しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老人クラブ活動	60歳以上人口	人	13,252	13,257	13,236
	加入者数	人	1,490	1,494	1,196
	クラブ数	団体	32	32	26

▼今後の取り組みの方向

既存の老人クラブは、元気な高齢者の支援とともに、高齢者の交流の場、生きがいと健康づくりの場を担っています。高齢化社会が進み、会員の高齢化も進んでいますが、元気な高齢者の増加につなげるためにも、会員増加に向けた広報活動を継続します。介護予防事業や地域支え合い事業等を推進するため、地域の見守り、助け合い・支え合いの担い手として活動の幅を広げられる場の増加にも努めます。

4. 健康

(1) 健康増進

高齢者が生きがいを持って暮らすためには、心と身体・口腔がともに健康であることが非常に大切です。我が国は今日、世界有数の長寿国となっていますが、単に寿命が長いだけでなく、寝たきりや要介護の状態を予防し、「健康寿命」の延伸を図ることが重要な課題です。

そのためには、正しい生活習慣を身につけ、積極的に健康管理・体力づくりに取り組むなど、生涯にわたる健康づくりを心がけることが大切です。

健康づくりは、「自分の健康は自分で守る」という住民自らが主体的に取り組むべき課題であるという立場を基本としながらも、地域ぐるみで高齢者が安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組み、地域包括ケアシステムの構築につなげていく必要があります。

本市においては、住民一人ひとりが、質の高い生活を維持し、活力ある地域社会を実現させていくために、がん対策・歯科口腔保健を含めた健康診査、健康に関する正しい情報の提供、必要な助言指導等を充実し、健康管理・健康づくり対策を推進します。中でも、がんの死亡率減少を目指し、がん検診の受診率向上や、疾病の重症化予防のための特定健診との連携強化、歯周疾患予防と健康教育・相談の充実を図ります。

①食育に関する理解の増進と健康づくりにつながる食育の推進

▼事業の目的と内容

食に関する情報や、食生活改善に向けた理解と知識について、様々な媒体を活用して発信するとともに、各種健診・検診や地域活動・イベントなどの機会を活用して周知を行うほか、食に関心の薄い方でも気軽に習得・実践できるような知識の普及啓発に努めます。また、保健所や教育関係者、地域のボランティア、農林畜産漁業などの関係者、食品関連事業者など、食育に関わる様々な人や事業所との連携を強化します。

▼現状と課題

食育推進委員会を開催し、食育に関する施策の進捗評価や課題整理を行っています。また、「元氣いきいきクッキング」をはじめとした各種料理教室を開催し、食に関する知識の普及啓発に取り組んでいるほか、食生活改善推進員との連携による高齢者への食育の普及推進活動にも取り組んでいます。

▼今後の取り組みの方向

引き続き、食育推進委員会を中心として食育施策を効果的に進めていくほか、食生活改善推進員との連携による、高齢者への食育の普及推進活動に取り組めます。また、食に関する知識を学ぶ機会となる各種料理教室については、参加者の拡大に向け、参加しやすい企画や実施方法について検討していきます。

②身体活動量の増加と運動習慣の定着

▼事業の目的と内容

これまで運動をしていなかった住民でも、気軽に運動を始められるような運動・ストレッチ・ウォーキング等を啓発します。また、運動を習慣化していくために、運動を通じた他者との交流の楽しさや、運動による目標達成の喜びを得られるような機会の確保が必要です。運動教室の場を確保することで、住民が主体的に運動を継続できるような環境づくりに努めます。

▼現状と課題

手軽にできる運動を参加者が楽しく体験することにより、運動を始めるきっかけをつくる「らくらく運動教室」や、運動技術の習得と運動の継続を目的とした「からだすっきり道場」を、健康運動指導士等の協力の下で開催しています。また、運動普及推進員による、ウォーキングに楽しく参加できる「みんなで、歩きませんか」を開催しています（コースづくりから実施）。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
らくらく運動教室	参加者数	人	161	56	54

▼今後の取り組みの方向

比較的若い高齢者も気軽に参加できるような取り組みについて検討するとともに、様々な周知方法を通じた参加促進についても検討を進めます。また、運動普及推進員の活動を支援し、ウォーキングなど参加しやすい運動に取り組み、地元の新たな発見につなげられる取り組みについても検討を進めます。

③中高年層における骨粗鬆症患者の減少

▼事業の目的と内容

身体活動・運動の不足によって、中高年層を中心に「ロコモティブシンドローム」（加齢に伴う筋力の低下や骨粗鬆症等による運動器の機能低下で、要介護状態や寝たきりになるリスクが高い状態）が多く見られます。特に骨粗鬆症に起因する身体機能の低下によって、身体活動自体が減り、外出や他者との交流の機会の減少につながります。また、転倒等により骨折すると、若年層に比べて回復に時間がかかり、移動・食事・入浴・排泄といった日常生活動作自体が難しくなる場合もあります。

骨粗鬆症の予防のため、若年層から運動習慣を身に付けていけるように、定期的・継続的な運動習慣の確保と、身体機能を維持するための生活習慣の改善が必要です。また、骨粗鬆症のリスクについて理解し、自身の健康状態を把握するために、検査や予防教室等の事業を推進します。

▼現状と課題

40～65 歳までの5歳刻みの女性を対象に、大腿骨と腰椎の骨密度を測定する「骨粗鬆症検査」を実施しています。また、骨粗鬆症検査の対象者に向けて、骨密度を測定するとともに、適切な生活習慣の定着や、骨粗鬆症の予防に取り組む行動（食事・運動）の意識付けを通じて、骨折等による将来的な寝たきりを予防するための「骨粗鬆症予防教室」も実施しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
骨粗鬆症健診	受診者数	人	76	99	100
骨粗鬆症予防教室	参加者数	人	67	81	76

▼今後の取り組みの方向

40代・50代は骨量が減少しはじめる年齢層であることから、将来の骨粗鬆症予防に関心が持てるよう周知啓発を行います。また、受診率の低い年齢層の受診率向上に向け、平日だけでなく土日にも検査を受けられるような体制を検討します。さらに、骨粗鬆症予防に関する情報の発信を進めるため、「骨粗鬆症予防教室」を実施し、予防の取り組みの意識付けを行います。

④睡眠不足の解消とストレス軽減に関する普及啓発の促進

▼事業の目的と内容

男女ともに、日本人の平均睡眠時間が短い（近年さらに短縮している）と言われており、国は「健康日本 21」の策定に併せ、「健康づくりのための睡眠指針」を示し、睡眠に関する正しい理解の促進と、睡眠時間の確保、睡眠の質の改善による心身の健康づくりを推進しています。

本市でも、住民が十分な睡眠時間を確保することで休養を取り、ストレスの軽減につながるように、睡眠やストレスへの対処法を見つけることの重要性を啓発します。

▼現状と課題

広報五條、ホームページ等を活用して、睡眠不足の健康リスクや、良い睡眠を確保するための方法について周知を行っています。

令和4年度に実施した健康と食育に関するアンケート調査では、ストレスを感じていると回答した割合は60歳代が52.0%、70歳代が41.0%となっており、ほかの年齢層と比べてストレスを感じている方が少ないことがうかがえます。

▼今後の取り組みの方向

日頃からこころの健康の維持・増進に関心を持っていない住民に対しても、自身のこころの健康について意識し、向き合ってもらえるような広報等の内容を検討します。

⑤こころの健康に関する相談支援体制の整備

▼事業の目的と内容

住民一人ひとりが自身のこころの状態にいち早く気づき、自分なりのストレス解消法を実行したり、家族・友人や保健福祉センターの「こころの健康相談」等を活用することで他者に相談していけるように、メンタルヘルスに関する知識やメンタルヘルス対策の方法等を啓発します。また、住民が日常生活を送る中で感じた悩みごとや不安なことを気軽に相談できるように、相談支援先の周知に努めます。

▼現状と課題

パソコンやスマートフォン等から自身の現在のストレス度や落ち込み度等のこころの状態を確認できる「こころの体温計」サービスの提供や、精神的不調を抱える住民等に対して、臨床心理士による個別相談を行う「こころの健康相談」を実施しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
こころの健康相談	実施回数	回	26	30	30
	参加延べ人数	人	67	67	75
こころの体温計	年間利用者数	人	9,675	5,021	4,368

▼今後の取り組みの方向

「こころの体温計」の利用者で支援が必要な人について、相談支援を進められるような体制の検討を進めます。また、健康相談が必要にも関わらず、利用につながっていない住民に対しても利用できるよう、健康相談についての周知や、誰でも気軽に利用できるような環境づくりを進めます。

⑥飲酒習慣者の飲酒量の減少

▼事業の目的と内容

日本人のアルコール消費量は1990年代前半を頂点に減少傾向にある一方で、飲酒習慣者については、男女ともに適切な飲酒量を超えて飲酒している人の割合が減少しておらず、飲酒習慣者に対する減酒に向けた支援を推進します。

▼現状と課題

広報五條やホームページ等を活用して、成人の適正アルコール量や、アルコールによる健康リスクを周知し、住民が自ら節度を持った飲酒量・頻度を意識して飲酒できるように支援しています。

令和4年度に実施した健康と食育に関するアンケート調査では、毎日お酒を飲んでいると回答した割合は60歳代が25.6%、70歳代が21.2%となっており、ほかの年齢層と比べて飲酒習慣を持つ方が多いことがうかがえます。また、女性よりも男性の方が、飲酒習慣を持つ方が多くなっています。

▼今後の取り組みの方向

住民に対して、適正なアルコール量の周知を進めていきます。

⑦喫煙と健康に関する普及啓発の促進

▼事業の目的と内容

喫煙による健康障害や、受動喫煙による周囲の人への健康面の影響、禁煙に向けた取り組みや医療機関等の情報等、たばこに関わる様々な知識・情報を発信し、地域全体での禁煙に向けた取り組みを支援します。

▼現状と課題

広報五條やLINEによる発信、パンフレットの設置、ポスターや啓発物品の展示棟、禁煙や受動喫煙防止についての正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。また、健康教育の機会と併せた情報発信にも取り組んでいるほか、禁煙相談として、肺がん検診時に、禁煙を希望している住民に対して支援を実施しています。

令和4年度に実施した健康と食育に関するアンケート調査では、現在タバコ（紙タバコ・電子タバコ）を吸っていると回答した割合は60歳代が13.8%、70歳代が10.5%となっています。ほかの年齢層と比べて大きな差は見られませんが、女性よりも男性の方が、喫煙習慣を持つ方が多くなっています。

▼今後の取り組みの方向

今後も、市民に対して禁煙の啓発活動を推進します。また、禁煙に関する啓発活動の効果を検証できるような数値の把握に努め、喫煙者に対して禁煙を推進できる啓発内容を検討します。

⑧歯周病対策の推進・歯科検診の受診率向上

▼事業の目的と内容

歯周病に対する知識や、歯周病予防に向けた歯の手入れの方法、歯周病と健康障害の関係性等を学び、住民自身が主体的に歯・口腔の健康づくりに取り組めるような啓発活動を実施します。また、歯科医等の受診によって、歯周病の原因となる歯垢（プラーク）や歯石（歯垢が硬くなったもの）を定期的に除去し、歯・口腔内を清潔に保てるような個人の取り組みを推進します。

また、歯・口腔の不調をいち早く発見し、適切な治療につなげるため、成人の歯科検診の受診率向上に係る啓発活動を推進し、歯・口腔の健康に関する住民の意識啓発に努めます。

▼現状と課題

歯周病予防と歯・口腔の健康を維持するため、40歳から70歳までの10歳刻みの住民を対象に、歯科検診を無料実施しています。また、75歳から90歳までの5歳刻みの住民を対象として、無料での歯周疾患健診も実施しています。なお、歯周疾患健康教育として、検診時に歯科衛生士が問診票を確認し、歯の磨き方や入れ歯の手入れ方法等を指導しているほか、大塔や西

吉野など、歯科のない地域を中心に、総合健診や健康相談と併せて歯科相談を実施しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
歯周疾患健診 (節目年齢対象者) 【40歳、50歳、60歳、70歳】	対象者数	人	1,639	1,604	1,567
	受診者数	人	98	74	96
	受診率	%	6.0	4.6	6.1
歯周疾患健診 (後期高齢者、節目年齢対象者) 【75歳、80歳、85歳、90歳】	対象者数	人	946	897	1,129
	受診者数	人	148	123	216
	受診率	%	15.64	13.71	19.13

▼今後の取り組みの方向

歯科検診（歯周疾患健診）の受診者数を増やすための方法について検討を進めるとともに、検診未受診者に対して情報提供を行います。また、歯科検診を実施する会場までの移動手段がない高齢者も受診しやすい開催場所や参加方法について検討を進めます。若年層に対しても、歯や口腔の健康への取り組みの必要性や定期的な検診を受けることについて周知啓発を行います。

⑨各種健（検）診等の受診率向上

▼事業の目的と内容

特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診等の受診率（利用率）の向上に向けて、開催方法や開催場所等を検討しながら定期的・継続的に実施していくとともに、がん検診の結果を受けて医療機関への受診が必要な住民が円滑に受診できるように、市内近郊の医療機関等を情報発信します。

▼現状と課題

胃がんや肺がん、大腸がんなど各種がん検診の集団検診及び個別検診を実施しています。土日祝日の集団検診の実施回数増加や、特定健診との同時開催、インターネット予約の実施、受診待ち時間の短縮など、がん検診を受診しやすい体制づくりを進めてきました。

また、国民健康保険に加入する40歳から75歳までの住民を対象に、医師会と連携して特定健診を実施しています。なお、特定健診の結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方を対象に、特定保健指導も実施しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
胃がん検診	対象者数	人	12,096	10,558	10,558
	受診者数	人	541	662	570
	受診率	%	4.5	6.3	5.4
肺がん検診	対象者数	人	12,096	10,558	10,558
	受診者数	人	812	1,110	958
	受診率	%	6.7	10.5	9.1
大腸がん検診	対象者数	人	12,096	10,558	10,558
	受診者数	人	1,270	1,664	1,347
	受診率	%	10.5	15.8	12.8
子宮がん検診	対象者数	人	8,452	6,973	6,973
	受診者数	人	620	764	631
	受診率	%	7.3	11.0	9.0
乳がん検診	対象者数	人	7,502	6,406	6,406
	受診者数	人	661	887	667
	受診率	%	8.8	13.8	10.4
特定健診	対象者数	人	6,124	6,020	5,715
	受診者数	人	1,212	1,480	1,632
	受診率	%	19.8	24.6	28.6
後期高齢者健康診査	対象者数	人	5,757	5,666	5,720
	受診者数	人	770	710	802
	受診率	%	13.38	12.53	14.02

▼今後の取り組みの方向

各種がん検診の受診率向上に向けた取り組みを進めます。また、医療機関と連携し、より検診（健診）が受けやすい体制を構築します。

⑩生活習慣の改善に向けた意識啓発

▼事業の目的と内容

市内の複数の場所で健康相談を実施し、住民自身が身体の状況を把握できる機会を設けるとともに、心身の健康に関する悩みごとや不安を解消するための相談支援に努めます。また、生活習慣の改善や疾病予防に資する住民・事業所等への情報提供に努め、住民が主体的に健康づくり活動に取り組んでいけるような意識啓発に努めます。

▼現状と課題

健康相談（保健福祉センター内）、出前健康相談（各自治会の集会所等）、健康相談訪問事業（住民宅への訪問）を実施しています。このうち、出前健康相談では、身長・体重・血圧測定・尿検査も併せて実施しています。なお、令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業規模を縮小しています。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康相談	実施回数	回	13	15	19
	参加延べ人数	人	111	142	53

▼今後の取り組みの方向

自治会主体で実施している健康相談は、重点地区を設けるなど、各種健康相談の利用者を増やせるように健康相談の実施方法等を改善します。また、健康相談事業についての周知活動を推進します。

（2）介護予防の普及・啓発（介護予防普及啓発事業）

国の制度改正により介護予防の取り組みは、従来の一一般の高齢者を対象とした一次予防事業と要介護リスクの高い人を対象とした二次予防事業という構成から、全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」へと移行し、介護予防と要支援・要介護状態の重度化の防止または軽減を目的として、さらなる充実が求められています。介護予防を行うにあたって、運動と地域交流は必要不可欠な事業であり、元気に地域で暮らし続けるためにも、高齢者が参加しやすい事業を考えていく必要があります。地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが自主的に実施されることを目指し、事業を実施しています。特に、「いきいき百歳体操」等を通じた、地域づくりによる介護予防教室（歩いて行ける場所で、地域住民主体による通いの場での運動の機会づくり）を推進し、地域全体で介護予防を進めていくよう努めます。

①運動教室

▼事業の目的と内容

高齢者が、要支援・要介護状態になることを予防するため、心身機能及び運動機能の維持向上を目的とした教室を実施しています。

また、自主的な活動につなげるため、理学療法士や健康運動指導士が指導を行い、教室修了後は、参加修了者が自主的に活動し、運動を継続して行っています。

▼現状と課題

これまで2か所の会場での開催や地区公民館等で取り組んできましたが、自主グループへとつながることはありませんでした。

運動機能向上のため、高齢者のニーズに即した内容の検討、仲間づくりを促していく工夫が必要です。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
運動教室	実施回数	回	30	56	33
	参加延べ人数	人	68	216	258

▼今後の取り組みの方向

今後、歩いて行ける場所で、地域住民主体による通いの場での運動の機会づくりを推進し、地域全体で介護予防を進めていくよう努めます。また、専門職による教室の開催を検討していきます。

②中山間部住民への介護予防情報の発信

▼事業の目的と内容

西吉野・大塔圏域の山間部等に住む、閉じこもりがちな高齢者に対し、自立生活の助長及び要介護状態になることへの予防を図ることを目的としています。

▼現状と課題

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から、西吉野・大塔圏域は、閉じこもり傾向が高く、その理由として移動手段がないこと、足腰の痛みを感じ転倒に対する不安を感じている人の割合が高いことが挙げられています。また、山間部に集落が点在し、近隣との距離が離れているところも多く、気軽に集まれる場所を確保するのが困難な地域もあります。そのような地域を対象として、閉じこもり予防や介護予防の情報発信の取り組みについて検討していく必要があります。

▼今後の取り組みの方向

情報発信に向けて、各関係機関に対して協力依頼を行うとともに、西吉野・大塔圏域の住民に対して事業の周知に努め、当該地域の高齢者の健康増進等につなげていくことを目指します。

(3) 地域介護予防活動の支援（地域介護予防活動支援事業）

介護予防活動の普及・拡大のためには、行政が行う介護予防事業だけでは十分ではなく、住民の自主的な取り組みが不可欠です。それぞれの地域で、自主的な介護予防活動が展開され、多くの高齢者の参加が得られるよう、住民主体の集いの場づくりや、ボランティアの育成の支援等に取り組めます。

①地域づくり型介護予防事業

▼事業の目的と内容

歩いて通える範囲で、住民主体の集いの場における運動の機会づくりを推進する地域づくりによる介護予防教室を実施し、地域全体で介護予防を進めていくよう努めます。教室においては、「いきいき百歳体操」を実施し、日常的・定期的に地域で介護予防に取り組める環境づくりにつなげます。

▼現状と課題

平成 28 年度に、県のモデル事業として市内 2 地区において実施を開始しました。実施か所の拡大に向けて、市が教室の立ち上げ支援を行い、3 か月間の市による支援の終了後は住民主体で教室の運営を行っています。今後も市内全域への拡大を目指し、引き続き継続して取り組む必要があります。

▼事業の実施状況

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地域づくり型介護予防事業	実施か所数	か所	28	30	29
	参加者数	人	473	358	383

▼今後の取り組みの方向

住民や関係団体等への周知を行い、地域の歩いて通える範囲で、住民主体の集いの場を増やすことを目指し、地域全体で介護予防に取り組んでいけるよう、引き続き取り組んでいきます。

②介護予防サポーター（ボランティアグループ）の育成・支援

▼事業の目的と内容

地域における介護予防・健康づくり活動の普及のため、五條市運動普及推進員、五條市食生活改善推進員、五條市健康づくり推進員、五條脳トレ会等の団体に対する育成・支援を保健部門と連携し、実施しています。

各団体・グループは介護予防事業の支援を行うとともに、介護予防に資する自主活動を展開しています。

▼現状と課題

各種ボランティア団体の育成及び活動支援を行い、地域で介護予防の活動を実施しています。平成 29 年度から介護福祉課・保健福祉センター・五條市社会福祉協議会と協働し、介護予防・健康・地域づくりサポーターとして「Gojo元気サポーター」の養成を行っています。令和 2 年度以降は新規養成をせず、サポーターの活動を促進するため、研修会や交流会を開催しました。令和 3 年度登録者に対し、アンケートを実施しました。再登録を行い、令和 4 年度末現在の登録者数は、25 名となっています。

▼事業の実施状況

【活動支援及び研修会の開催等の支援】

五條市運動普及推進員協議会 (五條市保健福祉センターが養成した団体)	老人憩の家で開催している介護予防教室に協働参加 「いきいき百歳体操」での体力測定に協働参加
五條市食生活改善推進員協議会 (五條市保健福祉センターが養成した団体)	認知症カフェ「おれんじロバさんの部屋」に協働参加
五條市大塔福祉ふれあいの会	日々の高齢者の見守り活動、配食サービス活動等を実施
五條脳トレ会 (五條市地域包括支援センターが養成した団体)	認知症予防の「頭の体操教室」の企画運営
Gojo元気サポーター	「いきいき百歳体操」の立ち上げや運営を行う

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Gojo元気サポーター 登録者数	人	53	26	25

▼今後の取り組みの方向

今後もサポーターやボランティア組織の養成及び活動支援を行い、地域での介護予防の拡大に努めます。

③ふれあい活動推進チーム事業（友愛訪問活動・一人暮らし老人訪問活動）

▼事業の目的と内容

老人クラブに委託して、市内在住の一人暮らしの高齢者の家庭を訪問し、安否確認や相談・助言等の見守り活動を行います。

▼現状と課題

一人暮らしの高齢者宅を訪問し、精神的孤独感の解消と高齢者相互の友愛を深め地域奉仕活動の効用を図ることができました。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
友愛訪問活動・ 一人暮らし老人訪問活動	チーム数	チーム	1	1	1
	チーム人員	人	6	5	4
	訪問対象者数	人	2	2	2

▼今後の取り組みの方向

活動しているチームが一つとなり、チーム人員も減り、また、見守りを行う側の高齢化も進んでいるため、事業の継続に向けて検討が必要です。

(4) 介護予防・生活支援サービス事業の実施

▼事業の目的と内容

介護保険制度の改正により、これまで全国一律のサービスが行われてきた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、地域の実情に応じて市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の中の介護予防・生活支援サービス事業に移行されることになりました。本市においても、平成29年4月から総合事業を開始し、これまでの介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、新たなサービス体系に移行しています。総合事業は一人ひとりの状態に合わせた介護予防や生活支援のサービスが利用でき、これまで介護保険で行っていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスの一部も利用することができます。また、介護保険の要支援認定を受けなくても、基本チェックリストにより対象者と判定されれば、スムーズにその人の生活に合わせた介護サービスを受けることができます。

主な介護予防・生活支援サービス事業は下記の通りです。

■訪問型サービス

サービス名称	内容
現行相当訪問介護 (従来通りのサービス)	従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。有資格者（訪問介護員）による身体介護（入浴・排せつ等）と生活援助を行います。
緩和した基準によるサービス (訪問型サービスA指定事業者)	居宅を訪問し、生活援助（調理・掃除・ごみ出し・買い物代行等）を行います。原則として身体介護は行いません。市指定の研修受講者も、サービスの担い手となることが可能となります。
生活支援訪問サービス (訪問型サービスA委託型)	シルバー人材センターによる家事援助（掃除・買い物等）サービスです。

■通所型サービス

サービス名称	内容
現行相当通所介護 (従来通りのサービス)	従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。生活機能の向上のための機能訓練を行います。
通所型サービスA	半日あるいは1日のミニデイサービス、運動、レクリエーション等を行います。入浴介助はありません。
通所型サービスC（委託）	専門職（保健師・看護師・理学療法士等）による、短期間（3～6か月間）でリハビリを集中的に行うサービスです。

▼現状と課題

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、引き続き継続し充実させていく必要があります。

▼事業の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型サービス	訪問介護現行相当サービス	人	102	105	53
	訪問型サービスA	人	1,513	1,317	1,199
	訪問型サービスA（委託）	人	9	11	96
通所型サービス	通所介護現行相当サービス	人	805	766	631
	通所型サービスA	人	3,063	3,042	2,953
	通所型サービスC（委託）	人	0	0	21

▼今後の取り組みの方向

各サービスの内容が地域の実情、ニーズに合っているか見直しを進めるとともに、元気な高齢者がサービスの提供側にまわれるような仕組みづくりに向けて、生活支援体制整備事業と連携して事業内容を検討し、自立に向けたサービスの提供ができるよう取り組んでいきます。

また、要介護の認定状況に関わらず、軽度の要介護者も含め、対象者のニーズに合った様々な支援・サービスが提供できるようリハビリテーションサービス等も含む提供体制の構築を図るとともに、PDCAサイクルに基づき事業の見直しを進め、対象者及び価格の弾力化についても検討していきます。

第 5 章 介護保険事業基盤の整備

1. 介護保険事業の基本的な方向

介護保険事業では、支援を必要とする人ができる限り自立しながら住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な種類と量のサービスを適切に提供することが求められます。

そのため事業計画の「基本方向」を①居宅サービスを中心に、②状態の軽減を目的として、③高品質なサービスを、④利用者の意思を尊重し、⑤また、利用者の権利を保証しながら提供することとし、この方向を土台として、介護サービスの“質”と“量”を確保するとともに、介護・支援が必要になったとき、誰もがサービスを簡単に利用でき、適切なサービスが提供される制度とすることを「基本方針」とします。

また、それら基本方針を実現するため、事業計画の「基本目標」を「介護や支援が必要になったときの“安心”を保証する」と設定し、事業を推進します。

2. 介護サービス等の見込量

(1) 居宅サービス（介護予防サービス）の推計

居宅サービス（介護予防サービス）に含まれるサービスの種類は以下の通りです。

介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、平成 29 年度より地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、介護予防サービスの対象外になっています。

■居宅サービス（介護予防サービス）の種類

分類	居宅サービス（介護給付）	介護予防サービス（予防給付）
	要介護 1～5	要支援 1～2
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 	（介護予防訪問介護→総合事業へ移行） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所リハビリテーション 	（介護予防通所介護→総合事業へ移行） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防通所リハビリテーション
短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入 ・住宅改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具購入 ・介護予防住宅改修

次ページ以降に、第 8 期（令和 3～5 年度）における各サービスの利用実績及び将来推計人口に基づく将来の認定者見込数を踏まえた、第 9 期（令和 6～8 年度）及び令和 22 年度における各サービスの見込量を示します。

①訪問介護

訪問介護は、利用者の居宅にホームヘルパー等が訪問し、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や買い物、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

要介護者等が継続的に安心して在宅生活を送る上で必要なサービスであり、利用者の心身状態に合わせて、適切なサービスの提供に努めます。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	回/月	5,268.1	4,888.4	4,888.4	4,888.4	4,877.7
	人/月	317	310	310	310	309

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、利用者の居宅に移動入浴車等の入浴設備を持ち込み、入浴及び洗髪の介助並びに心身機能の維持等を図るサービスです。

要介護者等が継続的に安心して、在宅生活を送る上で必要なサービスであり、サービスが必要な人の心身状態や住環境に合わせて、サービスの提供体制を確保する必要があります。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問入浴介護	回/月	94	109.6	109.6	109.6	109.6
	人/月	20	25	25	25	25
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

③訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、利用者の居宅に看護師等が訪問し、主治医の指示のもとで病状の管理や処置等を行うサービスです。

在宅生活を送る要介護者等にとって必要なサービスであるため、引き続きサービスの提供体制を確保する必要があります。また、計画的かつ継続的な医学的管理が必要なため、主治医や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、サービス提供事業者等との連携も重要となります。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問看護	回/月	2,052.0	2,083.8	2,076.1	2,076.1	2,065.0
	人/月	206	218	217	217	216
介護予防 訪問看護	回/月	92.2	99.9	99.9	99.9	88.8
	人/月	16	18	18	18	16

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、主治医の指示のもとで、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が通院困難な要介護者等の自宅を訪問して、要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を目指すものです。

訪問看護と同様、計画的かつ継続的な医学的管理が必要なため、主治医や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、サービス提供事業者等との連携も重要となります。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問リハビリテーション	回/月	414.1	190.3	190.3	190.3	190.3
	人/月	24	21	21	21	21
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	56.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	7	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、利用者の居宅に医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の管理指導を行うものです。

要介護者等の在宅生活を支えるために、必要なサービスであることから、今後もサービスの提供体制の確保と質の向上を図る必要があります。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅療養管理指導	人/月	125	129	129	129	128
介護予防居宅療養管理指導	人/月	7	4	4	4	4

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑥通所介護

通所介護は、利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、入浴や食事、排せつ等の介護や生活相談、日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

要介護者等が継続的に安心して在宅生活を送る上で必要なサービスであり、利用者の心身状態に合わせて、適切なサービスの提供に努めます。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所介護	回/月	3,090.0	3,265.8	3,265.8	3,273.8	3,267.0
	人/月	370	393	393	394	393

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、利用者が通所リハビリテーション事業所（デイケア）に通い、自立した日常生活を営めるよう、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身機能の維持回復を目指すものです。

訪問リハビリテーションと同様、計画的かつ継続的な医学的管理が必要なため、主治医や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、サービス提供事業者等との連携も重要となります。

	単位	令和5年度※1	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
通所リハビリテーション	回/月	1,313.0	1,403.1	1,395.3	1,403.1	1,395.1
	人/月	166	178	177	178	177
介護予防通所リハビリテーション	人/月※2	29	36	36	36	35

※1 令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

※2 介護予防（要支援1・2）の利用は、原則として1か月の利用回数にかかわらず月単位の定額制であるため、回数の単位はなし

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、要介護等の高齢者を介護している家族が、病気や冠婚葬祭、介護疲れ等の理由により、一時的に介護できなくなった場合、その高齢者等を介護老人福祉施設等で預かり、食事や日常生活の世話等を行うものです。

	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所生活介護	日/月	1,198.0	1,580.4	1,580.4	1,592.8	1,594.2
	人/月	100	123	123	124	124
介護予防短期入所生活介護	日/月	47.7	37.1	37.1	37.1	37.1
	人/月	8	8	8	8	8

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や入浴、食事、排せつ等の介護や日常生活の世話、機能訓練等を受けるものです。

	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
短期入所療養介護	日/月	228.2	208.4	208.4	208.4	217.3
	人/月	27	27	27	27	28
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた特定施設（有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅）に入居する要介護者等に対し、特定施設サービス計画に基づき、入浴や食事、排せつ等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を提供するサービスです。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定施設入居者生活介護	人/月	30	32	32	32	32
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	3	3	3

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が自立して日常生活を営むことができるようにするために、心身の状況や環境等に応じて適切な福祉用具の選定・貸与をするものです。

要介護者等の心身状態や環境に適した福祉用具を利用できるよう、介護支援専門員や福祉用具貸与事業者等と連携し、サービスの質の向上に努めます。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
福祉用具貸与	人/月	653	666	665	665	664
介護予防福祉用具貸与	人/月	185	184	183	182	176

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑫特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

特定福祉用具購入は、利用者が居宅での生活を円滑に行うことができるように、日常生活を支援するため、貸与に適さない性質を持つ特定福祉用具の購入費について、所得に応じて限度額10万円（同一年度）の7割から9割を上限として支給するものです。

福祉用具貸与と同様、要介護者等の心身状態やその置かれている環境に適した福祉用具を利用できるよう、介護支援専門員や福祉用具販売事業者等と連携し、サービスの質の向上に努めます。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定福祉用具購入	人/月	13	13	13	13	10
特定介護予防福祉用具購入	人/月	3	3	3	3	3

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑬住宅改修・介護予防住宅改修

在宅生活に支障がないように段差解消等住宅の改修を行った際に、所得に応じて限度額 20 万円（同一住宅・同一対象者）の 7 割から 9 割を上限として費用を支給するものです。ただし、介護の必要度が著しく高くなった場合（3 段階以上上がった場合）は、例外的に、1 回限り追加支給を受けることが可能です。

要介護者等が安心して安全な在宅生活ができるよう、適切な設計・施工が必要となるため、介護支援専門員や住宅改修業者等に対する指導・助言を行い、サービスの質の向上に努めます。

	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
住宅改修	人/月	10	12	12	12	9
介護予防住宅改修	人/月	6	7	7	7	4

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑭居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、利用者の意向や自立支援をもとにした介護支援専門員によるケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整等、居宅サービス利用に関わる総合調整を行うサービスです。

要介護認定状態の改善・悪化防止を目的としたケアマネジメントを行い、より適切な支援を行うため、介護支援専門員が地域包括支援センター等と連携し、サービスの質の向上に努めます。

	単位	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅介護支援	人/月	966	971	969	969	967
介護予防支援	人/月	221	221	221	219	212

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

(2) 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の推計

平成 17 年度の介護保険法改正により、地域密着型サービスが創設されました。

同サービスは、認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように設けられたサービスです。

原則として、所在市町村の住民のみが保険給付の対象となるため、地域の実情を踏まえながら、地域単位（日常生活圏域単位等）で適切なサービス基盤の整備を行っています。

■地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の種類

分類	地域密着型サービス（介護給付）	地域密着型介護予防サービス（予防給付）
	要介護 1～5	要支援 1～2
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援 2 の人が対象)
施設系	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	

次ページ以降に、第 8 期（令和 3～5 年度）における各サービスの利用率等及び将来人口推計に基づく将来の認定者見込数を踏まえた、第 9 期（令和 6～8 年度）及び令和 22 年度における各サービスの見込量を示します。

①小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、在宅の要介護者等の容態や希望に応じて、「通い」を中心に「訪問」や「宿泊」を提供する介護サービスです。家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴や排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の状態や希望に応じ、随時の「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて提供し、在宅での自立した日常生活を支援するサービスです。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
小規模多機能型居宅介護	人/月	32	37	43	43	36
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	10	8	14	14	8

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

②看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて、1事業者が一体的にサービスを提供するものです。

本市においては第8期計画までの利用実績がなく、第9期中の利用を見込んでいません。

③定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回による訪問と随時対応の訪問を行うものです。

本市においては第8期計画までの利用実績がなく、第9期中の利用を見込んでいません。

④夜間対応型訪問介護

要介護者の状態や希望に応じた柔軟なサービスを提供することにより、中重度の要介護状態となっても、夜間を含め24時間安心して在宅生活が継続できるよう、夜間に定期的に各自宅を巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

本市においては第8期計画までの利用実績がなく、第9期中の利用を見込んでいません。

⑤ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、要介護者等で認知症の利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、心身の機能を維持するとともに、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型通所介護	回/月	76.6	94.6	94.6	94.6	94.6
	人/月	5	8	8	8	8
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑥ 地域密着型通所介護

平成28年4月に、利用定員が18人以下の小規模の事業所は、通所介護から地域密着型通所介護に移行されました。利用者が通所介護事業所（デイサービスセンター）に通い、入浴や食事、排せつ等の介護や生活相談、日常生活上の世話、機能訓練等を受けるサービスです。

要介護者が継続的に安心して在宅生活を送る上で必要なサービスであり、利用者の心身状態に合わせて、適切なサービスの提供に努めます。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型通所介護	回/月	1,058.7	1,128.6	1,128.6	1,128.6	1,121.9
	人/月	152	154	154	154	153

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑦ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の人が、少人数で共同生活を行いながら精神的に安定した日常生活を送ることを目的とした施設です。家庭的な環境と地域住民との交流の中で、入浴や排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようサービスを提供します。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
認知症対応型共同生活介護	人/月	87	87	87	87	86
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

⑧地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等の特定施設のうち、定員が 29 人以下の小規模の介護専門型特定施設に入居する要介護者が、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けるものです。

⑨地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が 29 人以下の小規模の特別養護老人ホームのことです。入所する要介護者に対し、入浴や排せつ、食事等の介護と日常生活上・療養上の世話、機能訓練、健康管理等のサービスを提供します。

本市においては、当該施設を有しておらず、令和 6 年 2 月時点での利用者もいないため、第 9 期中の利用を見込んでいません。

(3) 施設サービスの推計

介護保険の施設サービスは3種類あり、本市に立地する施設数及び定員は以下の通りです。

■施設サービスの種類及び市内の施設数と定員

	施設数	定員	備 考
介護老人福祉施設	4 箇所	397 人	
介護老人保健施設	2 箇所	180 人	
介護医療院	0 箇所	—	五條市民（住民登録者）の利用者は、近隣自治体の施設に入所

施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の利用者については、令和5年度の実績に基づき、見込量を設定しています。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、家庭において適切な介護を受けることが困難な人に対し、食事や入浴、排せつ等の日常生活の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設です。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人福祉施設	人/月	362	364	364	364	357

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

②介護老人保健施設

介護老人保健施設は、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す人に対し必要な介護や機能回復訓練を行う施設です。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護老人保健施設	人/月	161	166	166	166	163

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

③介護医療院

介護医療院とは、長期にわたる療養が必要な要介護者に、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護等や、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を一体的に行う施設です。

	単位	令和5年度*	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護医療院	人/月	17	20	20	20	19

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

3. 介護サービス給付費等の見込額

(1) 在宅サービスの給付費

(単位：千円)

	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防訪問看護	4,608	5,032	5,038	5,038	4,478
介護予防訪問リハビリテーション	1,531	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	976	579	580	580	580
介護予防通所リハビリテーション	11,286	14,247	14,265	14,265	13,799
介護予防短期入所生活介護	3,415	2,748	2,752	2,752	2,752
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	15,711	15,598	15,512	15,425	14,919
特定介護予防福祉用具購入	1,356	959	959	959	959
介護予防住宅改修	7,542	7,296	7,296	7,296	4,127
介護予防支援	12,009	12,180	12,196	12,086	11,699
介護予防サービス 小計	58,434	58,639	58,598	58,401	53,313
介護予防小規模多機能型居宅介護	8,076	6,814	12,269	12,269	6,823
地域密着型介護予防サービス 小計	8,076	6,814	12,269	12,269	6,823
訪問介護	184,970	172,536	172,755	172,755	172,398
訪問入浴介護	15,730	18,543	18,566	18,566	18,566
訪問看護	113,207	115,217	114,957	114,957	114,252
訪問リハビリテーション	13,890	6,499	6,507	6,507	6,507
居宅療養管理指導	16,523	17,170	17,160	17,160	17,040
通所介護	290,353	315,362	315,761	316,829	316,130
通所リハビリテーション	124,397	135,487	134,809	135,658	135,032
短期入所生活介護	119,141	161,594	161,798	163,309	163,231
短期入所療養介護	31,437	27,157	27,191	27,191	28,184
福祉用具貸与	110,679	111,915	111,816	111,880	111,712
特定福祉用具購入	6,110	4,847	4,847	4,847	3,769
住宅改修	11,043	11,720	11,720	11,720	8,790
居宅介護支援	163,186	166,543	166,441	166,485	166,171
居宅サービス 小計	1,200,666	1,264,590	1,264,328	1,267,864	1,261,782
地域密着型通所介護	87,488	95,424	95,545	95,545	95,080
小規模多機能型居宅介護	90,747	103,743	120,617	120,617	101,499
認知症対応型通所介護	11,430	14,457	14,475	14,475	14,475
地域密着型サービス 小計	189,665	213,624	230,637	230,637	211,054
合 計	1,456,841	1,543,667	1,565,832	1,569,171	1,532,972

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

注) 給付費は千円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

(2) 居住系サービスの給付費

(単位：千円)

	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防特定施設入居者生活介護	2,728	2,766	2,770	2,770	2,770
介護予防サービス 小計	2,728	2,766	2,770	2,770	2,770
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス 小計	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	52,915	57,976	58,049	58,049	58,049
居宅サービス 小計	52,915	57,976	58,049	58,049	58,049
認知症対応型共同生活介護	264,433	268,237	268,577	268,577	265,639
地域密着型サービス 小計	264,433	268,237	268,577	268,577	265,639
合計	320,076	328,979	329,396	329,396	326,458

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

注) 給付費は千円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

(3) 施設系サービスの給付費

(単位：千円)

	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	1,133,036	1,152,548	1,154,006	1,154,006	1,129,782
介護老人保健施設	517,349	537,450	538,130	538,130	528,307
介護医療院	72,974	90,383	90,497	90,497	86,139
介護療養型医療施設	0				
合計	1,723,359	1,780,381	1,782,633	1,782,633	1,744,228

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

注) 給付費は千円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

令和8年度における給付費は、認定者数の増加に合わせ、「在宅サービス」を中心とした各サービスの給付費の増加を見込んでいます。

■各サービスの給付費の伸び（令和5年度→令和8年度）

	令和5年度	令和8年度
在宅サービス	1,456,842 千円	1,569,171 千円 (7.7%増)
居住系サービス	320,077 千円	329,396 千円 (2.9%増)
施設系サービス	1,723,359 千円	1,782,633 千円 (3.4%増)

(4) 地域支援事業の給付費

(単位：千円)

	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	81,920	81,920	81,920	81,920	61,904
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	48,020	51,963	51,963	51,963	39,883
包括的支援事業（社会保障充実分）	9,162	14,698	14,698	14,698	9,162
合 計	139,102	148,581	148,581	148,581	110,950

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

注) 給付費は千円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

(5) その他の給付費

(単位：千円)

	令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
特定入所者介護サービス等給付額	141,868	205,930	205,912	205,494	200,043
高額介護サービス費等給付額	97,031	110,876	110,885	110,660	107,499
高額医療合算介護サービス等給付額	13,440	15,101	15,081	15,050	14,877
審査支払手数料	3,918	4,079	4,074	4,065	4,018
合 計	256,257	335,987	335,952	335,269	326,437

※令和5年度は令和5年4月～12月の実績を踏まえた推計値

注) 給付費は千円以下を四捨五入したものであり、各サービスの給付費とその合計が一致しない場合があります。

4. 介護保険料の設定

(1) 標準給付費の見込額

第9期計画期間における介護保険事業に係る給付費の見込額は以下の通りに算出されます。

(単位：千円)

		単位 ※1	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
①標準給付費	総給付費	千円	3,653,027	3,677,861	3,681,200	3,603,658
	在宅サービス	千円	1,543,667	1,565,832	1,569,171	1,532,972
	居住系サービス	千円	328,979	329,396	329,396	326,458
	施設サービス	千円	1,780,381	1,782,633	1,782,633	1,744,228
	特定入所者介護サービス費等給付額	千円	205,930	205,912	205,494	200,043
	高額介護サービス費等給付額	千円	110,876	110,885	110,660	107,499
	高額医療合算介護サービス費等給付額	千円	15,101	15,081	15,050	14,877
	算定対象審査支払手数料	千円	4,079	4,074	4,065	4,018
②地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	81,920	81,920	81,920	61,904
	包括的支援事業※2及び任意事業費	千円	51,963	51,963	51,963	39,883
	包括的支援事業※3	千円	14,698	14,698	14,698	9,162
①標準給付費見込額		千円	3,989,014	4,013,813	4,016,469	3,930,095
②地域支援事業費見込額		千円	148,581	148,581	148,581	110,950
介護保険事業に係る給付費見込額 〔①+②〕		千円	4,137,594	4,162,393	4,165,050	4,041,045
			3か年 計 12,465,037千円			

※1 本計画上では各種費用を千円単位で掲載していますが、実際には一円単位で計算しているため、合計金額等が一致しない場合や、実際の算定結果と異なる場合があります。

※2 地域包括支援センター運営分

※3 社会保障充実分

(2) 第1号被保険者負担額（保険料収納必要額）の算定

①第1号被保険者の負担基準額

第9期の第1号被保険者の負担比率は第8期と同じく23%となっています。上記の総給付費に基づく、第1号被保険者の負担基準額は下記の通りです。

$12,465,037 \text{ 千円 (第9期総給付費見込額)} \times 23\% = \underline{2,866,959 \text{ 千円}}$

②調整交付金の交付分による負担基準額の増減

上記の負担基準額から調整交付金の算入により、実質必要額が以下の通り算出されます。本市の第9期における交付比率は、全国標準の5%を上回っており、標準を上回る交付分が負担基準額より差し引かれます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年計
調整交付金の額 (全国標準の5%)	203,547	204,787	204,919	613,253
第9期 本市 (5%超の交付率)	313,869 7.71%	304,313 7.43%	301,232 7.35%	919,414
差分 (実質負担額より差し引き)	110,322	99,526	96,313	306,161

$$2,866,959 \text{ 千円} - 306,161 \text{ 千円} = \mathbf{2,560,797 \text{ 千円}}$$

③市町村特別給付費等による負担基準額の増額

市町村特別給付とは、要介護者や要支援者に対し市町村が独自に行う保険給付のことです。第9期計画期間中は、以下の通りの特別給付費を見込んでいます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年計
市町村特別給付費等	2,500	2,600	2,700	7,800

$$2,560,797 \text{ 千円} + 7,800 \text{ 千円} = \mathbf{2,568,597 \text{ 千円}}$$

④保険者機能強化推進交付金による負担基準額の軽減

市町村や都道府県で実施される介護予防等の取組の達成状況を評価し、達成状況に応じた財政的インセンティブを付与する交付金です。第9期計画期間中は、負担基準額軽減のために、3か年の合計で以下の通りの金額を見込んでいます。

(単位：千円)

保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (3か年計)	10,500
----------------------------	--------

$$2,568,597 \text{ 千円} - 10,500 \text{ 千円} = \mathbf{2,558,097 \text{ 千円}} \text{【第1号被保険者負担額】}$$

(3) 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の負担割合は、所得の状況によって異なります。本市では、負担能力に応じたきめ細かな保険料設定となるよう、課税層の所得段階を多段階化し、第8期と同様に所得段階を13段階に設定しています。

保険料段階	負担割合	対象者
第1段階	基準額×0.30	生活保護受給者及び老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税、もしくは世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
第2段階	基準額×0.45	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下
第3段階	基準額×0.70	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える
第4段階	基準額×0.90	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下
第5段階 【基準】	基準額×1.00	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階に該当しない
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満※ ²
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満※ ²
第9段階	基準額×1.60	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上、400万円未満
第10段階	基準額×1.75	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上、600万円未満
第11段階	基準額×1.80	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上、800万円未満
第12段階	基準額×2.00	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上、1,000万円未満
第13段階	基準額×2.10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上

所得段階別の被保険者数の推計は以下の通りです。段階別の負担率を考慮した「所得段階別加入割合補正後被保険者数」の3年間の合計人数 28,290 人が、第1号被保険者の1人当たりの負担額を算定する際の分母となります。

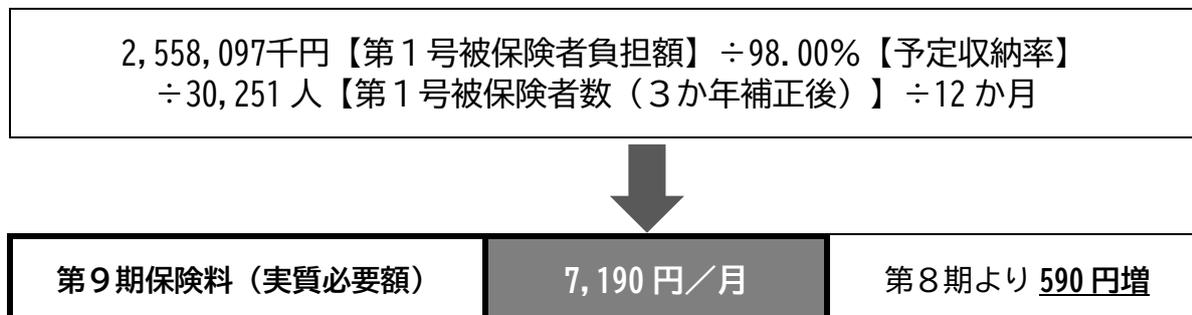
(単位：人)

保険料段階	所得段階別被保険者の割合	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1段階	22.5%	2,453	2,446	2,431	7,330
第2段階	10.8%	1,175	1,171	1,164	3,510
第3段階	8.2%	892	889	884	2,665
第4段階	10.4%	1,139	1,135	1,128	3,402
第5段階	11.4%	1,244	1,240	1,232	3,716
第6段階	16.2%	1,764	1,758	1,748	5,270
第7段階	12.3%	1,343	1,339	1,331	4,013
第8段階	4.4%	477	475	473	1,425
第9段階	1.4%	156	155	154	465
第10段階	1.7%	182	181	180	543
第11段階	0.2%	25	25	24	74
第12段階	0.2%	24	24	24	72
第13段階	0.3%	35	35	34	104
合計	100.0%	10,909	10,873	10,807	32,589
所得段階別加入割合補正後被保険者数		10,127	10,093	10,031	30,251

(4) 第9期保険料の算出

第1号被保険者負担額、所得段階別の割合補正後の第1号被保険者数及び過去の実績を踏まえた予定保険料収納率(98.00%)に基づき、以下の算定式より、第9期の保険料が第8期より590円増額の7,190円と算出されます。

■第9期保険料算定(実質必要額)



第9期においては、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、保険料の上昇を抑えることとします。なお、第10期以降においても総給付費見込額等の増加に伴う保険料の上昇を見越した上で、第9期の基金取崩額(第10期における繰越基金見込額)について検討し、保険料を設定します。

検討の結果、第9期の保険料を第8期と同額の6,600円と設定し、繰越基金を確保しつつ、第10期以降における保険料の上昇を抑制することを目標とします。

■準備基金取崩額及び取崩影響額(保険料への還元額)

$210,000 \text{千円(準備基金取崩額)} \\ \div 98.00\% \div 30,251 \div 12 = 590 \text{円(取崩影響額(月額))}$
--

■第9期保険料(月額)

実質必要額 7,190円	準備基金取崩影響額 590円=	第9期介護保険料 6,600円 (第8期と同額)
------------------------	---------------------------	---------------------------------------

(5) 所得段階別保険料

保険料段階	対象者	負担割合	保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が住民税非課税、もしくは世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 ×0.30	23,760円 (月額1,980円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額 ×0.45	35,640円 (月額2,970円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.70	55,440円 (月額4,620円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	71,280円 (月額5,940円)
第5段階 【基準】	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階に該当しない	基準額 ×1.00	79,200円 (月額6,600円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	95,040円 (月額7,920円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満	基準額 ×1.30	102,960円 (月額8,580円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満	基準額 ×1.50	118,800円 (月額9,900円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上、400万円未満	基準額 ×1.60	126,720円 (月額10,560円)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上、600万円未満	基準額 ×1.75	138,600円 (月額11,550円)
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上、800万円未満	基準額 ×1.80	142,560円 (月額11,880円)
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上、1,000万円未満	基準額 ×2.00	158,400円 (月額13,200円)
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.10	166,320円 (月額13,860円)

※介護保険料は年額で定めるため、月額が目安の表示となります。【月額＝年額÷12（端数四捨五入）】

5. 介護保険事業の充実と持続可能な運営の確保

(1) 介護保険サービスの充実

要介護認定者の増加が見込まれている中、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムを構築していくためには、介護保険サービスの充実がますます重要となっています。

利用者の選択の幅を広げるとともに、安定したサービスを提供できるよう、需給状況を勘案しながら事業者の参入を促進し、サービスの供給体制の確保に努めます。特に、地域密着型サービスについては、市が指定権限を有するサービスであることから、計画的に整備を進めます。

本計画期間中には、在宅で生活する要介護認定者の支援の充実に向け、地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」の整備を予定しており、在宅生活の継続と家族介護者の負担の軽減による介護離職の防止等を図ります。

(2) 介護保険サービスの質の向上と事業の適正化

事業者に対しては、市の介護保険等に対する取り組みについての情報提供を行い、市が指定権限を有するサービス事業者に対する指導・監査を実施するとともに、県と連携した事業者等への指導に取り組みます。また、市と事業者との連携を強化し、各種会議等を通じた意見交換やサービス改善に向けた話し合いを積極的に行い、介護サービスの質の向上につなげていきます。

(3) 介護給付費等の適正化の取り組み

利用者に対して公平・公正なサービスが提供されるよう、奈良県の「介護給付適正化計画」を踏まえた、要介護認定の適正化、ケアプランや住宅改修等のチェック、介護給付費通知の送付等を実施することにより、介護給付の適正化に努めます。具体的な取り組みは、以下の通りです。

事業名	事業主旨
要介護認定の適正化	適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、要介護認定の新規、変更、更新認定に係る認定調査の内容について書面の全件点検を実施します。また、認定調査の適正化を図るため、必要に応じて、認定調査員研修への職員の参加や、事例検討会等を実施します。
ケアプランの点検、及び住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査	介護支援専門員が作成した居宅サービス計画・介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に提出を求め、点検及び支援を行うことにより、個々の利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、ケアプランの質の向上を図るため実施します。 改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行い、利用者の状態に合った住宅改修が行われるよう点検します。 福祉用具利用者等に対し、必要に応じて、訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等について点検し、利用者の身体の状況に応じて必要な福祉用具の利用が図れるよう実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	(縦覧点検) 国保連合会適正化システムにより、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数の点検を行い、事業者に対して照会し、請求誤り等があれば、過誤申立により返還手続きを指導します。 (医療との突合) 国保連合会適正化システムにより、保険課等と連携し、後期高齢者医療保険や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求を排除し、適正な請求が図れるよう実施します。

(4) 保険者機能強化推進交付金等の活用

平成 29 年度の介護保険法改正により、市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するための「保険者機能強化推進交付金」が交付されることとなり、また、令和 2 年度から公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるため、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

今後、「保険者機能強化推進交付金」「介護保険保険者努力支援交付金」の活用により、被保険者の負担を軽減しつつ、介護予防に資する事業の充実を図ります。

(5) 介護保険制度の周知

住民に対しては、広報やホームページ等を活用し、介護保険制度等の各種サービスの周知を図ります。特に、介護保険制度の改正によって、本市では平成 29 年度より開始している総合事業と地域支援事業の再編や、利用者負担の見直し等の制度の変更、地域住民主体の介護予防活動の全市的な展開について、周知や説明に努めます。

(6) 介護人材の確保

介護保険サービス等の担い手である介護人材の確保が、全国的に大きな課題となっています。国においても、介護職の処遇改善等が検討されていますが、今後、高齢化率の上昇と生産年齢人口の減少が見込まれる本市においても、介護人材の確保と資質の向上は大きな課題となっています。

介護人材確保や生産性向上の政策については国や県が主導となって進めるとされていることから、国や県の方針と整合を図りつつ、事業所等とも連携を図りながら、検討を進めます。

また、現在行っている生活支援サポーターや介護予防サポーター等の育成・支援等、つながり・支え合いを実現するための人材の育成を継続し、介護に関わる人材の拡充を引き続き進めます。

第 6 章 計画の推進にあたって

1. 連携・協働の推進体制

本計画は、高齢者支援に関する総合的な計画であり、その実施には、保健・医療・福祉・防災・生涯学習等の各部局との連携が欠かせません。また、行政だけではなく、介護保険サービス事業者や地域団体、医療機関等の関係団体や関係機関との連携・協力による取り組みが必要です。本計画の推進にあたり、庁内の連携強化を図るとともに、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携・協働の体制づくりを進めます。

また、支える側・支えられる側といった区別をすることなく、誰もが役割を持ちながらともに支え合うことのできる「地域共生社会」の実現が重要視されています。将来的に、さらなる高齢化と人口減少が予想される本市において、持続可能な介護保険制度の運営と地域包括ケアシステムの構築だけでなく、地域共生社会の実現には、市民の自発的な取り組みとの連携が不可欠です。社会福祉協議会や地域団体と連携し、市民主体の活動の育成・支援と連携・協働を進め、地域共生社会の実現に向けた取り組みを継続的に推進します。

2. 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の評価と事業の改善

計画における取り組みの進捗状況については、年1回以上の点検・評価を行います。実施状況や地域の実情に応じた取り組みの改善を検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、五條市高齢者保健福祉・介護保険運営協議会内に設置する以下の合議体で、定期的に計画の進捗状況を点検・評価し、推進に際しての課題の抽出とその対応策の検討を行います。

合議体	主な検討事項
五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画運営推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進に関すること。 ・計画の推進に必要な調査研究に関すること。 ・その他計画の推進に必要なこと。
五條市地域密着型サービス運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・指定及び取消しに関すること。 ・指定基準及び介護報酬の設定に関すること。 ・質の確保及び運営評価に関すること。 ・その他委員会が適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項に関すること。
五條市地域包括支援センター運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・担当する圏域の設定に係る承認に関すること。 ・設置、変更及び廃止並びに地域包括支援センター業務の法人への委託または地域包括支援センターの業務を委託された法人の変更に係る承認に関すること。 ・業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施の承認に関すること。 ・予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に係る承認に関すること。 ・その他運営協議会が地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項に係る承認に関すること。 ・運営及び事業内容の評価に関すること。 ・その他の地域包括ケアに関すること。

資料編

1. 五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例

○五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会条例

平成 26 年 3 月 25 日

条例第 12 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づき、介護保険制度の基本となる五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画を市民及び保健・医療・福祉の関係者の参加により策定するため、五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 老人福祉法に基づく五條市老人保健福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 介護保険法に基づく五條市介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 被保険者代表及び保険料負担者代表
- (2) 市民関係団体
- (3) 市議会議員
- (4) 保健・医療・福祉の各事業に経験を有する者
- (5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者
- (6) 市行政職員

3 個別の事項を検討するため、委員会に部会を設けることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から五條市老人保健福祉計画及び五條市介護保険事業計画を策定するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表して、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委嘱又は任命後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、あんしん福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2. 五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

委員の資格	職名	氏名
市議会議員	五條市議会厚生建設常任委員会委員長	◎山口 耕司
市民関係団体	五條市自治連合会会長	○丸山 泰登美
	五條市老人クラブ連合会会長	中辻 良一
保健・医療・福祉に関する学識経験者	五條市医師会会長	岩井 務
	五條市歯科医師会会長	中山 義久
	奈良県吉野保健所長・内吉野保健所長	柳生 善彦
	南和医療企業団 五條病院長	森安 博人
保健・医療・福祉の各事業に経験を有する者	五條市社会福祉協議会会長	清水 勝
	五條市民生児童委員連合会会長	椋本 敏雄
	五條市シルバー人材センター 事務局長	柴田 浩康
	五條市介護保険事業所協議会会長	安川 武志
市行政職員	五條市すこやか市民部長	久保 雅彦
	五條市あんしん福祉部長	谷口 久美

◎委員長 ○副委員長

3. 各種会議の審議内容

○五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画策定委員会 審議経過

	開催日	主な審議内容
第1回 策定委員会	令和5年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の報告について ・第9期計画策定に向けた国の動向について ・現状と課題等について
第2回 策定委員会	令和5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県第9期事業支援計画の策定状況について ・五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画【骨子案】について ・五條市第9期介護保険料（案）について
パブリック コメント	令和6年1月29日 ～2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画【素案】について
第3回 策定委員会	令和6年2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・五條市介護保険条例の改正について ・パブリックコメントの実施について ・第9期五條市事業計画等【素案】について

○圏域別地域ケア会議 開催状況

圏域名	開催日	参加人数
西吉野圏域	令和5年10月23日	12人
五條西圏域	令和5年10月31日	13人
大塔圏域	令和5年11月2日	12人
五條圏域	令和5年11月7日	19人
野原圏域	令和5年11月9日	13人
五條東圏域	令和5年11月13日	14人

4. アンケート調査の実施概要

本計画の策定にあたり、市内に在住する高齢者の日常生活や介護予防に関する状況、在宅で生活する要介護認定者と、介護・介助する家族の実態等を明らかにし、今後の高齢者支援施策の検討と計画策定の基礎資料とすることを目的として、2種類のアンケート調査を実施しました。また、同様の目的から、市内の介護サービス事業所を対象としたアンケート調査も実施しました。

調査の方法とアンケートの回収結果は以下の通りです。

■調査概要（調査対象、調査期間等）のまとめ

① 介護予防・日常生活圏域二区調査			
調査対象者：市内在住の65歳以上（令和4年12月1日現在）の高齢者で、要介護1～5の認定を受けていない方			
調査期間：令和5年1月9日～令和5年1月27日			
調査方法：郵送配布・郵送回収			
回収結果：配布数2,000件（無作為抽出）、有効回収数1,472件、有効回収率73.6%			
■圏域別 回収結果			
圏域名	配布数	有効回収数	有効回収率
五條	500	376	75.2%
五條東	500	365	73.0%
野原	290	207	71.4%
五條西	410	299	72.9%
西吉野	200	155	77.5%
大塔	100	70	70.0%
② 在宅介護実態調査			
調査対象者：市内在住の在宅で生活する65歳以上（令和4年11月1日現在）の要介護認定者			
調査期間：令和4年11月14日～令和5年4月14日			
調査方法：要介護認定調査時における調査員による聞き取り・記入			
回収結果：有効回収数146件			
③ 介護サービス事業所アンケート調査			
調査対象者：市内の介護サービス事業所			
調査期間：令和5年1月9日～令和5年1月27日			
調査方法：郵送配布・郵送回収			
回収結果：配布数100件、有効回収数82件、有効回収率82.0%			

五條市老人保健福祉計画及び第9期五條市介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

編集・発行：五條市 あんしん福祉部 介護福祉課

〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号

電話番号：0747-22-4001（代表）

FAX番号：0747-25-0294

E-mail：kaigofukushika@city.gojo.lg.jp